

## **2. 出来形管理**

**令和6年4月**

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第2章 土工</b>							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土	2-3-2	1	掘削工			2-1	
	2-3-2	2	掘削工 (面管理の場合)			2-1	
	2-3-2	3	掘削工(水中部) (面管理の場合)			2-2	
	2-3-3	1	盛土工			2-2	
	2-3-3	2	盛土工 (面管理の場合)			2-3	
	2-3-4			盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		2-4
					多数アンカー式補強土工		2-4
					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-4
	2-3-5			法面整形工	盛土部		2-4
	2-3-6			堤防天端工			2-4
第4節 道路土工	2-4-2	1	掘削工			2-5	
	2-4-2	2	掘削工 (面管理の場合)			2-5	
	2-4-3	1	路体盛土工			2-6	
	2-4-3	2		路体盛土工 (面管理の場合)			2-6
							2-6
	2-4-4	1	路床盛土工			2-6	
	2-4-4	2		路床盛土工 (面管理の場合)			2-6
							2-6
2-4-5			法面整形工	盛土部		2-7	
<b>第3章 無筋、鉄筋コンクリート</b>							
第7節 鉄筋工	3-7-4		組立て			2-7	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第2章 一般施工</b>							
第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工	鋼矢板		2-8	
				軽量鋼矢板		2-8	
				コンクリート矢板		2-8	
				広幅鋼矢板		2-8	
				可とう鋼矢板		2-8	
	2-3-5			縁石工	縁石・アスカープ		2-8
							2-8
							2-8
	2-3-6			小型標識工			2-8
							2-8
							2-8
	2-3-7			防止柵工	立入防止柵		2-9
					転落(横断)防止柵		2-9
					車止めポスト		2-9
	2-3-8	1	2	路側防護柵工	ガードレール		2-9
					ガードケーブル		2-9
	2-3-9			区画線工			2-10
	2-3-10			道路付属物工	視線誘導標		2-10
					距離標		2-10
	2-3-11			コンクリート面塗装工			2-10
	2-3-12	1	2	プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋		2-11
					スラブ橋		2-11
	2-3-13	1		ポストテンション桁製作工	桁製作工		2-11
	2-3-13	2		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)			2-12
							2-12
	2-3-14			プレキャストセグメント主桁組			2-12
	2-3-15			PCホースラフ製作工			2-12
	2-3-16	1	2	PC箱桁製作工	箱桁		2-13
					押出し箱桁		2-13
	2-3-17			根固ブロック工			2-13
	2-3-18			沈床工			2-14
	2-3-19			捨石工			2-14
2-3-22			階段工			2-14	
2-3-24	1	2	伸縮装置工	ゴムジョイント		2-14	
				鋼製フィンガージョイント		2-15	
				埋設型ジョイント		2-15	
2-3-26	1	2	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		2-15	
				かごマット		2-15	
2-3-27	1	2	羽口工	じゃかご		2-16	
				ふとんかご、かご枠		2-16	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	2-3-28		プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		2-16
				プレキャストパイプ工		2-16
	2-3-29	1	側溝工	側溝工		2-17
				場所打水路工		2-17
				暗渠工		2-17
2-3-30		集水桝工			2-18	
2-3-31		現場塗装工			2-18	
第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利		2-19
				碎石基礎工		2-19
				割ぐり石基礎工		2-19
				均しコンクリート		2-19
	2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		2-19
				プレキャスト		2-20
	2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2-20
				鋼管杭		2-20
				H鋼杭		2-20
				鋼管ソイルメント杭		2-20
	2-4-5		場所打杭工			2-20
	2-4-6		深礎工			2-21
	2-4-7		オープンケーソン基礎工			2-21
2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			2-21	
2-4-9		鋼管矢板基礎工			2-22	
第5節 石・ブロック積(張)工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-22
				コンクリートブロック張		2-22
				連節ブロック張り		2-22
				天端保護ブロック		2-23
	2-5-4		緑化ブロック工			2-23
2-5-5		石積(張)工			2-23	
第6節 一般舗装工	2-6-6	4	橋面防水工	シート系 新規設定床版		2-24
				防水層		2-24
	2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-25
				下層路盤工 (面管理の場合)		2-25
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-26
				上層路盤工(粒度調整路盤工) (面管理の場合)		2-26
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		2-27
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工) (面管理の場合)		2-27
				加熱アスファルト安定処理工		2-28
				加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		2-28
				基層工		2-29
				基層工(面管理の場合)		2-29
				表層工		2-30
				表層工(面管理の場合)		2-30
	2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-31
				下層路盤工 (面管理の場合)		2-31
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-32
				上層路盤工(粒度調整路盤工) (面管理の場合)		2-32
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		2-33
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工) (面管理の場合)		2-33
				加熱アスファルト安定処理工		2-34
				加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		2-34
				基層工		2-35
基層工(面管理の場合)					2-35	
表層工					2-36	
表層工(面管理の場合)					2-36	
2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		2-37	
			下層路盤工 (面管理の場合)		2-37	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁			
第6節 一般舗装工	2-6-9	3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-38			
				上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-38			
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-39			
					5		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-39
					6		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-39
					7		加熱アスファルト安定処理工		2-40
					8		加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-40
					9		基層工		2-41
					10		基層工（面管理の場合）		2-41
					11		表層工		2-42
					12		表層工（面管理の場合）		2-42
				2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		2-43
	路盤工（面管理の場合）		2-43						
	表層工		2-44						
	表層工（面管理の場合）		2-44						
		2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-45		
	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）					2-45			
	基層工					2-46			
	基層工（面管理の場合）					2-46			
	表層工					2-47			
	表層工（面管理の場合）					2-47			
		2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2-48		
	下層路盤工（面管理の場合）					2-48			
	粒度調整路盤工					2-49			
	粒度調整路盤工（面管理の場合）					2-49			
	セメント（石灰・瀝青）安定処理工					2-50			
	セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）					2-50			
	アスファルト中間層					2-51			
	アスファルト中間層（面管理の場合）					2-51			
	コンクリート舗装版工					2-52			
	コンクリート舗装版工（面管理の場合）					2-52			
	転圧コンクリート版工（下層路盤工）					2-53			
	転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）					2-53			
	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		2-54						
	転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-54						
	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		2-55						
	転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管理の場合）		2-55						
	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		2-56						
	転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		2-56						
	転圧コンクリート版工		2-57						
	転圧コンクリート版工（面管理の場合）		2-57						
		2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		2-58		
	上層路盤工（粒度調整路盤工）					2-58			
	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）					2-59			
	加熱アスファルト安定処理工					2-59			
	基層工					2-59			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-60	
		2		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-60	
		3		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-61	
		4		加熱アスファルト安定処理工		2-61	
		5		基層工		2-61	
	2-6-15	1	路面切削工 （面管理の場合）				2-62
		2					2-62
	2-6-16		舗装打換え工				2-62
	2-6-17	1	オーバーレイ工 （面管理の場合）				2-63
		2					2-63
第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工			2-64	
	2-7-3		置換工			2-64	
	2-7-4	1	表層安定処理工 （ICT施工の場合）	サンドマット海上			2-65
		2		サンドマット海上			2-65
	2-7-5		パイルネット工			2-66	
	2-7-6		サンドマット工			2-66	
	2-7-7		パーチカルドレーン	サンドドレーン工			2-67
				ペーパードレーン工			2-67
				袋詰式サンドドレーン工			2-67
	2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工			2-67
	2-7-9	1	固結工	粉末噴射攪拌工			2-67
				高圧噴射攪拌工			2-67
				スラリー攪拌工			2-67
				生石灰パイル工			2-67
2		スラリー攪拌工 （施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）による管理の場合）				2-68	
3		中層混合処理				2-68	
第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭			2-69
		1		鋼矢板			2-69
		2		アンカー工			2-69
		3		連節ブロック張り工			2-69
		4		締切盛土			2-69
	5	中詰盛土			2-70		
	2-10-9		地中連続壁工（壁				2-70
	2-10-10		地中連続壁工（柱列式）				2-70
2-10-22		法面吹付工			第3編 2-14-3 吹付工	2-84	
第11節 軽量盛土工	2-11-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6	
第12節 工場製作工（共通）	2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）			2-71
							2-72
		2		鋳造費（大型ゴム支承			2-72
		3		仮設材製作工			2-73
	2-12-3	1	桁製作工	刃口金物製作工			2-73
				仮組立による検査を実施する場合			2-74
				シミュレーション仮組立検査を行う場合			2-75
				仮組立検査を実施しない場合			2-76
	2-12-3	3		鋼製堰堤製作工（仮組立時）			2-77
							2-78
	2-12-4		検査路製作工				2-78
	2-12-5		鋼製伸縮継手製作工				2-78
	2-12-6		落橋防止装置製作工				2-79
	2-12-7		橋梁用防護柵製作工				2-79
	2-12-8		アンカーフレーム製作工				2-79
2-12-9		プレビーム用桁製作				2-80	
2-12-10		鋼製排水管製作工				2-80	
2-12-11		工場塗装工				2-81	
第13節 橋梁架設工	2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設			2-82
				ケーブルクレーン架設			2-82
				ケーブルエレクション架			2-82
				架設桁架設			2-82
				送出し架設			2-82
				トラバラークレーン架設			2-82
							2-82

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 橋梁架設工	2-13		架設工 (コンクリート)	クレーン架設		2-83	
				架設桁架設		2-83	
第13節 橋梁架設工	2-13		架設工支保工	固定		2-83	
				移動		2-83	
				架設桁架設	片持架設		2-83
				押し架設		2-83	
第14節 法面工(共通)	2-14-2	1	植生工	種子散布工		2-84	
				張芝工		2-84	
				筋芝工		2-84	
				市松芝工		2-84	
				植生シート工		2-84	
				植生マット工		2-84	
				植生筋工		2-84	
				人工張芝工		2-84	
				植生穴工		2-84	
				植生基材吹付工		2-84	
	客土吹付工		2-84				
	2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		2-85	
				モルタル		2-85	
					簡易法砕工		2-85
	2-14-4	1	法砕工	現場打法砕工		2-86	
現場吹付法砕工					2-86		
				プレキャスト法砕工		2-87	
2-14-6		アンカー工			2-87		
第15節 擁壁工(共通)	2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		2-88	
	2-15-2		プレキャスト擁壁工			2-88	
	2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)		2-89	
				壁工法		2-89	
				多数アンカー式補強土工		2-89	
			ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-89		
2-15-4		井桁ブロック工			2-89		
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3		浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-90	
				グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		2-90	
				バックホウ浚渫船(面管理の場合)		2-91	
第18節 床版工	2-18-2		床版工			2-91	

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第3章 一般施工</b>							
第3節 共通の工種	3-3-2		共通事項	ポンプ浚渫		2-92	
				グラブ浚渫		2-92	
				硬土盤浚渫		2-92	
				砕岩浚渫		2-92	
				バックホウ浚渫		2-92	
	3-3-6	1	2	圧密・排水工	サンドドレーン		2-92
					敷砂		2-92
					敷砂均し		2-92
					載荷土砂		2-92
					ペーパードレーン		2-92
	3-3-7	2		締固工	サンドコンパクションパイル		2-92
					敷砂	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92
					敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92
	3-3-8	1		固化工	深層混合処理杭		2-92
					敷砂	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92
					敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92
	3-3-9			洗掘防止工	吸出し防止材		2-93
	3-3-10			中詰工			2-93
	3-3-11			蓋コンクリート工			2-93
	3-3-13			鋼矢板工			2-93
3-3-14	4	5	控工	腹起		2-93	
				タイ材		2-94	
3-3-15			鋼杭工			2-94	
3-3-16			コンクリート杭			2-94	
3-3-17			防食工			2-94	
第5節 海上地盤改良工	3-5-2		床堀工	ポンプ浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				グラブ浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				硬土盤浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				砕岩浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				バックホウ浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
	3-5-6			置換工			2-95
	3-5-7			圧密・排水工	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92	
	3-5-8			締固工	第4編3-3-7締固工	2-92	
	3-5-9			固化工	第4編3-3-8固化工	2-92	
第6節 基礎工	3-6-3		洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93	
	3-6-4		基礎捨石工			2-95	
	3-6-6		基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99	
基礎ブロック据付					2-95		
第7節 本体工(ケーソン式)	3-7-2		ケーソン製作工			2-96	
	3-7-3		ケーソン進水据付工			2-96	
	3-7-4		中詰工		第4編3-3-10中詰工	2-93	
	3-7-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	2-93	
第8節 本体工(ブロック式)	3-8-2		本体ブロック製作工			2-97	
	3-8-3		本体ブロック据付工			2-97	
	3-8-4		中詰工		第4編3-3-10中詰工	2-93	
	3-8-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	2-93	

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	3-10-2		掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93
	3-10-3		本体捨石工		第4編3-6-4基礎捨石工	2-95
	3-10-4		捨ブロック工	捨ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
捨ブロック据付				第4編3-6-6基礎ブロック工	2-95	
第11節 本体工(鋼矢板式)	3-11-2		鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
	3-11-3		控工		第4編3-3-14控工	2-93
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	3-12-2		コンクリート矢板工			2-97
	3-12-3		控工		第4編3-3-14控工	2-93
第13節 本体工(鋼杭式)	3-13-2		鋼杭工		第4編3-3-15鋼杭工	2-94
第14節 本体工(コンクリート杭式)	3-14-2		コンクリート杭工		第4編3-3-16コンクリート杭工	2-94
第15節 被覆・根固工	3-15-2		被覆石工			2-97
	3-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
				被覆ブロック据付		2-97
3-15-5		根固ブロック工	根固ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99	
			根固ブロック据付	第4編3-15-4被覆ブロック工	2-97	
第16節 上部工	3-16-2		上部コンクリート工			2-98
	3-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
				上部ブロック据付		2-98
第17節 付属工	3-17-2		係船柱工			2-98
	3-17-3		防舷材工			2-99
	3-17-4		車止・縁金物工			2-99
	3-17-5		防食工		第4編3-3-17防食工	2-94
第18節 消波工	3-18-2		洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93
	3-18-3	1	消波ブロック工	消波ブロック製作		2-99
		2		消波ブロック据付		2-99
第19節 裏込・裏埋工	3-19-2		裏込工			2-99
	3-19-4		裏埋工			2-100
第20節 維持補修工	3-20-3		防食工		第4編3-3-17防食工	2-94
第21節 仮設工	3-21-2		仮設鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
					3-3-15鋼杭工	2-94
	3-21-3		仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
				3-3-15鋼杭工	2-94	

【第5編 港湾海岸編】

章、節		条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 堤防、防潮堤、護岸</b>							
第3節	海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工					第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節	本体工(ケーソン式)					第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節	本体工(ブロック式)					第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節	本体工(鋼矢板式)					第4編第3章第13節本体工(鋼矢板式)	
第9節	本体工(コンクリート矢板式)					第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-97
第10節	被覆・根固工					第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第11節	上部工					第4編第3章第16節上部工	2-98
第12節	消波工					第4編第3章第18節消波工	2-99
第13節	裏込・裏埋工					第4編第3章第19節裏込・裏埋工	2-99
第14節	維持補修工					第4編第3章第20節維持補修工	
第15節	仮設工					第4編第3章第21節仮設工	
<b>第2章 突堤</b>							
第3節	海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工					第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節	本体工(ケーソン式)					第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節	本体工(ブロック式)					第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)					第4編第3章第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	
第9節	本体工(鋼矢板式)					第4編第3章第11節本体工(鋼矢板式)	
第10節	本体工(コンクリート矢板式)					第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-97
第11節	本体工(鋼杭式)					第4編第3章第13節本体工(鋼杭式)	
第12節	本体工(コンクリート杭工)					第4編第3章第14節本体工(コンクリート杭工)	
第13節	被覆・根固工					第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第14節	上部工					第4編第3章第16節上部工	2-98
第15節	消波工					第4編第3章第18節消波工	2-99
第16節	維持補修工					第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工					第4編第3章第21節仮設工	
<b>第3章 離岸堤</b>							
第3節	海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工					第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節	本体工(ケーソン式)					第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節	本体工(ブロック式)					第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)					第4編第3章第10節本体工(捨石・捨ブロック式)	
第13節	被覆・根固工					第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第14節	上部工					第4編第3章第16節上部工	2-98
第15節	消波工					第4編第3章第18節消波工	2-99
<b>第4章 樋門・水門</b>							
第3節	海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工					第4編第3章第6節基礎工	2-95
第16節	維持補修工					第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工					第4編第3章第21節仮設工	
<b>第5章 養砂</b>							
第3節	海上地盤改良工					第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第1章 築堤・護岸</b>							
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6	
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編 2-7-4 表層安定処理工	2-65	
	1-4-3		パイルネット工		第3編 2-7-5 パイルネット工	2-66	
	1-4-4		パーチカルドレーン工		第3編 2-7-7 パーチカルドレーン工	2-67	
	1-4-5		締固改良工		第3編 2-7-8 締固改良工	2-67	
	1-4-6		固結工		第3編 2-7-9 固結工	2-67	
第5節 護岸基礎工	1-5-3		基礎工		第3編 2-4-3 基礎工（護岸）	2-19	
	1-5-4		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
第6節 矢板護岸工	1-6-3		笠コンクリート工		第3編 2-4-3 基礎工（護岸）	2-19	
	1-6-4		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
第7節 法覆護岸工	1-7-3		コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	1-7-4		護岸付属物工			2-101	
	1-7-5		緑化ブロック工		第3編 2-5-4 緑化ブロック工	2-23	
	1-7-6		環境護岸ブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	1-7-7		石積（張）工		第3編 2-5-5 石積（張）工	2-23	
	1-7-8		法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	2-86	
	1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15	
				巨石積み	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15	
				かごマット	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15	
	1-7-10		吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	2-85	
	1-7-11		植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-84	
	1-7-12		覆土工		第1編 2-3-5 法面整形工	2-4	
	1-7-13		羽口工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
ふとんかご				第3編 2-3-27 羽口工	2-16		
かご枠				第3編 2-3-27 羽口工	2-16		
連節ブロック張り				第3編 2-5-3-2 連節ブロック張り	2-22		
第8節 擁壁護岸工	1-8-3		場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
	1-8-4		プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-88	
第9節 根固め工	1-9-3		根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック	2-13	
	1-9-5		沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-14	
	1-9-6		捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-14	
	1-9-7		かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
				ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
第10節 水制工	1-10-3		沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-14	
	1-10-4		捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-14	
	1-10-5		かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
				ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
	1-10-8		杭出し水制工			2-101	
第11節 付帯道路工	1-11-3		路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	2-9	
	1-11-5		アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	2-25	
	1-11-6		コンクリート舗装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	2-48	
	1-11-7		薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	2-58	
	1-11-8		ブロック舗装工		第3編 2-6-14 ブロック舗装工	2-60	
	1-11-9		側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	2-17	
	1-11-10		集水柵工		第3編 2-3-30 集水柵工	2-18	
	1-11-11		縁石工		第3編 2-3-5 縁石工	2-8	
	1-11-12		区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	2-10	
	第12節 付帯道路施設工	1-12-3		道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	2-10
		1-12-4		標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	2-8
	第13節 光ケーブル配管工	1-13-3		配管工			2-101
1-13-4			ハンドホール工			2-102	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第2章 浚渫(川)</b>							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2		浚渫船運転工(民船・官船)		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	2-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
	2-4-2		浚渫船運転工 (面管理の場合)		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
<b>第3章 樋門・樋管</b>							
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 地盤改良工	3-4-2		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	3-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20	
	3-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	3-5-6		函渠工	本體工			2-102
				ヒューム管			2-102
			PC管			2-102	
			コルゲートパイプ			2-102	
			ダクタイル鋳鉄管			2-102	
	3-5-6			PC函渠	第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16	
	3-5-7		翼壁工			2-103	
	3-5-8		水叩工			2-103	
第6節 護床工	3-6-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13	
	3-6-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14	
	3-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	3-6-7		かご工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	2-16
第7節 水路工	3-7-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	3-7-4		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18	
	3-7-5		暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	2-17	
	3-7-6		樋門接続暗渠工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16	
第8節 付属物設置工	3-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9	
	3-8-7		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14	
<b>第4章 水門</b>							
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-78	
	4-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79	
	4-3-6		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-80	
	4-3-7		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-79	
	4-3-8		鑄造費		第3編2-12-1鑄造費	2-71	
	4-3-9		仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	2-73	
	4-3-10		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81	
	第5節 軽量盛土工	4-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
	第6節 水門本体工	4-6-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
4-6-5			場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20	
4-6-6			矢板工(遮水矢板)		第3編2-3-4矢板工	2-8	
4-6-7			床版工			2-103	
4-6-8			堰柱工			2-103	
4-6-9			門柱工			2-103	
4-6-10			ゲート操作台工			2-103	
4-6-11			胸壁工			2-103	
4-6-12			翼壁工		第6編3-5-7翼壁工	2-103	
4-6-13			水叩工		第6編3-5-8水叩工	2-103	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 護床工	4-7-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	4-7-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	4-7-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	4-7-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
ふとんかご				第3編2-3-27羽口工	2-16	
第8節 付属物設置工	4-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	4-8-8		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-10		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第11節 床版工	4-11-2		床版工		第3編2-18-2床版工	2-91
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-12-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	4-12-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	4-12-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	4-12-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-11
	4-14-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11
	4-14-4		プレキャストセグメント製作工(購入)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12
	4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	4-14-6		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	4-14-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	4-14-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	4-14-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	2-91
	4-14-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-83
	4-15-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	4-15-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	4-15-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	2-12
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-16-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	4-16-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	4-16-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	4-16-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第18節 舗装工	4-18-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	4-18-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	2-31
	4-18-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	2-37
	4-18-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	2-43
	4-18-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	2-45
	4-18-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	4-18-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
ブロック舗装工				第3編2-6-14ブロック舗装工	2-60	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第5章 堰</b>							
第3節 工場製作工	5-3-3		刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	2-73	
	5-3-4		桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	2-74	
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	2-78	
	5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-78	
	5-3-7		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	2-79	
	5-3-8		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	2-80	
	5-3-9		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	2-80	
第3節 工場製作工	5-3-10		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-79	
	5-3-11		鋳造費		第3編2-12-1 鋳造費	2-71	
	5-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-79	
	5-3-13		仮設材製作工		第3編2-12-1 仮設材製作工	2-73	
	5-3-14		工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-81	
第5節 軽量盛土工	5-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6	
第6節 可動堰本体工	5-6-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20	
	5-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20	
	5-6-5		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21	
	5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
	5-6-7		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8	
	5-6-8		床版工		第3編2-18-2 床版工	2-91	
	5-6-9		堰柱工		第6編4-6-8 堰柱工	2-103	
	5-6-10		門柱工		第6編4-6-9 門柱工	2-103	
	5-6-11		ゲート操作台工		第6編4-6-10ゲート操作台工	2-103	
	5-6-12		水叩工		第6編3-5-8 水叩工	2-103	
	5-6-13		閘門工			2-103	
	5-6-14		土砂吐工			2-103	
	5-6-15		[取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
	第7節 固定堰本体工	5-7-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
		5-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
5-7-5			オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21	
5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
5-7-7			矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8	
5-7-8			堰本体工			2-103	
5-7-9			水叩工			2-103	
5-7-10			土砂吐工			2-103	
5-7-11			取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
第8節 魚道工		5-8-3		魚道本体工			2-104
第9節 管理橋下部工		5-9-2		管理橋橋台工			2-104
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4		架設工（クレーン架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-7		架設工（架設桁架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-8		架設工（送出し架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		第3編2-13 架設工（鋼橋）	2-82	
	5-10-10		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138	
	第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2		現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18
第12節 床版工	5-12-2		床版工		第3編2-18-2 床版工	2-91	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-11
	5-15-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11
	5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12
	5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	5-15-6		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第15節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋)	5-15-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	5-15-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	5-15-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	2-91
	5-15-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第16節 コンクリート管理橋上部工 (PC橋ホロースラブ橋)	5-16-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-83
	5-16-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-16-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	5-16-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	2-12
第17節 コンクリート管理橋上部工 (PC箱桁橋)	5-17-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-83
	5-17-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-17-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-13
	5-17-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-18-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-18-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-18-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-18-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-18-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第20節 付属物設置工	5-20-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	5-20-7		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
<b>第6章 排水機場</b>						
第3節 軽量盛土工	6-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 機場本体工	6-4-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-4-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-4-6		本体工			2-105
	6-4-7		燃料貯油槽工			2-105
第5節 沈砂池工	6-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-5-6		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	6-5-7		コンクリート床版工			2-105
	6-5-8		ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	6-5-9		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
第6節 吐出水槽工	6-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-6-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-6-6		本体工		第6編6-4-6本体工	2-105

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第7章 床止め・床固め</b>							
第3節 軽量盛土工	7-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 床止め工	7-4-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	7-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	7-4-6		本体工	床固め本体工			2-106
				巨石張り		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
				根固めブロック		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
7-4-7		取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88		
	7-4-8		水叩工			2-106	
				巨石張り		第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15
				根固めブロック		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
第5節 床固め工	7-5-4		本堤工		第6編7-4-6本体工	2-106	
	7-5-5		垂直壁工		第6編7-4-6本体工	2-106	
	7-5-6		側壁工			2-106	
	7-5-7		水叩工		第6編7-4-8水叩工	2-106	
第6節 山留擁壁工	7-6-3		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88	
	7-6-4		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22	
	7-6-5		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23	
	7-6-6		山留擁壁基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19	
<b>第8章 河川維持</b>							
第7節 路面補修工	8-7-3		不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	2-4	
	8-7-4		コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48	
	8-7-5		アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25	
第8節 付属物復旧工	8-8-2		付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9	
第9節 付属物設置工	8-9-3		防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9	
	8-9-5		付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3		配管工		第6編1-13-3配管工	2-101	
	8-10-4		ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール工	2-102	
第12節 植栽維持工	8-12-3		樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	2-84	
<b>第9章 河川修繕</b>							
第3節 軽量盛土工	9-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 腹付工	9-4-2		覆土工		第1編2-3-5法面整形工	2-4	
	9-4-3		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84	
第5節 側帯工	9-5-2		縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27羽口工	2-16	
				連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工(連結ブロック張り)	2-22	
				コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22	
				石張工	第3編2-5-5石積(張)工	2-23	
	9-5-3		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84	
第6節 堤脚保護工	9-6-3		石積工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23	
	9-6-4		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22	
第7節 管理用通路工	9-7-2		防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9	
	9-7-4		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62	
	9-7-5		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62	
	9-7-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63	
	9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編2-3-29側溝工	2-17	
				集水柵工	第3編2-3-30集水柵工	2-18	
9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工	2-8		
第8節 現場塗装工	9-8-3		付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18	
	9-8-4		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 堤防・護岸</b>						
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	1-4-3		パイルネット工		第3編2-7-5パイルネット工	2-66
	1-4-4		パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	2-67
	1-4-5		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67
	1-4-6		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
第5節 護岸基礎工	1-5-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	1-5-5		場所打コンクリート工			2-107
	1-5-6		海岸コンクリートブロック工			2-107
	1-5-7		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	1-5-8		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	1-5-9		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第6節 護岸工	1-6-3		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	1-6-4		海岸コンクリートブロック工			2-107
	1-6-5		コンクリート被覆工			2-108
第7節 擁壁工	1-7-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
第8節 天端被覆工	1-8-2		コンクリート被覆工			2-108
第9節 波返工	1-9-3		波返工			2-108
第10節 裏法被覆工	1-10-2		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	1-10-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	1-10-4		コンクリート被覆工		第7編1-6-5コンクリート被覆工	2-108
	1-10-5		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
第11節 カルバート工	1-11-3		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第12節 排水構造物工	1-12-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-12-4		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	第3編2-3-29暗渠工	2-17
				プレキャストボックス	第3編2-3-29暗渠工	2-17
				コルゲートパイプ	第3編2-3-29暗渠工	2-17
				タグタイル铸铁管	第3編2-3-29暗渠工	2-17
1-12-6		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17	
第13節 付属物設置工	1-13-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	1-13-6		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第14節 付帯道路工	1-14-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	1-14-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	1-14-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	1-14-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	1-14-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-14-9		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	1-14-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
	1-14-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第15節 付帯道路施設工	1-15-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	1-15-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第2章 突堤・人工岬</b>							
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 突堤基礎工	2-4-4		捨石工			2-109	
	2-4-5		吸出し防止工			2-109	
第5節 突堤本体工	2-5-2		捨石工			2-109	
	2-5-5		海岸コンクリートブロック工			2-110	
	2-5-6		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	2-5-7		詰杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	2-5-8		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	2-5-9		石砕工			2-110	
	2-5-10		場所打コンクリート工			2-110	
	2-5-11			ケーソン工	ケーソン工製作		2-111
					ケーソン工据付		2-111
					突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		2-111
	2-5-12			セルラー工	セルラー工製作		2-112
セルラー工据付						2-112	
突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)						2-112	
第6節 根固め工	2-6-2		捨石工			2-112	
	2-6-3		根固めブロック工			2-113	
第7節 消波工	2-7-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	2-7-3		消波ブロック工			2-113	
<b>第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)</b>							
第3節 海域堤基礎工	3-3-3		捨石工			2-113	
	3-3-4		吸出し防止工		第7編2-4-5吸出し防止工	2-109	
第4節 海域堤本体工	3-4-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	3-4-3		海岸コンクリートブロック工		第7編2-5-5海岸コンクリートブロック工	2-110	
	3-4-4		ケーソン工		第7編2-5-11ケーソン工	2-111	
	3-4-5		セルラー工		第7編2-5-12セルラー工	2-112	
	3-4-6		場所打コンクリート工		第7編2-5-10場所打ちコンクリート工	2-110	
<b>第4章 浚渫(海岸)</b>							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
<b>第5章 養浜</b>							
第2節 軽量盛土工	5-2-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第3節 砂止工	5-3-2		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13	

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 砂防堰堤</b>						
第3節 工場製作工	1-3-3		鋼製堰堤製作工		第3編2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	2-77
	1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			2-114
	1-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	1-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第6節 法面工	1-6-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	1-6-3		法面吹付け工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	1-6-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	1-6-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	1-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4		コンクリート堰堤本 体工			2-114
	1-8-5		コンクリート副堰堤 工		第8編1-8-4コンクリート堰 堤本體工	2-114
	1-8-6		コンクリート側壁工			2-114
	1-8-8		水叩工			2-115
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5		鋼製堰堤本體工	不透過型		2-115
		透過型			2-115	
	1-9-6		鋼製側壁工			2-117
	1-9-7		コンクリート側壁工		第8編1-8-6コンクリート側 壁工	2-114
	1-9-9		水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-115
1-9-10		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18	
第10節 護床工・根固め工	1-10-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	1-10-6		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	1-10-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
ふとんかご		第3編2-3-27羽口工		2-16		
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第12節 付帯道路工	1-12-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	1-12-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗 装工	2-25
	1-12-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗 装工	2-48
	1-12-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装 工	2-58
	1-12-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-12-9		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	1-12-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
	1-12-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第13節 付帯道路施設工	1-13-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	1-13-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
<b>第2章 流路</b>						
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 流路護岸工	2-4-4		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	2-4-5		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	2-4-6		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブ ロック工	2-22
	2-4-7		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	2-4-8		護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	2-101
	2-4-9		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4		床固め本体工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	2-5-5		垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	2-5-6		側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	2-114
	2-5-7		水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-115
	2-5-8		魚道工			2-117
第6節 根固め・水制工	2-6-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	2-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	2-6-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
かごマット				第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
第7節 流路付属物設置工	2-7-2		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
	2-7-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 法面工	3-4-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	3-4-3		吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	3-4-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	3-4-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-4-6		アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編2-14-6アンカー工	2-87
3-4-7		抑止アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87	
第5節 擁壁工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-5-4		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	3-5-5		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
	3-5-6		補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	2-89
	3-5-7		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-89
	3-5-8		落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-124
第6節 山腹水路工	3-6-3		山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	3-6-4		山腹明暗渠工			2-117
	3-6-5		山腹暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	3-6-6		現場打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	3-6-7		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
第7節 地下水排除工	3-7-4		集排水ボーリング工			2-118
	3-7-5		集水井工			2-118
第8節 地下水遮断工	3-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	3-8-4		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
	3-8-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第9節 抑止杭工	3-9-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-9-5		シャフト工 (深礎工)		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-9-6		合成杭工			2-118

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 コンクリートダム</b>						
第4節 ダムコンクリート工	1-4		コンクリートダム工 (本体)			2-119
	1-4		コンクリートダム工 (水叩)			2-119
	1-4		コンクリートダム工 (副ダム)			2-120
	1-4		コンクリートダム工 (導流壁)			2-121
<b>第2章 フィルダム</b>						
第4節 盛立工	2-4-5		コアの盛立			2-122
	2-4-6		フィルターの盛立			2-122
	2-4-7		ロックの盛立			2-122
	2		フィルダム (洪水吐)			2-123
<b>第3章 基礎グラウチング</b>						
第3節 ボーリング工	3-3		ボーリング工			2-123

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第1章 道路改良</b>						
第3節 工場製作工	1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-124
				工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	1-4-3		置換工		第3編2-7-3置換工	2-64
	1-4-4		サンドマット工		第3編2-7-6サンドマット工	2-66
	1-4-5		パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	2-67
	1-4-6		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67
	1-4-7		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
第5節 法面工	1-5-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	1-5-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	1-5-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	1-5-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	1-5-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
ふとんかご				第3編2-3-27羽口工	2-16	
第6節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第7節 擁壁工	1-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	1-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	1-7-5		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	1-7-6		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
	1-7-7		補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
				多数アンカー式補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
	1-7-8		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-89
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	1-8-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第9節 カルバート工	1-9-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	1-9-5		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	1-9-6		場所打函渠工			2-124
	1-9-7		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-10-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-10-5		集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	1-10-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	1-10-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17
第11節 落石雪害防止工	1-11-4		落石防止網工			2-124
	1-11-5		落石防護柵工			2-124
	1-11-6		防雪柵工			2-125
	1-11-7		雪崩予防柵工			2-125
第12節 遮音壁工	1-12-4		遮音壁基礎工			2-125
	1-12-5		遮音壁本体工			2-125
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	2-3-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3置換工	2-64
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	2-4-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	2-31
	2-4-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	2-37
	2-4-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	2-43
	2-4-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	2-45
	2-4-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	2-4-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	2-4-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	2-60
	2-4		歩道路盤工			2-126
	2-4		取合舗装路盤工			2-126
	2-4		路肩舗装路盤工			2-126
	2-4		歩道舗装工			2-126
	2-4		取合舗装工			2-126
	2-4		路肩舗装工			2-126
	2-4		表層工			2-126
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	2-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	2-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2-127
第6節 縁石工	2-6-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
第7節 踏掛版工	2-7-4			コンクリート工		2-127
				ラバーシュー		2-127
				アンカーボルト		2-127
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	2-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	2-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	2-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	2-9-4		大型標識工	標識基礎工 標識柱工		2-127 2-127
第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	2-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	2-12-5		ケーブル配管工			2-128
				ハンドホール		2-128
2-12-6		照明工	照明柱基礎工		2-128	
第13節 橋梁付属物工	2-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
<b>第3章 橋梁下部</b>						
第3節 工場製作工	3-3-2		刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	2-73
	3-3-3		鋼製橋脚製作工			2-129
	3-3-4		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-79
	3-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6
第6節 橋台工	3-6-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	3-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	3-6-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-21
	3-6-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21
	3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	3-6-8		橋台躯体工			2-130
第7節 RC橋脚工	3-7-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	3-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	3-7-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-21
	3-7-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21
	3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	3-7-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-22
	3-7-9		橋脚躯体工	張出式		2-132
				重力式		2-132
				半重力式		2-132
ラーメン式		2-134				
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	3-8-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	3-8-5		深礎工		第3編2-4-6 深礎工	2-21
	3-8-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21
	3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	3-8-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	2-22
	3-8-9		橋脚フーチング工	I型・T型		2-136
				門型		2-136
	3-8-10		橋脚架設工	I型・T型		2-136
				門型		2-137
	3-8-11		現場継手工			2-137
	3-8-12		現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18
第9節 護岸基礎工	3-9-3		基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	2-19
	3-9-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8
第10節 矢板護岸工	3-10-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	2-19
	3-10-4		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8
第11節 法覆護岸工	3-11-2		コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
	3-11-3		護岸付属物工		第6編1-7-4 護岸付属物工	2-101
	3-11-4		緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	2-23
	3-11-5		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
	3-11-6		石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	2-23
	3-11-7		法枠工		第3編2-14-4 法枠工	2-86

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
	3-11-9			吹付工	第3編2-14-3吹付工	2-85	
	3-11-10			植生工	第3編2-14-2植生工	2-84	
	3-11-11			覆土工	第1編2-3-5法面整形工	2-4	
	3-11-12			羽口工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
					ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-11-12			羽口工	かご枠	第3編2-3-27羽口工	2-16
連節ブロック張り					第3編2-5-3-2連節ブロック張り	2-22	
第12節 擁壁護岸工	3-12-3			場所打擁壁工	第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88	
	3-12-4			プレキャスト擁壁工	第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88	
<b>第4章 鋼橋上部</b>							
第3節 工場製作工	4-3-3			桁製作工	第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-4			検査路製作工	第3編2-12-4検査路製作工	2-78	
	4-3-5			鋼製伸縮継手製作工	第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-78	
	4-3-6			落橋防止装置製作工	第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79	
	4-3-7			鋼製排水管製作工	第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-80	
	4-3-8			橋梁用防護柵製作工	第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-79	
	4-3-9			橋梁用高欄製作工		2-137	
	4-3-10			横断歩道橋製作工	第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-11			鑄造費	第3編2-12-1鑄造費	2-71	
	4-3-12			アンカーフレーム製作工	第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-79	
	4-3-13			工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	2-81	
	第5節 鋼橋架設工	4-5-4			架設工(クレーン架設)	第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-82
		4-5-5			架設工(ケーブルクレーン架設)	第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	2-82
4-5-6				架設工(ケーブルエレクション架設)	第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	2-82	
4-5-7				架設工(架設桁架設)	第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-82	
4-5-8				架設工(送出し架設)	第3編2-13 架設工(送出し架設)	2-82	
4-5-9				架設工(トラベラークレーン架設)	第3編2-13 架設工(トラベラークレーン架設)	2-82	
4-5-10				支承工		2-138	
第6節 橋梁現場塗装工		4-6-3			現場塗装工	第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第7節 床版工	4-7-2			床版工	第3編2-18-2床版工	2-91	
第8節 橋梁付属物工	4-8-2			伸縮装置工	第3編2-3-24伸縮装置工	2-14	
	4-8-3			落橋防止措置工		2-139	
	4-8-5			地覆工		2-139	
	4-8-6			橋梁用防護柵工		2-139	
	4-8-7			橋梁用高欄工		2-139	
	4-8-8			検査路工		2-139	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 歩道橋本体工	4-9-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	4-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	4-9-5		橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-136
	4-9-5		橋脚フーチング工	T型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-136
	4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		第3編2-13 橋梁架設工	2-82
	4-9-7		現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	5-3-2		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	2-80
	5-3-3		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-79
	5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-78
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	2-78
	5-3-6		工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-81
	5-3-7		鑄造費		第3編2-12-1 鑄造費	2-71
第5節 PC橋工	5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	2-11
				スラブ橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	2-11
	5-5-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	2-11
	5-5-4		プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工（購入工）	2-12
	5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	5-5-6		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-5-7		架設工（クレーン架設）		第3編2-13 架設工（クレーン架設）	2-82
	5-5-8		架設工（架設桁架設）		第3編2-13 架設工（架設桁架設）	2-83
	5-5-9		床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-91
	5-5-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2		プレビーム桁製作工（現場）			2-140
	5-6-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-6-4		架設工（クレーン架設）		第3編2-13 架設工（クレーン架設）	2-82
	5-6-5		架設工（架設桁架設）		第3編2-13 架設工（架設桁架設）	2-83
	5-6-6		床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-91
	5-6-9		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第7節 PCホーラスラブ橋工	5-7-2		架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	2-83
	5-7-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-7-4		PCホーラスラブ製作工		第3編2-3-15 PCホーラスラブ製作工	2-12
	5-7-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第8節 RCホーラスラブ橋工	5-8-2		架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	2-83
	5-8-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-8-4		RC場所打ホーラスラブ製作工		第3編2-3-15 PCホーラスラブ製作工	2-12
	5-8-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第9節 PC版桁橋工	5-9-2		PC版桁製作工		第3編2-3-15 PCホーラスラブ製作工	2-12
第10節 PC箱桁橋工	5-10-2		架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	2-83
	5-10-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-10-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	2-13
	5-10-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2		PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-13
	5-11-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-11-4		架設工（片持架設）		第3編2-13 架設工（コンクリート橋）	2-83
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-2		PC押し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押し箱桁製作工	2-13
	5-12-3		架設工（押し架設）		第3編2-13 架設工（コンクリート橋）	2-83
第13節 橋梁付属物工	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
<b>第6章 トンネル（NATM）</b>						
第4節 支保工	6-4-3		吹付工			2-140
	6-4-4		ロックボルト工			2-140
第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工			2-141
	6-5-4		側壁コンクリート工		第10編6-5-3覆工コンクリート工	2-141
	6-5-5		床版コンクリート工			2-141
第6節 インバート工	6-6-4		インバート本体工			2-142
第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工			2-142
	6-8-5		明り巻工			2-143
<b>第11章 共同溝</b>						
第3節 工場製作工	11-3-3		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第6節 現場打構築工	11-6-2		現場打躯体工			2-144
	11-6-4		カラー継手工			2-144
	11-6-5		防水工	防水 防水保護工 防水壁		2-144 2-144 2-145
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2		プレキャスト躯体工			2-145
<b>第12章 電線共同溝</b>						
第5節 電線共同溝工	12-5-2		管路工（管路部）			2-145
	12-5-3		プレキャストボックス工（特殊部）			2-146
	12-5-4		現場打ちボックス工（特殊部）		第10編11-6-2現場打躯体工	2-144
第6節 付帯設備工	12-6-2		ハンドホール工			2-146
<b>第13章 情報ボックス工</b>						
第3節 情報ボックス工	13-3-3		管路工（管路部）		第10編12-5-2管路工（管路部）	2-145
第4節 付帯設備工	13-4-2		ハンドホール工		第10編12-6-2ハンドホール工	2-146
<b>第14章 道路維持</b>						
第4節 舗装工	14-4-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62
	14-4-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62
	14-4-5		切削オーバーレイ工			2-147
	14-4-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63
	14-4-7		路上再生工			2-148
	14-4-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水構造物工	14-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	14-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	14-5-5		集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	14-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	14-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	14-5-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	2-17
第6節 防護柵工	14-6-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	14-6-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	14-6-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	14-6-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第7節 標識工	14-7-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	14-7-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	2-127
第8節 道路付属施設工	14-8-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	14-8-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	2-128
	14-8-6		照明工		第10編2-12-6照明工	2-128
第9節 軽量盛土工	14-9-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第10節 擁壁工	14-10-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	14-10-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	14-11-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第12節 カルバート工	14-12-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	2-124
	14-12-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第13節 法面工	14-13-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	14-13-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	14-13-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	14-13-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第15節 橋梁付属物工	14-15-2		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	14-15-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	14-15-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	14-15-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	14-15-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第17節 現場塗装工	14-17-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	16-3-4		桁補強材製作工			2-149
	16-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79
第5節 舗装工	16-5-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62
	16-5-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62
	16-5-5		切削オーバーレイ工		第10編14-4-5切削オーバーレイ工	2-147
	16-5-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63
	16-5-7		路上再生工		第10編14-4-7路上再生工	2-148
	16-5-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
第6節 排水構造物工	16-6-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	16-6-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	16-6-5		集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	16-6-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	16-6-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	16-6-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	2-17
第7節 縁石工	17-7-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	16-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	16-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	16-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	16-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第9節 標識工	16-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	16-9-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	2-127
第10節 区画線工	16-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第12節 道路付属施設工	16-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	16-12-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	2-128
	16-12-6		照明工		第10編2-12-6照明工	2-128
第13節 軽量盛土工	16-13-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第14節 擁壁工	16-14-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	16-14-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	16-15-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第16節 カルバート工	16-16-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	2-124
	16-16-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第17節 法面工	16-17-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	16-17-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	16-17-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	16-17-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第18節 落石雪害防止工	18-18-4		落石防止網工		第10編1-11-4落石防止網工	2-124
	18-18-5		落石防護柵工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-124
	18-18-6		防雪柵工		第10編1-11-6防雪柵工	2-125
	18-18-7		雪崩予防柵工		第10編1-11-7雪崩予防柵工	2-125
第20節 鋼桁工	16-20-3		鋼桁補強工		第10編16-3-4桁補強材製作工	2-149
第21節 橋梁支承工	16-21-3		鋼橋支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	16-21-4		PC橋支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第22節 橋梁付属物工	16-22-3		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮措置工	2-14
	16-22-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	16-22-6		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	16-22-7		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	16-22-8		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	16-22-9		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第25節 現場塗装工	16-25-3		橋梁塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
	16-25-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10

## 【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事						
第3節 整地工	2-3-1		整地工	表土扱い		2-150
				基盤造成		2-150
				表土整地		2-151
				畦畔復旧		2-151
	2-3-4		暗渠排水工	吸水渠		2-151
				集水渠(支線)		2-151
導水渠(本線)					2-151	
第7節 道路工	2-7-11		砂利舗装工	道路工(砂利道)		2-151
第3章 農用地造成工事						
第5節 畑面工	3-5-1		畑面工	耕起深耕		2-152
				テラス(階段畑)		2-152
				土壌改良		2-152
				改良山成		2-152
第6節 道路工	3-6		道路工	耕作道		2-152
第5章 水路トンネル工事						
第5節 トンネル工	5-5-1		トンネル掘削工	支保工		2-153
				コンクリート覆工		2-153
第6章 水路工事						
第6節 開渠工	6-6-2		現場打ち開渠工	現場打開水路		2-154
	6-6-3		プレキャスト開渠工	鉄筋コンクリート大型 フリーム		2-154
				鉄筋コンクリートL型 水路		2-154
第7節 暗渠工	6-7-2		現場打ち暗渠工	現場打サイホン		2-154
				現場打暗渠		2-155
	6-7-3		プレキャスト暗渠工	ボックスカルバート水 路		2-155
第8章 管水路工事						
第5節 管体基礎工	8-5-1			砂砂利等		2-156
第6節 管体工	8-6		管水路	遠心力鉄筋コンクリート 管		2-156
				ダクタイル鋳鉄管		2-156
				強化プラスチック複合 管		2-156
				硬質塩化ビニル管		2-157
				鋼管		2-158
				管敷設		2-158
				V型開先(両面溶接)		2-159
				V型開先テーブ付き直 管(両面溶接)		2-159
				V型開先(片面溶接)		2-160
				V型開先(片面裏当溶 接)		2-160
				X型開先(両面溶接)		2-160
				X型開先テーブ付き直 管(両面溶接)		2-161
				周継手溶接		2-161

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 管体工	8-6		管水路	周継手溶接テープ付き直管		2-163
				すみ肉溶接		2-163
				放射線透過試験		2-164
				素地調整		2-165
				エポキシ樹脂塗装		2-165
				ジョイントコート		2-166
				たわみ率		2-167
				シールド工事 (一次覆工)		2-168
シールド工事 (二次覆工)		2-168				
第9章 畑かん施設工事						
第2節 末端工	9-2-2		散水支管設置工	スプリンクラー		2-169
第18章 ため池改修工事						
第3節 堤体工	18-3		堤体工	堤体工		2-170
第5節 洪水吐工	18-5-1		洪水吐工	洪水吐工		2-170
第6節 取水施設工	18-6		取水施設工	樋管工		2-171
				同上付帯構造物		2-171
参考資料						
管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔						2-172
管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔						2-173
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔						2-174
放射線透過試験による点検の項目と判断基準						2-175
塗覆装の方式及びその厚さ						2-176
管水路ジョイント間隔測定結果一覧表						2-177

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 共通						
第4節 仮設工	1-4		仮設道路工	開設、補修工		2-178
		2	掘削工 (面管理の場合)			2-178
		3	盛土工 (面管理の場合)			2-178
			仮設防護柵	柵工	第12編 4-7-8 柵工	2-183
第2章 林道工事						
第3節 道路土工	2-3		道路土工	中心線		2-179
		横断線			2-179	
		掘削工 (面管理の場合)			2-179	
		盛土工 (面管理の場合)			2-179	
		路盤工			2-179	
		コンクリート路面工			2-179	
		第5節 排水施設工		2-5-2		洗越工
			洗越工			2-180
	2-5-3	呑口工及び吐口工	現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工		2-88
			コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工		2-22
			石積(張)工	第3編 2-5-5 石積(張)工		2-23
			ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27 羽口工		2-16
	2-5-4	流木除け工及び土砂止め工	ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27 羽口工		2-16
	2-5-5	流末工				2-180
	2-5-6	側溝工	素堀、植生工			2-180
	2-5-7	コルゲートパイプ工		第3編 2-3-29 側溝工		2-17
	2-5-8	コルゲートフリューム工		第3編 2-3-29 側溝工		2-17
第6節 擁壁工	2-6-4	擁壁工	現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工		2-88
			プレキャスト擁壁工	第3編 2-15-1 プレキャスト擁壁工		2-88
		補強土壁工	補強土(テルアルメ) 壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工		2-89
			多数アンカー式補強土壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工		2-89
			ジオキスタルを用いた補強土壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工		2-89
第7節 法面工	2-7-2	植生工		第3編 2-14-2 植生工		2-84
		吹付工		第3編 2-14-3 吹付工		2-85
		法枠工		第3編 2-14-4 法枠工		2-86

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
<b>第3章 溪間工事</b>						
第1節 コンクリートダム工 鋼製ダム工	3-1		コンクリートダム本 体工	コンクリートダム本体工		2-181
				コンクリート副ダム工		2-181
				護岸工・水制工	各種の工法により、該当する規格、 基準を適用する。	-
	3-1		側壁工			2-181
	3-1		水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)			2-181
	3-1		鋼製ダム工			2-182
第4節 緑化工	3-4-1		一般事項		第12編4-8 柵工	2-183
					第12編4-9-5 筋工	2-183
					第3編2-14-2 植生工	2-84
<b>第4章 山腹工事</b>						
第4節 土留工	4-4-1		土留工	石積(張)工	第3編2-5-5 石積(張)工	2-23
				コンクリートブロック工	第3編2-5-3 コンクリートブ ロック工	2-22
				現場打擁壁工	第3編2-15 擁壁工	2-88
第5節 埋設工	4-5-2		土留工	石積(張)工	第3編2-5-5 石積(張)工	2-23
				現場打擁壁工	第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-88
	4-5-3		柵工		第12編4-8 柵工	2-183
第6節 暗渠工	4-6-2		隣暗渠工		第3編2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-17
	4-6-3		鉄線籠暗渠工		第3編2-3-27 羽口工(じゃか ご)	2-16
	4-6-4		その他二次製品を用 いた暗渠工		第3編2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-17
	4-6-5		ボーリング暗渠工		第8編3-7 地下水排除工	2-118
第7節 水路工	4-7-2		張芝水路工			2-183
	4-7-3		練張及び空張水路工		第12編4-7-2 張芝水路工	2-183
	4-7-4		鋼製及びコンクリ ート二次製品水路工		第12編4-7-2 張芝水路工	2-183
	4-7-5		丸太柵及び網柵水路 工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-7-6		土のう等緑化二次製 品水路工		第12編4-7-2 張芝水路工	2-183
第8節 柵工	4-8-2		編柵工			2-183
	4-8-3		木柵及び丸太柵工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-8-4		コンクリート板柵工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-8-5		鋼製及び合成樹脂二 次製品の柵工		第12編4-8-2 柵工	2-183
第9節 筋工	4-9-2		石筋工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-9-3		萱筋工		第12編4-9-5 その他二次製品を 用いた筋工	2-183
	4-9-4		丸太筋工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-9-5		その他二次製品を用 いた筋工			2-183
第10節 伏工・実播工					第3編2-14-2-1 植生工	2-84
第11節 吹付工			植生工		第3編2-14-2-2 植生工	2-84
			吹付工		第3編2-14-3 吹付工	2-85
第12節 法枠工			法枠工		第3編2-14-4 法枠工	2-86

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 植栽工					第12編第5章森林整備工事	2-185
第14節 落石防止工	4-14-2		鋼製落石防止壁工	鋼製落石防止壁工		2-184
				落石防止柵工		2-184
	4-14-3		固定工	落石防止網工		2-184
第15節 地すべり防止工					第3編2-14法面工	2-86
					第8編3斜面对策	-
<b>第5章 森林整備工事</b>						
第2節 植栽工	5-2-5		地拵え工			2-185
	5-2-6		植付け工			2-185
	5-2-7		施肥工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-8		支保(支柱工)工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-9		補植工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-10		追肥工		第12編5-2植栽工	2-186
第3節 風倒木整理工						
第4節 保育	5-4-2		下刈り工			2-186
	5-4-3		つる切り工			2-186
	5-4-4		受光伐工、除伐工			2-186
	5-4-4		本数調整伐工			2-187
	5-4-5		枝落し工			2-187
	5-4-6		追肥工			2-187
	5-4-7		雪起し工(倒木起こし)			2-188
	5-4-8		病虫獣害防除工			2-188
	5-4-9		獣害防止柵(防鹿柵)設置工		第12編6-2-4シカ等動物被害防止柵	2-188
第5節 簡易治山施設工					第12編4章山腹工事	2-183
第6節 作業歩道整備工	5-6-1		作業歩道作設工			2-188
	5-6-2		作業歩道補修工		第12編5-6-1作業歩道作設工	2-188
<b>第6章 海岸防災林造成(森林造成)工</b>						
第2節 森林造成工	6-2-1		盛土工		第1編2-3-3盛土工	2-2
					第3編2-14-2植生工	2-84
	6-2-2		覆砂工(伏工、砂草植栽)		第3編2-14-2植生工	2-84
	6-2-3		実播工		第3編2-14-2植生工	2-84
	6-2-4		防風工			2-188
	6-2-5		排水工		第12編2-5-6側溝工	2-180
	6-2-6		静砂工(静砂垣)		第12編6-2-4防風工	2-188
6-2-7		植栽工		第12編5-2-5植付け工	2-185	
<b>第7章 保安林管理道工事</b>						
第1節 適用	7-1-1		開設工		第12編2林道工事	2-179
	7-1-1		舗装工		第3編2-6アスファルト舗装工	2-30
<b>参考資料</b>						
森林整備工事における標準地の取扱いについて						2-189

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
<b>第5章 一般施工</b>							
<b>第3節 共通の工種</b>	5-3-2		共通事項	ポンプ浚渫		2-190	
				グラブ浚渫		2-190	
				硬土盤浚渫		2-190	
				砕岩浚渫		2-190	
				バックホウ浚渫		2-190	
	5-3-6		圧密・排水工	サンドドレーン		2-190	
				敷砂		2-190	
				敷砂均し		2-190	
				載荷土砂		2-190	
				ペーパードレン		2-190	
	5-3-7		締固工	サンドコンパクション パイル		2-190	
				敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190	
				敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190	
	5-3-8		固化工	深層混合処理杭		2-190	
				敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190	
	5-3-9		洗掘防止工			2-191	
	5-3-10		中詰工			2-191	
5-3-11		蓋コンクリート工			2-191		
5-3-13		鋼矢板工			2-191		
5-3-14		控工	腹起		2-191		
			タイ材		2-192		
5-3-15		鋼杭工			2-192		
5-3-16		コンクリート杭			2-192		
5-3-17		防食工			2-192		
<b>第5節 海上地盤改良工</b>	5-5-2		床掘工	ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190	
				グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190	
				硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190	
				砕岩浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190	
				バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190	
						2-190	
	5-5-6		置換工			2-193	
	5-5-7		圧密・排水工		第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190	
	5-5-8		締固工		第13編 5-3-7 締固工	2-190	
5-5-9		固化工		第13編 5-3-8 固化工	2-190		
<b>第6節 基礎工</b>	5-6-3		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191	
				基礎捨石工		2-193	
				基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
基礎ブロック据付		2-193					
<b>第7節 本体工(ケーソン式)</b>	5-7-2		ケーソン製作工			2-194	
				ケーソン進水据付工		2-194	
	5-7-3		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191	
	5-7-4		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-191	
	5-7-5		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191	
<b>第8節 本体工(ブロック式)</b>	5-8-2		本体ブロック製作工			2-195	
				本体ブロック据付工		2-195	
	5-8-3		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191	
	5-8-4		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-191	
	5-8-5		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191	
<b>第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)</b>	5-10-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191	
				本体捨石工	第13編 5-6-4 基礎捨石工	2-193	
	5-10-3		捨ブロック工	捨ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197	
				捨ブロック据付	第13編 5-6-6 基礎ブロック工	2-193	
<b>第11節 本体工(鋼矢板式)</b>	5-11-2		鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	2-191	
	5-11-3		控工		第13編 5-3-14 控工	2-191	
<b>第12節 本体工(コンクリート矢板式)</b>	5-12-2		コンクリート矢板工			2-195	
	5-12-3		控工		第13編 5-3-14 控工	2-191	
<b>第13節 本体工(鋼杭式)</b>	5-13-2		鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	2-192	
<b>第14節 本体工(コンクリート杭式)</b>	5-14-2		コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭	2-192	
<b>第15節 被覆・根固工</b>	5-15-2		被覆石工			2-195	
				被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
	5-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック据付		2-195	
				根固ブロック工	根固ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
				根固ブロック据付	第13編 5-15-4 被覆ブロック工	2-195	
<b>第16節 上部工</b>	5-16-2		上部コンクリート工			2-196	
	5-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197	
上部ブロック据付					2-196		
<b>第17節 付属工</b>	5-17-2		係船柱工			2-196	
	5-17-3		防舷材工			2-197	
	5-17-4		車止・縁金物工			2-197	
	5-17-5		防食工		第13編 5-3-17 防食工	2-192	
<b>第18節 消波工</b>	5-18-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191	
				消波ブロック工	消波ブロック製作	2-197	
	5-18-3		消波ブロック据付		2-197		

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第19節 裏込・裏埋工	5-19-2		裏込工			2-197	
	5-19-4		裏埋工			2-198	
第23節 維持補修工	5-23-3		防食工		第13編 5-3-17防食工	2-192	
第27節 仮設工	5-27-2		仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13鋼矢板工 第13編 5-3-15鋼杭工	2-191 2-192	
	5-27-3		仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5-3-13鋼矢板工 第13編 5-3-15鋼杭工	2-191 2-192	
第24節 魚礁工	5-24-2		単体魚礁製作工			2-199	
	5-24-4		魚礁沈設工			2-199	
	5-24-3		組立魚礁製作工	コンクリート部材組立			2-199
				鋼製部材組立			2-200
				科学系（FRP等）部材組立			2-200
				現場鋼材溶接			2-200
				被覆溶接（水中） スタッド溶接（水中）			2-200
				現場鋼材切断 （陸上現場切断） 現場鋼材切断			2-200 2-201
第25節 着定基質工	5-25-2		着定基質製作工			2-201	
5-25-3		着定基質組立工		5-24-3 組立魚礁製作工	2-201		
5-25-4		着定基質設置工			2-201		
5-25-5		石材着定基質工			2-201		

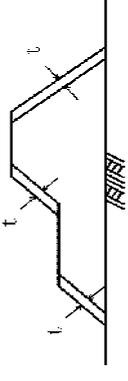
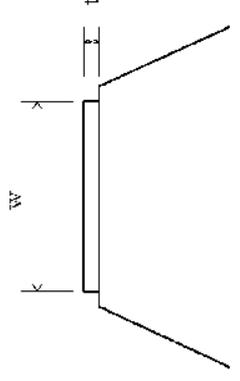
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	1	1	1	掘削工		基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、掘削部の両端で測定。</p> <p><b>箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。</b></p>		
							幅	-100			
							法長 $\phi$	-200			
							延長 L	-200			
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	±50	<p>1. 3次元データによる出来形管理において3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は、水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とするこを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
	個々の計測値	±150									
							標高較差	±70			
							水平または標高較差	±160			
							平面				
							法面(小段含む)				

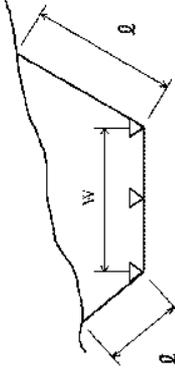
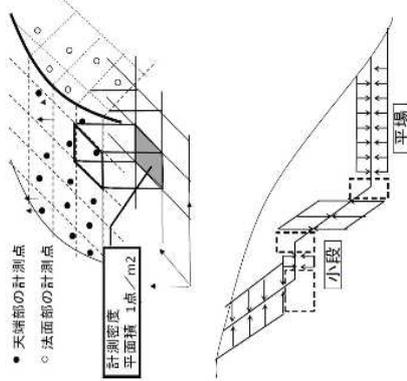
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	3	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平場	平均値 ±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
							標高較差	個々の計測値 ±300	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。		
2	2	3	2	3	盛土工		法面 (小段含む)	平均値 ±70	3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		
							水平または 標高較差	個々の計測値 ±300			
3	2	3	2	3	盛土工		基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <b>箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。</b> ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法面で測定。		
							法長 $\theta$	-100			
3	2	3	2	3	盛土工		$\theta \geq 5m$	法長-2%			
							幅 $W_1, W_2$	-100			
3	2	3	2	3	盛土工		延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	3	2	3	盛土工 (面管理の場合)	天端	平均値 -50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		
				法面 4割く勾配		-50	2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。			
				法面 4割く勾配 (小段含む)		-60	3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m2(平面投影面積当たり)以上とする。			
					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものである。			4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。		
								5. 評価する範囲は、連続する一つの面とするこを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

単位:mm

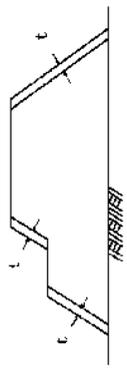
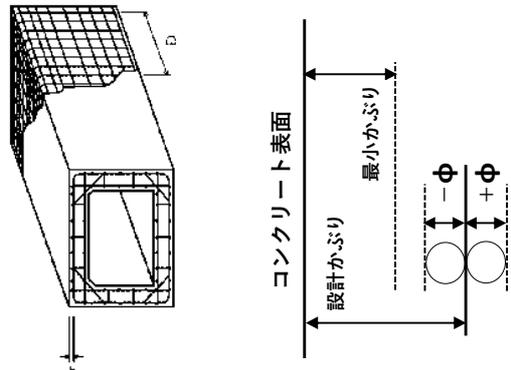
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	3	4		盛土補強工 (補強土(テールアルルメ)壁 工法) (多敷アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用い た補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)に つき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施すること ができる。		
						厚さ t	-50			
						控え長さ	設計値以上			
1	2	3	5		法面整形工(盛土部)	鉛直度 △	±0.03hかつ ±300以内	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)に つき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満 たす計測方法により出来形管理を実施すること ができる。		
						厚 さ t	※-30			
						幅				
1	2	3	6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm -25 t ≥ 15cm -50	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50 m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下の ものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m以 下は2ヶ所、中央で測定。		
						幅	w			
							-100			

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1	2	4	2	1	掘削工		基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p><b>箇所単位のものについては適直構造の寸法標示箇所を測定する。</b></p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>		
							法長ℓ	-200 法長-4%			
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
2	4	2	2	2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	±150	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。<b>同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は、水平較差の評価から除く。</b></p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とするこ</p> <p>とを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
							個々の計測値	±330			
							標高較差	±50			
							水平または標高較差	±70			
							水平または標高較差	±70			

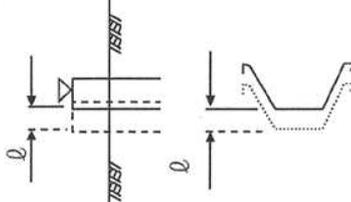
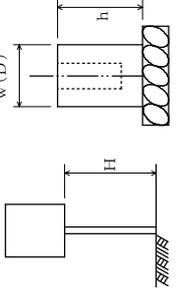
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	4	3	4	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <b>箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。</b> ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長ℓ	-100 法長-2%			
						幅 W1, W2	-100			
						延 長 L	-200			
1	2	4	3	4	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	個々の計測値	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						平均値	±50			
						標高較差	±80			
						天端	±150			
						法面 (小段含む)	±190			

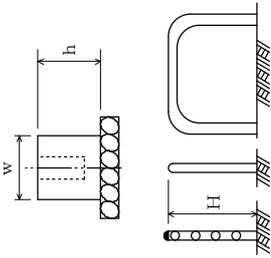
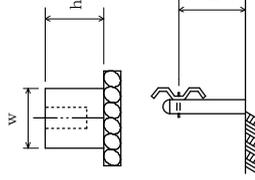
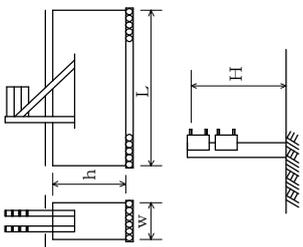
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1	2	4	5		法面整形工 (盛土部)	厚  さ t	※ -30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のも のは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測 定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
3	7	4			組立て	平均間隔d かぶり t	±φ 設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径  工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対 して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり は、コンクリート標準示方書(設計編：標準7編2 章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受 ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリ ート橋・コンクリート部材編5.2)による。  注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用す る。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄 筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用 する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工 および重要構造物である内空断面積25㎡以上 のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製 品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配 筋状況及びびかぶりについては、「非破壊試験に よるコンクリート構造物中の配筋状態及びびかぶり 測定要領」も併せて適用する。	 <p>コンクリート表面</p> <p>設計かぶり</p> <p>最小かぶり</p> <p>※かぶりとは、鉄筋の最外縁か らコンクリート表面までの距離 をいう</p>	(平均間隔)1面 当たり10本程度 の間隔を測定 する。 測定箇所はス ン毎同じ位置と ならぬように 測定する。 (かぶり) 1当たり4箇所程 度。同一鉄筋 上での測定は 行わない。

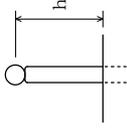
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基礎高 $\nabla$	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することがで		
						根入長	設計値以上			
						変位 $\delta$	100			
						<b>延長 L</b>	<b>-200</b>			
			5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定により測点による管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
			6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
					基礎	幅w(D)	-30	基礎1基毎		
						高さh	-30			
						根入長	設計値以上			

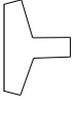
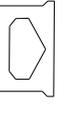
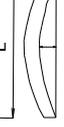
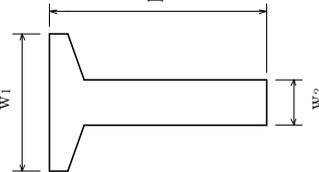
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w 高さh	-30 -30		
						パイプ取付	高さ H	+30 -20		
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w 高さh	-30 -30		
						ビーム取付	高さ H	+30 -20		
3	2	3	8		路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅w 高さh 延長L	-30 -30 -100		※ワイヤロープ式 防護柵にも適用 する
						ケーブル取付	高さ H	+30 -20		

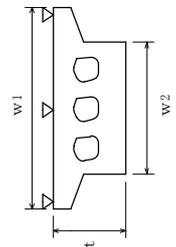
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所アーストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
3	2	3	10		道路付属物工 (栞線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	舗道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ-5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(赤缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

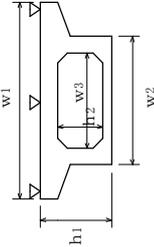
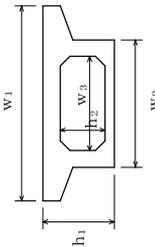
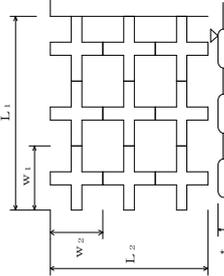
単位:mm

編	章	節	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
3	2	3	土	水	工	事	共	通	編										
											2	一般	施工						
12	1	プレテンション桁製作工 (購入工)	(けた橋)	桁長 L(m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりや中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 												
12	2	プレテンション桁製作工 (購入工)	(スラブ桁)	桁長 L(m)	±10…L≤10m ±L/1,000…L>10m	桁全数について測定。 橋桁のそりや中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図  側面図  平面図 												
13	1	ポストテンション桁製作工		幅 (上) w <sub>1</sub>	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッジング後に測定。	幅 (下) w <sub>2</sub>	±5	桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。										
				高さ h	+10 -5	桁長 $\theta$ 支間長	$\theta < 15 \dots \pm 10$ $\theta \geq 15 \dots \pm (0-5)$ かつ-30mm以内												
				横方向最大タワミ	0.80														

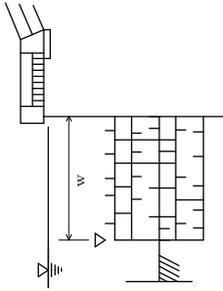
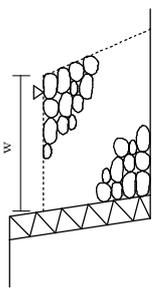
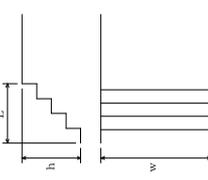
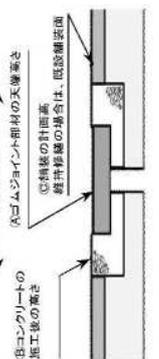
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント製作 (購入工)	桁長 $\ell$	-	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所所で測定。		
						断面の外形寸法(mm)	-			
3	2	3	14		プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 $\ell$ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (0-5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッジング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $\ell$ : 支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.80			
3	2	3	15		PCホロースラブ製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 $\ell$ : 桁長 (m)		
						幅 $W_1, W_2$	$-5 \sim +30$			
						厚さ $t$	$-10 \sim +20$			
						桁長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (0-5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇 所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径 間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3 -2-18-2床版工に準ずる。 $\varnothing$ : 桁長(m)					
						幅(上) $w_1$	$-5 \sim +30$						
幅(下) $w_2$	$-5 \sim +30$												
内空幅 $W_3$	$\pm 5$												
高さ $h_1$	+10 -5												
内空高さ $h_2$	+10 -5												
桁長 $\varnothing$	$\varnothing < 15 \dots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \dots \pm (\varnothing - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内												
幅(上) $w_1$	$-5 \sim +30$												
幅(下) $w_2$	$-5 \sim +30$												
内空幅 $W_3$	$\pm 5$												
高さ $h_1$	+10 -5												
内空高さ $h_2$	+10 -5												
桁長 $\varnothing$	$\varnothing < 15 \dots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \dots \pm (\varnothing - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内												
3	2	3	16	2	PC押し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ 所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3 -2-18-2床版工に準ずる。 $\varnothing$ : 桁長(m)					
						幅(下) $w_2$	$-5 \sim +30$						
内空幅 $W_3$	$\pm 5$												
高さ $h_1$	+10 -5												
内空高さ $h_2$	+10 -5												
桁長 $\varnothing$	$\varnothing < 15 \dots \pm 10$ $\varnothing \geq 15 \dots \pm (\varnothing - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内												
3	2	3	17	根固めブロック工	層	基準高 $\nabla$	$\pm 100$				施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)に つき1箇所。延長40m(または50m)以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎		
						厚さ t	-20						
						幅 $w_1 w_2$	-20						
						延長 $L_1 L_2$	-200						
						基準高 $\nabla$	$\pm t / 2$						
					乱	延長 $L_1 L_2$	- t / 2						

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	18		沈床工	基準高 $\nabla$	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
3	2	3	19		捨石工	基準高 $\nabla$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3	2	3	22		階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所		
						高さ h	-30			
						長さ L	-30			
3	2	3	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては、車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	 <p>据付け高さ「(A)」と「(B)」の差 仕上げ高さ「後打ちコン」がある場合は「(A)」と「(B)」の差 後打ちコンが無い場合は「(A)」と「(C)」の差</p>	
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2			

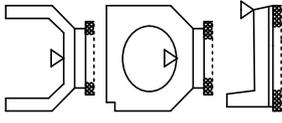
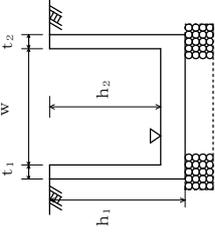
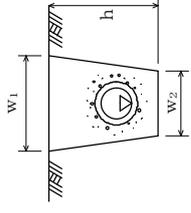
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガンジョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						据付け高さ	3			
3	2	3	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
3	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	歯咬み合い部の縦方向間隔W <sub>1</sub>	±2	1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						歯咬み合い部の横方向間隔W <sub>2</sub>	±5			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2	1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						基準高 ▽	±500			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 l	-200	1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						延長 L	-200			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 l	-100	1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						厚さ t	-0.2t			
3	2	3	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	延長 L	-200	1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						延長 L	-200			

単位: mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	27	羽口工 (じゃかご)	法長 $\phi$	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						-100			
					厚さ t	-50			
3	2	3	27	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
					延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	-200			
3	2	3	28	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		
					※幅 w	-50			
					※高さ h	-30			
				延長 L	-200	1施工箇所毎			

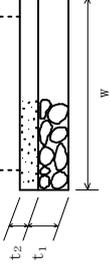
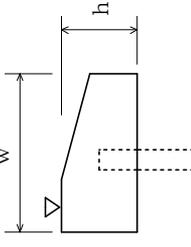
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	29	1	側溝工 (フレキヤストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
3	2	3	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t <sub>1</sub> t <sub>2</sub>	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
3	2	3	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(または50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-50			
						深さ h	-30	(なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)		
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

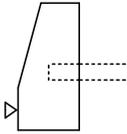
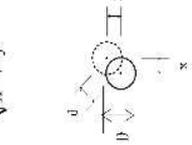
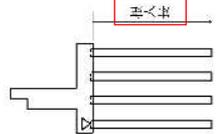
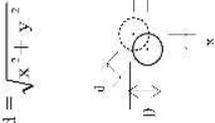
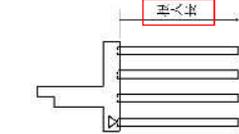
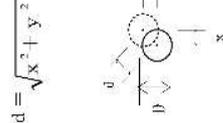
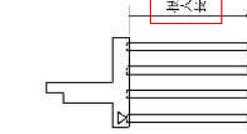
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	30		集水排水工	基準高 $\nabla$	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 $w_1, w_2$	-30			
						※高さ $h_1, h_2$	-30			
			31		現場塗装工	現場塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。</p> <p>ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	1	1	一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割くり石基礎工) (均しコンク)ート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3	2	4	1	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

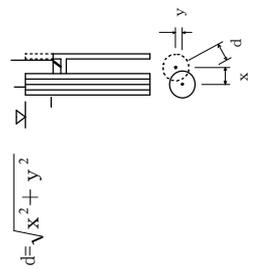
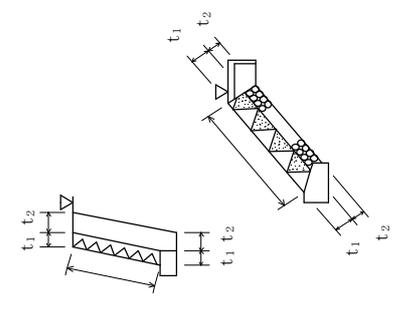
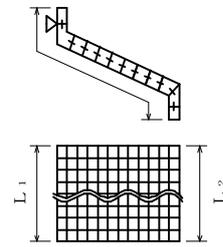
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
4	2	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
					根入長	設計値以上				
					偏心量d	D/4以内 かつ100以内				
					傾斜	1/100以内				
4	2	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 		
					根入長	設計値以上				
					偏心量d	D/4以内 かつ100以内				
					傾斜	1/100以内				
					杭径 D	設計値以上				
5	2	5	場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 			
				根入長	設計値以上					
					偏心量d	100以内				
					傾斜	1/100以内				
					杭径 D	(設計径(公称径) -30)以上				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	6		基礎工	基礎高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						<b>基礎径 D</b>	設計径(公称径)以上※			
7					オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量d	300以内			
8					ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
						ケーソンの長さ l	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量d	300以内			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	2	一般施工	4	9	鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。							
						根入長	設計値以上								
						偏心量d	300以内								
3	2	基礎工	5	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 <b>※舗装に接する場合は規準高は±30とする。</b>							
						法長 $\theta$	$\theta < 3m$				-50				
							$\theta \geq 3m$				-100				
						厚さ(ブロック積・張) $t_1$	-50								
						厚さ(裏込) $t_2$	-50								
						延長 L	-200								
						2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)				基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
											法長 $\theta$	-100			
											延長 $L_1, L_2$	-200			

単位:mm

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	5	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 $\nabla$	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
					幅 w	-100			
					延長 L	-200			
4			3	緑化ブロック工	基準高 $\nabla$	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p><b>※舗装に接する場合は規準高は±30とする。</b></p>		
					法長 $\emptyset$	-50			
					$\emptyset \geq 3m$	-100			
					厚さ(ブロック) $t_1$	-50			
					厚さ(裏込) $t_2$	-50			
					延長 L	-200			
5			3	石積(張)工	基準高 $\nabla$	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p><b>※舗装に接する場合は規準高は±30とする。</b></p>		
					法長 $\emptyset$	-50			
					$\emptyset \geq 3m$	-100			
					厚さ(石積・張) $t_1$	-50			
					厚さ(裏込) $t_2$	-50			
					延長 L	-200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	6	6	4	種面防水工(シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線(40m 毎に <b>右、中、左、を交互</b> に)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。	
						厚さ	-45	-45			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	幅	-50	-50	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						延長 L	-200	-200			
7	6	7	2	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90			

編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上 -25	中規模以上 -8	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線( <b>40m</b> 毎に <b>右、中、左、を交互に</b> )に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					幅	中規模以下 -50	小規模以下 -			
3	2	6	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	延長 L	-200				
					厚さあるいは標高較差	中規模以上 -54	中規模以上 -63	小規模以下 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	
3	2	6	7	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -54	中規模以上 -63	小規模以下 -10	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均				
							中規模 以上	小規模 以下				
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> と する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割 合で規格値を満足しなければならぬことと も、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について 満足しなければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り 起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いること ができる。	
						厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> と する。	
					アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工  (面管理の場合)						1. 3次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値と の差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下 層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求まる高さとの差とする。	

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均	小規模 以下			
3	2	一般 舗装工	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未滿</b> と する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割 合で規格値を満足しなければならないととも に、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について 満足しなければならない。ただし、厚さの データ数が10個未滿の場合は測定値の平均 値は適用しない。	
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	一般 舗装工	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未滿</b> と する。 1. 3次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値と の差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下 層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	-9	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							小規模以下	-12			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-25	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。	
							小規模以下	-20			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、施工面積が<b>1,000㎡未満</b>とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 <b>延長が100m未満の舗装、または維持工事</b>においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						幅	-25	-25	-	<p>幅は、延長<b>40m</b>毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>		
					平坦性	-						
					延長 L							
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、施工面積が<b>1,000㎡未満</b>とする。 <b>延長が100m未満の舗装、または維持工事</b>においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
						平坦性	-			<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均				
3	2	1	8	6	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45	-45				
						幅	-50	-50				
2	2	1	8	6	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。		
						厚さあるいは標高較差	±90	+50 -15				
							±90	+50 -15				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	-25	-30	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、<b>施工面積が1,000㎡未満</b>とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
						幅	中規模以上	-50	-50	-	-	
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、<b>施工面積が1,000㎡未満</b>とする。</p> <p>幅は、延長<b>40m</b>毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(<b>40m</b>毎に<b>右、中、左、を交互に</b>)に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p>

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さ	中規模 以上	-25	-30	-8	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り 起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いること ができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> と する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割 合で規格値を満足しなければならないことも に、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について 満足しなければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。
							小規模 以下	-50	-50	-		
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-54	-63	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値と の差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下 層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。	
							小規模 以下	-	-	-		

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	-	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 <b>1,000㎡</b> に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。	
										1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模 以上	-9	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いること ができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> と する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割 合で規格値を満足しなければならないととも に、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について 満足しなければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。	
							小規模 以下	-12			
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-25	1. 3次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値と の差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下 層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> と する。	
							小規模 以下	-20			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模 以上	-7	中規模 以上	-2	-3	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、施工面積が<b>1,000㎡未満</b>とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 <b>延長が100m未満の舗装、または維持工事</b>においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	中規模 以下	-25	中規模 以下	-	-	
						平坦性	中規模 以下	-	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-	-	
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-17	中規模 以上	-2	-3	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、施工面積が<b>1,000㎡未満</b>とする。 <b>延長が100m未満の舗装、または維持工事</b>においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						平坦性	中規模 以下	-	3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-	-	
							中規模 以下	-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線(40m)毎に右、中、左、を交互に1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	-45	-45			
						幅	-50	-50			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90			
							+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均				
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	中規模 以上	-25	-30	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、<b>施工面積が1,000㎡未満</b>とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことにも、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
						幅	中規模 以下	-50	-50	-	-	
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、<b>施工面積が1,000㎡未満</b>とする。</p>
							中規模 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均				
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	中規模 以上	-25	-30	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、施工面積が<b>1,000㎡未満</b>とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
						幅	中規模 以下	-50	-50	-	-	
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-54	-63	-8	-10	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、施工面積が<b>1,000㎡未満</b>とする。</p>
							中規模 以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	中規模 以上	-15	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測定の管理方法を用いること ができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> と する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割 合で規格値を満足しなければならないことも に、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について 満足しなければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値の平均 値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。	
							小規模 以下	-20			
						幅	中規模 以上	-5			
							小規模 以下	-7			
								-			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-36	1. 3次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値と の差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下 層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> と する。	
							小規模 以下	-45			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	中規模以上	-9	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							小規模以下	-12			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	幅	中規模以上	-25	同上	同上	同上
							小規模以下	-25			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工)	高さあるいは標高較差	中規模以上	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。	
							小規模以下	-4			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均	小規模 以下			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模 以上	-7	-9	-2	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 <b>1,000㎡</b> に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 <b>延長が100m未満の舗装、または維持工事</b> においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							中規模 以下	-25	-25	-		
							3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-	-	-		
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-17	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
							中規模 以下	-	-		-	
							3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-	-		-	
3	2	6	9	12	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-17	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。			
						中規模 以下	-	-		-		
						3mプロファイル メーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-	-		-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1箇所掘り起して測定。 幅は、片側延長40m毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。 <b>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬ</b> とともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は <b>測定値の平均値は適用しない</b> 。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm -30 t ≥ 15cm -45	-10 -15			
						幅	-100	-			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工)  (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm +90 -70 t ≥ 15cm ±90	+50 -10 +50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。	
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm +90 -70 t ≥ 15cm ±90	+50 -10 +50 -15			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚 さ	中規模以上	-9	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コアを採取して測定。  ※歩道舗装に適用する。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							小規模以下	-3			
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。  ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
							小規模以下	-3			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	11	1	グースアスファルト 舗装工  (加熱アスファルト安定処 理工)	厚 さ	中規模 以上	-15	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施することがで きる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> と する。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の 割合で規格値を満足しなければならないとい もに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )につい ても満足しなければならない。ただし、厚さの データ数が10個未満の場合は測定値の平 均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損 傷を与える恐れのある場合は、他の方法によ ることが出来る。	
							小規模 以下	-20			
3	2	6	11	2	グースアスファルト 舗装工  (加熱アスファルト安定処 理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 以上	-50	1. 3次元データによる出来形管理において「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 に基づき出来形管理を実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場合に適用 する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点 で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平 面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値と の差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下 層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設 計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面 積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> と する。	
							小規模 以下	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	11	3	グースアスファルト 舗装工 (基層工)	厚 さ  幅	中規模以上	-9	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、 <b>1,000㎡</b> に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することがで	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が <b>10個</b> に <b>9個</b> 以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、 <b>10個</b> の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )についても、満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が <b>10個未満</b> の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							小規模以下	-12			
3	2	6	11	4	グースアスファルト 舗装工 (基層工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模以上	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± <b>4mm</b> が含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は <b>1点/㎡</b> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。	
							小規模以下	-25			

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)		厚さ	中規模以上	-7	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することがで	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとすると、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が <b>100m未満の舗装</b> 、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
								中規模以下	-9			
								小規模以上	-25			
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)		幅	中規模以上	-25	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することがで	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとすると、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が <b>100m未満の舗装</b> 、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
								中規模以下	-25			
								小規模以上	-2			
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)		平坦性	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することがで	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとすると、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が <b>100m未満の舗装</b> 、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
								3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-			
								3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-			
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)		厚さあるいは標高較差	中規模以上	-17	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 延長が <b>100m未満の舗装</b> 、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
								中規模以下	-20			
								小規模以上	-3			
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)		平坦性	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 延長が <b>100m未満の舗装</b> 、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
								3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-			
								3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
						厚 さ	-45	-15			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	幅	-50	-	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができ	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						延 長 L	-200	-			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	中規模以上 -25	中規模以上 -30	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -55	中規模以上 -66	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
						延長 L	中規模以上 -200	小規模以下 -			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)	厚 さ	中規模以上 -25	中規模以上 -30	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	中規模以上 -50	小規模以下 -			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青) 安定処理工)  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模以上 -55	中規模以上 -66	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	

単位:mm

編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	中規模以上	-9	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						中規模以下	-12			
					幅		-25			
3	2	6	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。	
						中規模以下	-27			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	中規模以上 -10	小規模以下 -3.5	厚さは各車線の中心付近型枠据付後各車線 <b>40m</b> 毎に水糸又はレベルにより1測線当りの横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割で測定。 <b>平坦性はコンクリート舗装要綱</b> による。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 <b>40m</b> 毎に水糸又はレベルにより1測線当り横断方向に3ヶ所以上踏盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 <b>40m</b> 毎に両端の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未滿</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )において満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未滿の場合は測定値の平均値は適用しない。 <b>延長が100m未滿の舗装、または維持工事</b> においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	中規模以上 -25	小規模以下 -			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	目地段差	±2	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未滿</b> とする。 <b>延長が100m未滿の舗装、または維持工事</b> においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						<b>延長 L</b>	-200	-3.5			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -22	小規模以下 -3.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未滿</b> とする。 <b>延長が100m未滿の舗装、または維持工事</b> においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	-	-			
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (面管理の場合)	目地段差	±2	±2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未滿</b> とする。 <b>延長が100m未滿の舗装、または維持工事</b> においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

編	章	節	条	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高 ▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m)毎に <b>右、中、左を交互に</b> 1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					厚さ	-45	-15			
					幅	-50	-			
3	2	6	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。	
					厚さあるいは標高較差	±90	±90			
						+40 -15	+50 -15			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上 -25	中規模以上 -30	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線( <b>40m</b> 毎に <b>右、中、左を交互</b> )に1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。	
						幅	-50	-50			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -55	中規模以上 -66	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値 の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は 測定値の平均			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	厚さ	中規模 小規模 以上 以下	-25	-30	-8	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、<b>施工面積が1,000㎡未満</b>とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X<sub>10</sub>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>
						幅	中規模 小規模 以上 以下	-50	-		
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工  (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	中規模 小規模 以上 以下	-55	-66	-8	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が<b>1,000㎡</b>以上とする。 小規模工事とは、<b>施工面積が1,000㎡未満</b>とする。</p>
							中規模 小規模 以上 以下				

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	中規模以上	-9	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							中規模以下	-12			
						幅		-			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層  (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。	
							中規模以下	-27			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	中規模以上 -15	小規模以下 -4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの割上、全延長とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことにも、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 延長が100m未満の舗装、または維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	-35	-			
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下			
						目地段差	±2	±2			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	中規模以上 -32	小規模以下 -4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m)毎に右、中、左を交互に1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。	
						厚さ	-45	-15			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m)毎に右、中、左を交互に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50	-			

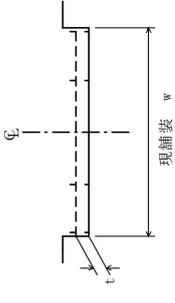
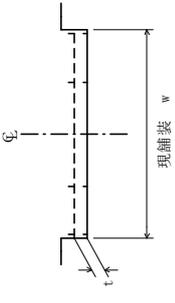
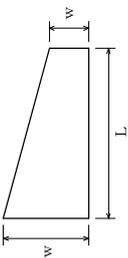
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方で、中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について、橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-50	-			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	-25	-			

単位: mm

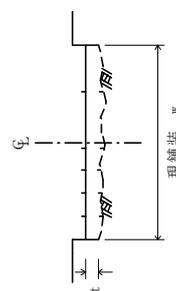
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	中規模 小規模 以上 以下	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m)毎に <b>右、中、左を交互に</b> 1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、 <b>施工面積が1,000㎡未満</b> とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	中規模 小規模 以上 以下	-15			
						幅	中規模 小規模 以上 以下	-			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模 小規模 以上 以下	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m)毎に <b>右、中、左を交互に</b> 1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	中規模 小規模 以上 以下	-			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> ) ※面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	中規模以上 -25	小規模以下 -30	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。  厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことととも に、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-			
14			4	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50	-			
14			5	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-25	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ( $\bar{X}$ )			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点(5測点)は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状態で、間隔、測点数を定めることができる。測定方法は自動横断測定法によることができる。		
						幅 W	-25	-			
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さのみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として 緩和)	-2 (2)	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。</p> <p>4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。</p>		
						幅 W	-25	-			
3	2	6	16		舗装打換え工	幅 W	-50	-	各層毎1箇所/1施工箇所		
						路盤工	延長 L	-100			
						厚さ t	該当工種				
						幅 W	-25	-			
						舗装工	延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

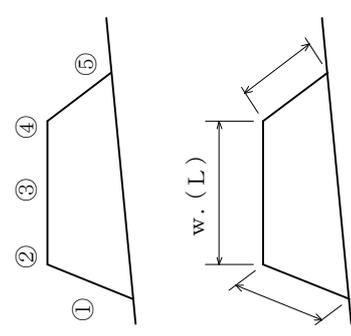
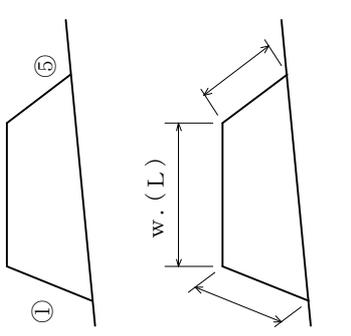
単位:mm

編	章	節	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
						個々の測定値 (X)	測定値の平均 ( $\bar{X}$ )			
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40mm毎に現鋪装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1箇所を割とし、延長 <b>40m</b> 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 W	-25			
						延長 L	-100			
						平坦性	-			
17			2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。		
					平坦性	-				

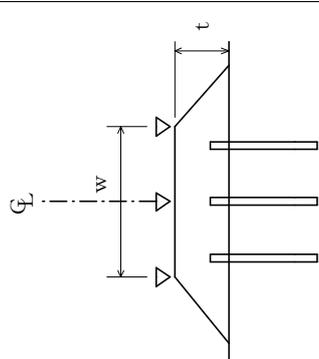
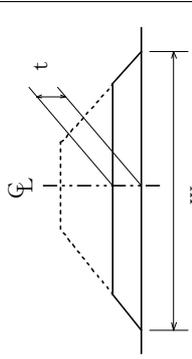
単位:mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	7	路床安定処理工	基準高 $\nabla$	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を 用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確 認(実測は不要)。		
				施工厚さ t	-50			
幅 w	-100							
延長 L	-200							
3	2	7	置換工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)に つき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工 箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
				置換厚さ t	-50			
幅 w	-100							
延長 L	-200							

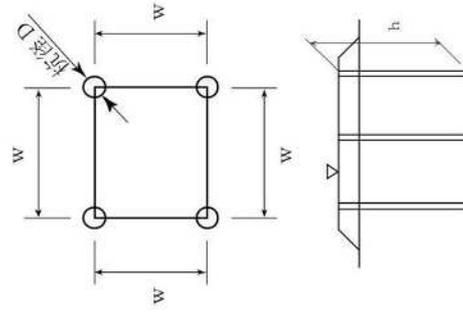
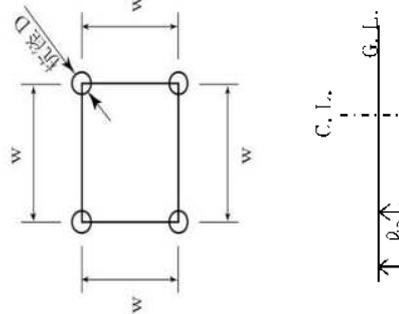
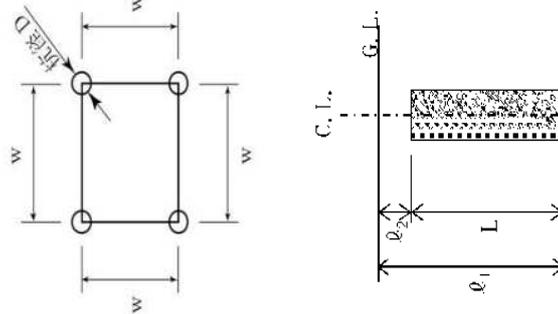
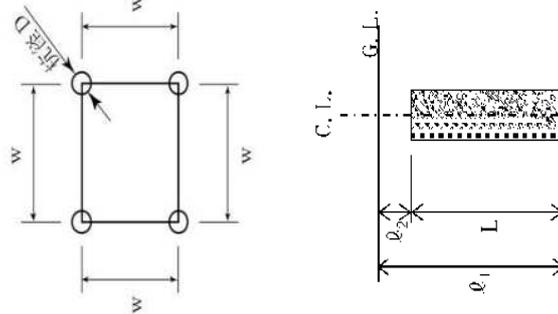
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、 <b>40m</b> 以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法層で行う。		
						法長 $\ell$	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		
						法長 $\ell$	-500			
						天端幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	一般施工	7	5	パイルネット工	基準高 $\nabla$	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につぎ1ヶ所。            厚さは中心線及び両端で掘り起しして測定。            杭については、当該杭の項目に準ずる。</p>		
						厚さ t	-50			
幅 w	-100									
延長 L	-200									
3	2	地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合)は50m)につぎ1ヶ所。            厚さは中心線及び両端で掘り起しして測定。</p>		
						幅 w	-100			
延長 L	-200									

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		※余長は適用除外
					杭径 D	設計値以上	全本数			
3	2	7	8		締め改良工 (サンドコンパクションバイ ル工)	打込長さ h	設計値以上	全本数 計器管理にかえることができる。		※余長は適用除外
					位置・間隔 w	設計値以上	全本数			
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰バイル工)	基準高 ∇	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1ヶ所に4本測定。		※余長は適用除外
					位置・間隔 w	D/4以内	全本数 L=01-02 01は改良体先端深度 02は改良体末端深度			
3	2	7	9		杭径 D	設計値以上				※余長は適用除外
					深度 L	設計値以上				

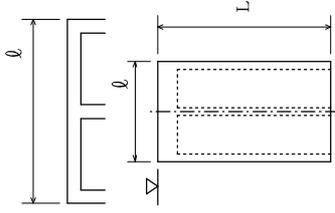
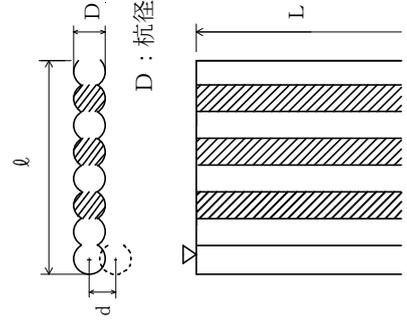
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)固 結工(スラリー攪拌工)編」 による管理の場合	基準高 $\nabla$	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表 により設計杭芯位置を施工した杭芯位置との距 離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表によ り確認 (残尺計測による確認は不要)		
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高 $\nabla$	設計値以上	1,000 m <sup>3</sup> ~4,000 m <sup>3</sup> につき1ヶ所、または施工延 長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ 所。		
						施工厚さ t	設計値以上	1,000 m <sup>3</sup> 以下、又は施工延長40m(50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出 来形とする。		
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	幅 w	設計値以上	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を 用いて、施工厚さ、幅w、延長Lを確認(実測は 不要)。		
						延長 L	設計値以上			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 <b>(任意仮設は除く)</b>		
						根入長	設計値以上			
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ $\theta$	設計深さ以上	全数 <b>(任意仮設は除く)</b>		$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差 d	100			
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 $\theta$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 $L_1$ $L_2$	-200			
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <b>(任意仮設は除く)</b>		
						天端幅w	-100			
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	法長 $\theta$	-100			

単位:mm

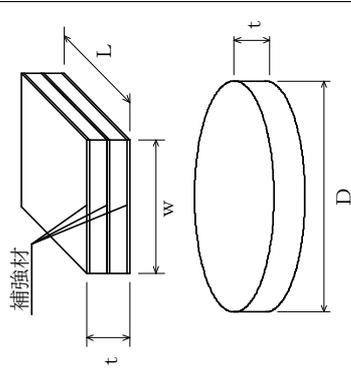
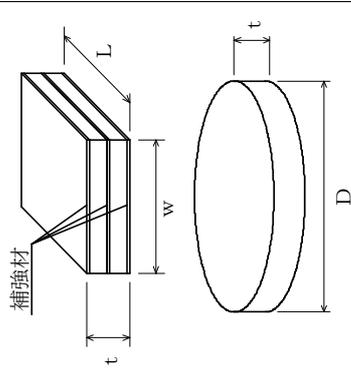
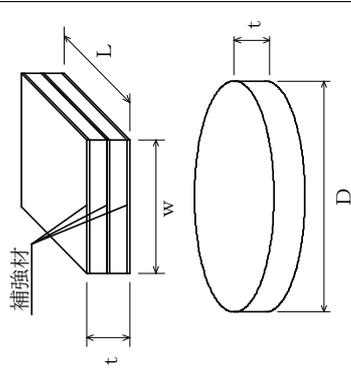
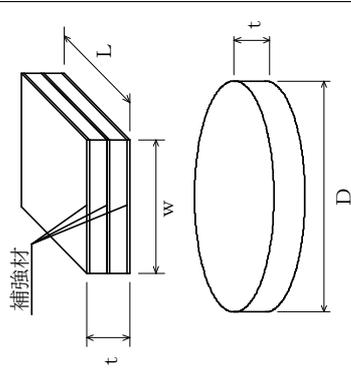
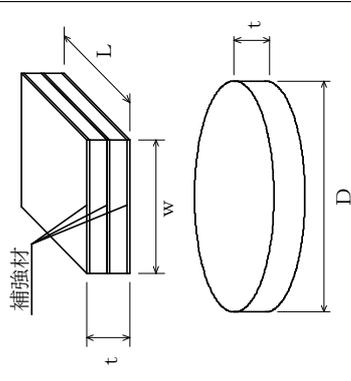
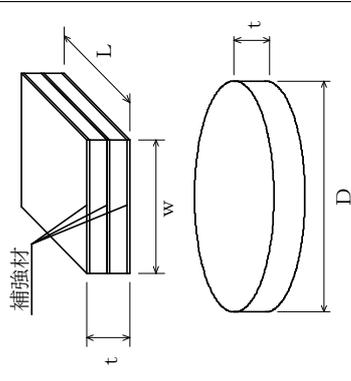
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 <b>(任意仮設は除く)</b>		
						9		基準高は施工延長40m(測点間隔25m)の場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25m)の場合は25m)につき1ヶ所。 延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
3	2	10	5	5	地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25m)の場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25m)の場合は25m)につき1ヶ所。 延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						9				

単位:mm

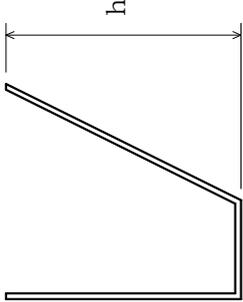
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	1	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差 +2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
						アンカーボルト用ボルト(鑄放し)	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ ≤1,000mm 1以下			
						センターボス	ボスの直径 +0 -1			
						ボス※5	ボスの高さ +1 -0			
						アンカーボルト用ボルト(鑄放し)	加工孔 ≤100mm +3 -1			
						センターボス	ボスの高さ +1 -0			
						ボス※5	ボスの直径 +0 -1			
						アンカーボルト用ボルト(鑄放し)	孔の中心距離※1 JIS B 0403-1995 CT13			
						センターボス	ボスの直径 +0 -1			
						ボス※5	ボスの高さ +1 -1			
						上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13			

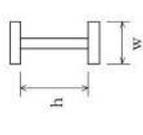
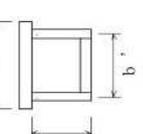
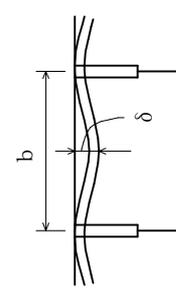
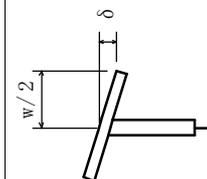
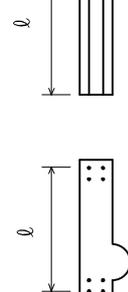
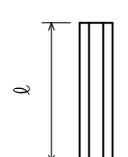
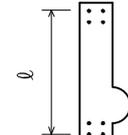
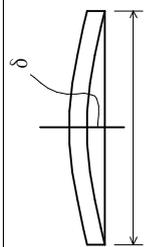
(次頁に続く)

単位:mm

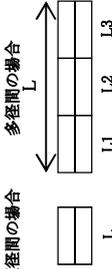
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	1	1	製造費 (金属支承工)	全移動量 $t$ ※4	$\phi \leq 300\text{mm}$	$\pm 2$	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートとの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量の遊間が確保されているのかを する。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$			
3	2	12	1	1	製造費 (大型ゴム支承工)	組立高さH	上、下面加工仕上げ	$\pm 3$	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
							コ ト ン ク 構 造 用 1	$\pm 3$			
3	2	12	1	1	製造費 (大型ゴム支承工)	普通寸法	$H \leq 300\text{mm}$ $H > 300\text{mm}$	$\pm 3$ $(H/200+3)$ 小数 点以下切り捨て	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
							鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)	JIS B 0403-1995 CT14			
3	2	12	1	1	製造費 (大型ゴム支承工)	普通寸法	鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
3	2	12	1	1	製造費 (大型ゴム支承工)	普通寸法	ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
							幅 W 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$ $500 < w, L, D \leq 1,500\text{mm}$ $1,500 < w, L, D$			
3	2	12	1	1	製造費 (大型ゴム支承工)	厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$	$\pm 0.5$	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
							$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$			
3	2	12	1	1	製造費 (大型ゴム支承工)	相対誤差	$160 < t$	$\pm 4$	製品全数を測定。 平面度:1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
							$w, L, D \leq 1,000\text{mm}$ $1,000\text{mm} < w, L, D$	$1$ $(w, L, D) / 1,000$			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部	±3... $\theta \leq 10$ ±4... $\theta > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						材				
3	2	12	1	4	刃口金物製作工	刃口高さh (m)	±2... $h \leq 0.5$ ±3... $0.5 < h \leq 1.0$ ±4... $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						外周長L (m)	±(10+L/10)			

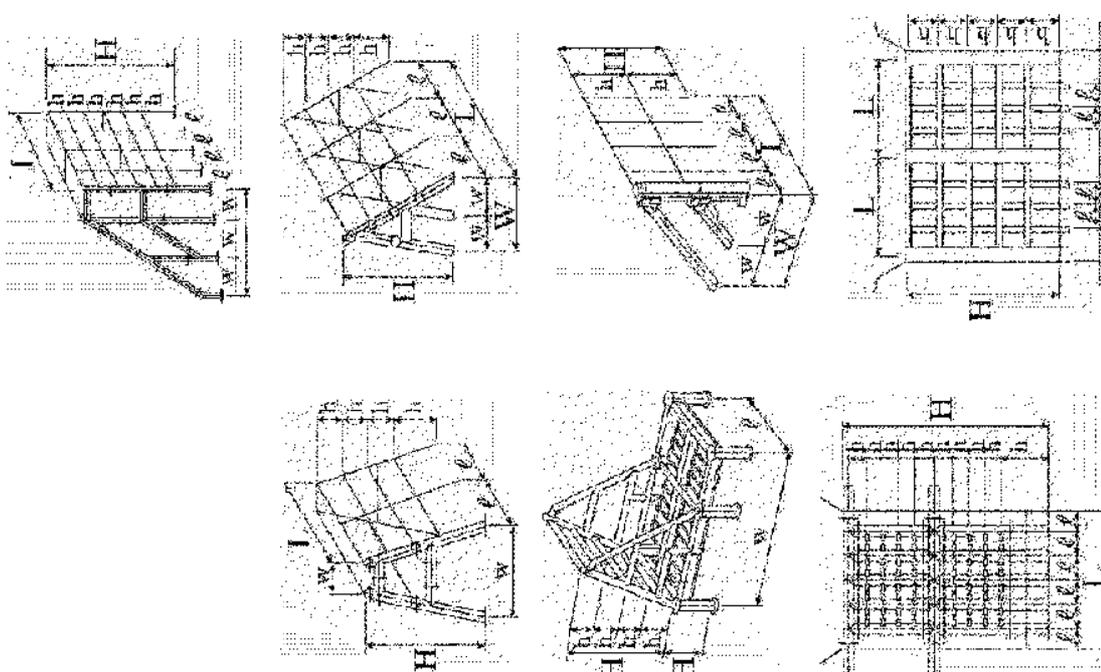
編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
							鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	2	12	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合)  (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b' (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\dots 2.0 < w$	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中 央付近を測定。 なお、JISマーキング表示品を使用する場合は、製造 工場の発行するJISに基づく試験成績表に替え ることができる。		 I型鋼桁   トラス弦材	
					板の平面度 $\delta$ (mm)  箱桁及びトラス等の腹板のデッキプレート  フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$h/250$  $b/150$  $w/200$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリップの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)		    	
3	2	12	1		鋼桁	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
					トラス、アーチなど	$\pm 2 \dots \ell \leq 10$ $\pm 3 \dots \ell > 10$	主要部材全数を測定。 ℓ: 部材長 (mm)			
3	2	12	1		圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\ell/1,000$	-			

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「板の平面度 $\delta$ 、フランジの直角度 $\delta$ 、圧縮材の曲り $\delta$ 」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。

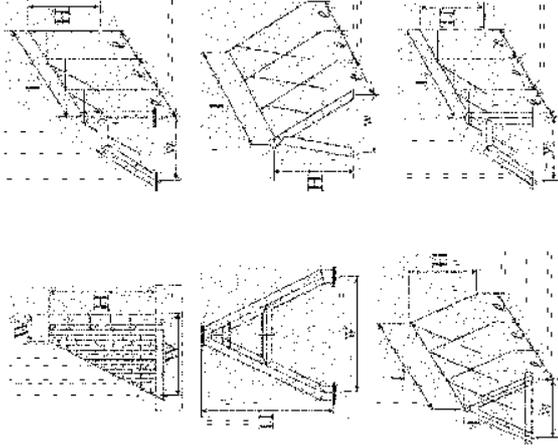
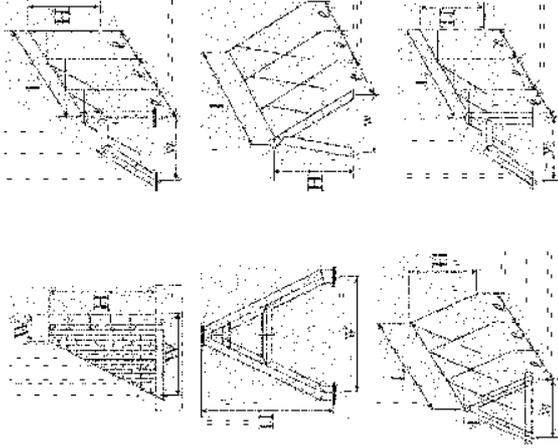
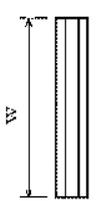
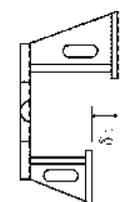
編	章	節	枝番	工	種	測	定	項	目	規	格	測		定	基	準	測	定	簡	所	摘	要		
												鋼桁等	鋼桁等											
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合)  (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	仮	組	立	精	度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。 <b>L:主げた・主構の支間長(m)</b>	鋼桁等	トラス、アーチ等	短径間の場合  多径間の場合  	各支点及び各支間中央付近を測定。							
									主桁、主構の中 心間距離B(m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2) \dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。													
									主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2) \dots h > 5$	両端部及び中心部 を測定。													
									主桁、主構の通り $\delta$ (mm)	$5+L/5 \dots L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点 及び支間中央の1点を測定。 <b>L:測線上(m)</b>													
									主桁、主構のそり $\delta$ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots$ $80 < L \leq 200$	各主桁について10 ～12m間隔を測定。 <b>L:主桁の 支間長(m)</b>													
									主桁、主構の橋端 における出入差 $\delta$ (mm)	$\pm 10$	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。													
									主桁、主構の 鉛直度 $\delta$ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を 測定。 <b>h:主桁の高さ (mm)</b>	支点及び支間中央 付近を測定。 <b>h:主構の高さ (mm)</b>												
									現場継手部の すき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許 容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3 mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)													
									※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 $\delta$ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。															



単位:mm

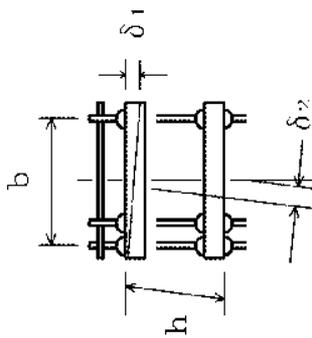
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10		全数を測定。	
						堤長L	±30			
						堤長 $\phi$	±10			
						堤幅W	±30			
						堤幅w	±10			
						高さH	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
(次頁に続く)										

単位:mm

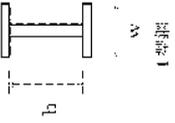
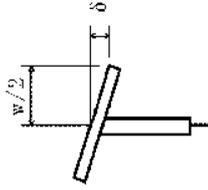
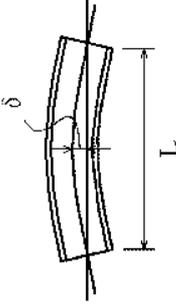
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))							
						部 材	部材長 $\ell$ (m)				$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所での測定。
						部 材	部材長 $w$ (m)				0 ~ +30	製品全数を測定。
3	2	12	4	5	鋼製伸縮継手製作工	部 材	部材長 $w$ (m)	0 ~ +30				
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設計値 ±4				
							フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	±2			 (実測値) $\delta_2$	

単位:mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	工場製作工 共通	6	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。
					部材			
				7	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	
3	2	12	アンカーフレーム製作工	8	仮組立時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。
						鉛直度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$	
						高さ $h$ (mm)	$\pm 5$	



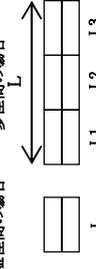
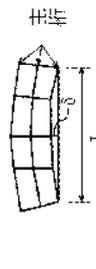
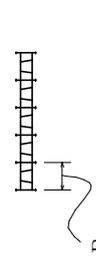
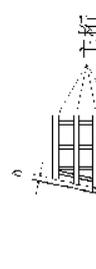
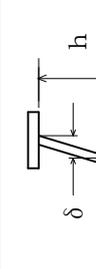
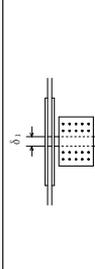
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						フランジの直角度 $\delta$ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						部材長 $\theta$ (m)	$\pm 3 \dots \theta \leq 10$ $\pm 4 \dots \theta > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
						主桁のそり $\delta$	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		
3	2	12	10		鋼製排水管製作工	部材長 $\theta$ (m)	$\pm 3 \dots \theta \leq 10$ $\pm 4 \dots \theta > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	12	11		工場塗装工		塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。</p> <p>ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13	橋梁架設工		架設工(鋼橋)  (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバラークレーン架設)	全長 L(m) 支間長 Ln(m)	$\pm (20+L/5)$ $\pm (20+Ln/5)$	各桁毎に全数測定。 L:主けた・主構の支間長(m)		短径間の場合 多径間の場合
						通り δ (mm)	$\pm (10+2L/5)$	L:主桁・主構の支間長(m)		主桁
						そり δ (mm)	$\pm (25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	$\pm 10$	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		主桁
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 H:主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
								※規格値のL, Bに代入する数値はmm単位の数値である。 ただし、「主けた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。		

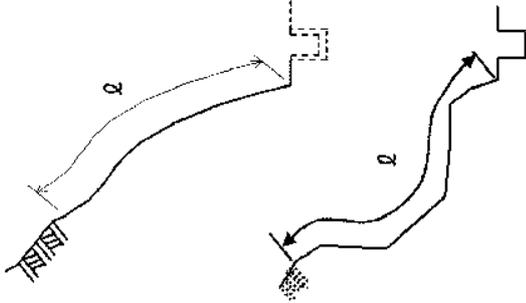
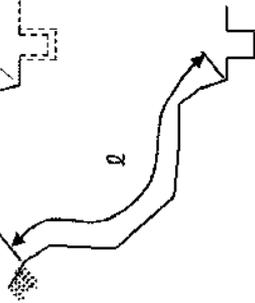
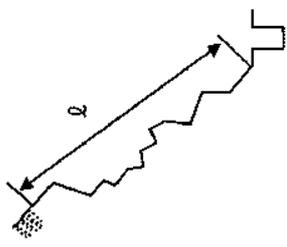
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設)	全長・支間  桁の中心間距離	-  -	各桁毎に全数測定。 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。 主桁を全数測定。		
					架設工支保工 (固定) (移動)	そり	-			
					架設桁架設 (片持架設) (押し架設)					

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 $\phi$	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						盛土法長 $\phi$	法長の-4%			
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						法長 $\phi$	法長の-4%			
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	厚さ t	-10	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	-20			
3	2	14	2	2	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						厚さ t	法長の-4%			

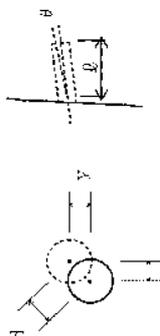
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	14	3		吹付工(仮設を含む) (コンクリート) (モルタル) (簡易法砕工)	法長 $\ell$	-50	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のは1ヶ所、40m以上は2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
						$\ell \geq 3m$	-100			
						厚さ t	-10	<p>200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。</p>		
						$\ell < 5cm$	-20			
						延長 L	-200	<p>1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
						高さ h	-30	<p>※簡易法砕工 測定基準は法砕工に基づき測定。</p>		
						砕中心間隔	±100			

単位:mm

編	章	節	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	14	法枠工 (現場打設法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	1	法枠工 (現場打設法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	測定箇所	摘要
4	1	法枠工 (現場打設法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	測定箇所	摘要
4	1	法枠工 (現場打設法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	測定箇所	摘要
4	1	法枠工 (現場打設法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	測定箇所	摘要
4	1	法枠工 (現場打設法枠工) (現場吹付法枠工)	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	測定箇所	摘要

単位:mm

編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	14	4	2	法長 $\phi$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						-200			
					延長 L	-200	1施工箇所毎		
			6	アンカー工	削孔深さ $\phi$	設計値以上	全数(任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	※鉄筋挿入工にも適用する。
		配置誤差d	100						
		せん孔方向 $\theta$	±2.5度						

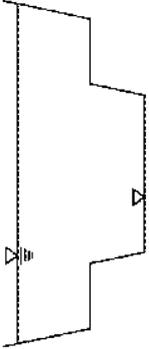
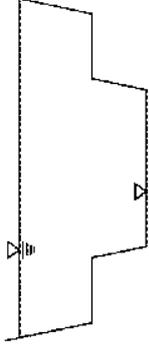
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3	2	15	1		一般事項 (場所打擁壁工)	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p><b>※舗装に接する場合は規準高は±30とする。</b></p> <p>〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
						厚さ t	-20			
						裏込厚さ	-50			
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						高さ h	-50			
							-100			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
								<p>〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
			2		プレキャスト擁壁工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>〔3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〕に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
						延長 L	-200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアル ム)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につ き1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施 工箇所につき2ヶ所。 [3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)]に基づき出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施することがで きる。		
						高さ h	-50			
						鉛直度 △	±0.03hかつ ±300以内			
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		
3	2	15	3		井桁ブロック工	基準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につ き1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施 工箇所につき2ヶ所。 [3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)]に基づき出来形管理を実施する場合は、 同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施することがで きる。		
						法 長 φ	-50			
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub> , t <sub>3</sub>	-50			
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200	1施工箇所毎		

単位:mm

編	章	節	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること		
					電気船	500ps			
						1,000ps			
					ディーゼル船	250ps			
						420ps 600ps			
						1,350ps			
					幅	-200			
					延長	-200			
3	2	16	3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること		
					幅	-200			
					延長	-200			

単位:mm

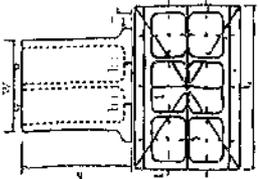
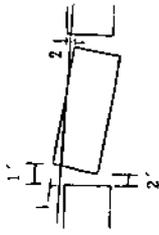
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	標高較差	平均値 0以下	1. 3次元データによる出来形管理において3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		
							個々の計測値 +400以下			
3	2	18	2		床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10 mmに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	0～+30			
						厚さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。 1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			

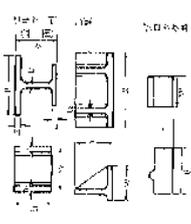
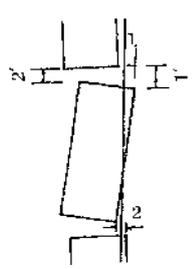
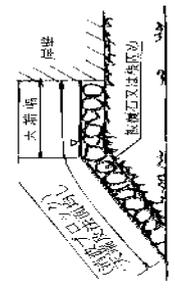
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
4	港湾編	3	3	3	共通的施工	測深	測深	計画水深の場合 水深及び法面 + 0 - 規定しない	設計図書の特記事項に測定する		(1) 海底が岩塊(転石)、灰岩(累石を含む) 砂利の場合は岩盤と同一とする。 (2) 音響測深機、レッド又はレベル等により測定。 +：設計値より浅い(高い)ことを言う。 -：設計値より深い(低い)ことを言う。	
							天端高	+ 規定しない - 0				全数
							先端深度	+ 規定しない - 規定しない				
							天端幅	+ 規定しない - 0				施工完了後 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
							延長	+ 規定しない - 0				
							天端高	(陸上部) ± 300				施工完了後 測線間隔20m以下 測点間隔10m以下
							天端幅	+ 規定しない - 0				
							延長	+ 規定しない - 0				改良杭全数
							天端高	(陸上部) ± 500				
							天端幅	+ 規定しない - 0				改良杭全数 深度方向2m～5m程度毎に測定。 (引き抜きと貫入時)
							位置	トランシット及び光波測距儀により測定する場合は(特)による。				
							8	1				深層混合処理杭
天端高	+ 規定しない - 0											
8	1	深層混合処理杭	先端深度	+ 0 - 規定しない	改良杭全数 打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入し、管理表を提出。 +：設計値より浅い(高い)ことを言う。 -：設計値より深い(低い)ことを言う。 ( )は陸上。	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出。 陸上施工は除く。						
			固化材吐出量	打込記録紙または打込記録データに固化材吐出量を記入。								
8	1	深層混合処理杭	盛上り量	改良前、改良後	改良前、改良後	盛上り量の図面を作成し提出。						

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	3	9		洗滌防止工		敷設位置		始、終端及び変化する箇所毎、並びに20mに1ヶ所以上		測定表及び観図を作成し提出
					重ね幅	±50 (陸上) ±100 (水中)	1枚につき2点				
			10		中語工		延長	±規定しない -：100	マットの中心を区間毎及び全長		管理表を作成し提出。
					天端高 (砂、石材)	±50 (陸上) ±100 (水中)	1室につき1ヶ所 (中心)				
			11		蓋コンクリート		天端高 (コンクリート、プレバックト)	±30 (陸上) ±50 (水中)	1室につき1ヶ所 (中心)		管理表を作成し提出。
					天端高	±30 (陸上) ±50 (水中)					
			13		鋼矢板		矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。
					矢板法線に対する出入	±100	打込み完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点				
					矢板法線に対する傾斜		矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込み完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点		
					矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時 (両端部)				
			13		鋼管矢板		矢板天端高	±100	打込み完了時20枚に1枚		観察結果を報告
					矢板継手部の離脱		全数				
					矢板壁延長		矢板壁延長	+ 規定しない - 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。
					矢板法線に対する出入	±100	打込み完了時10本に1本及び計画法線の変化点				
					矢板法線に対する傾斜		矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込み完了時、全数確認後、10本に1本及び変化点		
					矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時 (両端部)				
			14	4	腹起		取付高さ	±100	打込み完了時10本に1本		観察結果を報告
					継手位置		全数				
					ボルトの取付		取付完了時 (継手毎) 全数		取付完了時		管理表を作成し提出
					矢板と腹起しとの密着度		取付完了時、全数				
											観察結果を報告

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	3	3	14	5	タイ材 (タイロード取付け)	取付高及び水平度		縮付後両端、全数		管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要 管理表を作成し提出
						矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔		縮付後両端、全数		
4	3	3	14	5	タイ材 (ファイヤー取付け)	定着ナットの縮付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること。	全数		観察結果を報告
						ターバンバックルのねじ 込み長さ	定着ナットの高さ以上	全数		
						リングジョイントのコン クリートへの埋込み		全数		
						支保材の天端高さ		適宜		
						取付高さ		縮付後両端、全数		
						矢板法線に対する取付 角度および取付間隔		縮付後両端、全数		
						定着ナットの縮付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること	全数		
						定着具端部栓の取付		全数		
						トランペットシースの 取付		全数		
						打込記録		全数		
15	16				杭打工 (鉄橋ドルフィン)の脚 柱) (鋼杭H形鋼) (コンクリート杭)	杭天端高	± 50	支持杭は全数 その他は20本に1本		打込工法記録を提出 管理表を作成し提出
						杭頭中心位置	100 以下	打込完了時、全数		
17					(防食) 電気防食	取付位置	鋼和かんこう電極 基準 -770mV	取付完了後、全数		確認結果を報告 測定表を作成し提出
						電位測定	海水塩化銀電極 基準 -780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準 -850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎		
4	3	3	14	5	(被覆防食) FRPモルタル	取付高さ (被覆範囲)		鋼管杭：全数 矢板：1打設 3箇所以上 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)		測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設と は、コンクリートモルタルの配合 1 回当たりの打設を示す。
						(被覆防食) ペトロラタム		鋼管杭：全数 矢板：監督職員の指示による。 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)		
						(被覆防食) コンクリート	高さ (被覆範囲)	鋼管杭：全数 矢板：1打設3ヶ所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)		
4	3	3	14	5	防食塗装			鋼管杭：全数 矢板：50m2に1ヶ所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)		測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設と は、コンクリートモルタルの配合 1 回当たりの打設を示す。 測定表を作成し提出。

編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	5	2		床掘	測深	測深	法部(外測) 2,000 法部(内測) 300 底面 ± 300	設計図書 の測点ごとに測定する。		<p>平面図に実測を記入し提出。 断面図は監督員が指示したとき作成し提出。</p> <p>『音響測深機、レド又はレベル等により測定』</p>
							延長	± 規定しない - 0			
4	6	基礎工	6		置換(置換材均し)	基礎(基礎捨石工)	延長	± 500	設計図書 の測点ごとに測定する。		<p>管理図に天端高、法厚、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出。</p>
							天端高	± 規定しない - 0			
4	6	基礎工	4		基礎(基礎捨石工)	基礎(基礎捨石工)	延長	± 規定しない - 100	設計図書 の測点ごとに測定する。		<p>出来形図を作成し提出。</p>
							天端高	± 500			
4	6	基礎工	6		基礎(基礎捨石工)	基礎(基礎捨石工)	法面	± 500	設計図書 の測点ごとに測定する。		<p>注1) 係留施設、護岸、土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 出来形図を作成し提出。</p>
							天端幅	± 規定しない - 100			
4	6	基礎工	6		基礎(基礎捨石工)	基礎(基礎捨石工)	延長	± 規定しない - 100	設計図書 の測点ごとに測定する。		<p>出来形図を作成し提出。</p>
							天端幅	± 規定しない - 100			
4	6	基礎工	6		基礎(基礎捨石工)	基礎(基礎捨石工)	異形ブロック据付面の高さ	異形ブロック据付面の高さ(層積) ± 300 据付面の高さ(乱積) ± 500	設計図書 の測点ごとに測定する。		<p>※詳細は監督員との協議による。</p>
							天端幅	± 規定しない - 100			

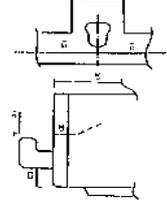
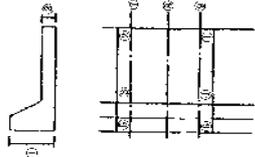
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	3	7	2		ケーソン製作工	壁厚	± 10	各層完成時 各壁1箇所		管理表を作成し提出。
						高さ	+ 30 - 10	完成時、四隅		
						幅	+ 30 - 10	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端		
						長さ	+ 30 - 10	底版完成時 各室中央部1ヶ所		
						底版厚さ	+ 30 - 10	底版完成時、四隅		
						フーチング高さ	± 50	底版完成時及び完成時		
						対角線	± 50	各室中央部1ヶ所		
						パラスト	碎石・砂 ± 100 コンクリート ± 50			
						目地間隔	(2000 t 未満) 100 以下	据付完了後、天端2ヶ所		
						法線の出入	(2000 t 以上) 200 以下	据付完了後、天端2ヶ所		
						天端高	(2000 t 未満) ± 100	据付完了後、両端2ヶ所		
						延長	(2000 t 以上) ± 150	据付完了後、両端2ヶ所		
4	3	7	3		ケーソン掘付 (防波堤)	目地間隔	(2000 t 未満) 200 以下	据付完了後、天端2ヶ所		管理表を作成し提出。
						法線の出入	(2000 t 以上) 300 以下	据付完了後、天端2ヶ所		
						天端高	(2000 t 未満) ± 200	据付完了後、両端2ヶ所		
						延長	(2000 t 以上) ± 300	据付完了後、両端2ヶ所		
						目地間隔	(2000 t 未満) 200 以下	据付完了後、天端2ヶ所		
						法線の出入	(2000 t 以上) 300 以下	据付完了後、天端2ヶ所		
						天端高	(2000 t 未満) ± 200	据付完了後、両端2ヶ所		
						延長	(2000 t 以上) ± 300	据付完了後、両端2ヶ所		
						目地間隔	(2000 t 未満) 200 以下	据付完了後、天端2ヶ所		
						法線の出入	(2000 t 以上) 300 以下	据付完了後、天端2ヶ所		
						天端高	(2000 t 未満) ± 200	据付完了後、両端2ヶ所		
						延長	(2000 t 以上) ± 300	据付完了後、両端2ヶ所		

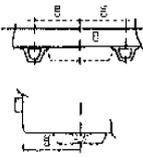
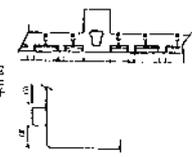
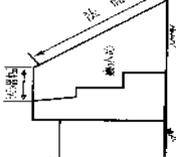
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	8	2		ブロック製作 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	方塊、セルラー、方塊、直立消波	幅	+ 20 - 10	幅、長さには両端部の上面、下面、高さ、四隅、壁厚は各壁2ヶ所L型、セルラーは全数、直立消波、方塊は10個に1個以上(但し、最低3個、3個未満は全数)		管理表を作成し提出
							高さ	+ 20 - 10			
							長さ	+ 20 - 10			
							壁厚	± 10			管理表を作成し提出。
							対角線	± 30			管理表を作成し提出。 セルラー、方塊
			3		ブロック据付 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	方塊、セルラー、方塊、直立消波	法線に対する出入り	± 50	据付後ブロック1個につき2ヶ所(最下段、最上段)		管理表を作成し提出。
						隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50以下 直消、方塊 30以下				
							天端高		据付完了後、ブロック1個につき2箇所(最上段のみ)		
							延長		据付完了後、法線上(最上段のみ)		
		12	2		コンクリート矢板		矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜、打込完了時		管理表を作成し提出。
							矢板法線に対する出入	± 100	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点		
							矢板法線に対する傾斜	2/100以下	打込完了時、20枚に1枚及び計画法線の変化点		
							矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下	施工中適宜 打込完了時(両端部)		
							矢板天端高	± 50	打込完了時、20枚に1枚		
							矢板継手部の離脱				観察結果を報告
		15	2		被覆及び根固め (被覆石工)		延長	+ 規定しない - 200	設計図書に測定ごとに測定する。		出来形図を作成し提出
						天端均し	± 500 異形ブロック 擦付面(整積) ± 300 岸壁前面 + 0 - 200				
							天端幅	+ 規定しない - 200			
							法部均し	(斜面に直角) ± 500			
			4		被覆及び根固め (被覆ブロック工)		異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ± 300			
							異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	± 500			
							天端幅	+ 規定しない - 200			

単位：mm

(特)：図面及び特記仕様書

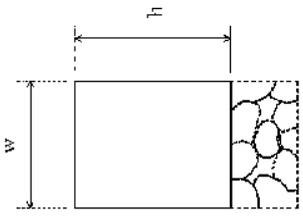
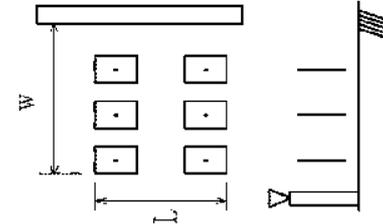
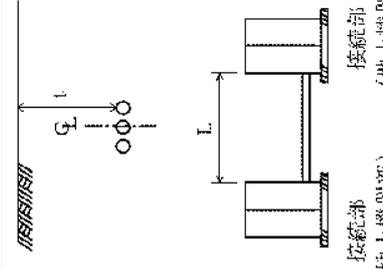
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
4	港湾編	3 一般施工	16 上部工	2 3	防波堤上部工		(天端幅10m以下)					測定表を作成し提出
							延長	+ 規定しない - 0	法線上			
							天端幅	± 30	1 スパン 3ヶ所			
							法線に対する出入	± 50	1 スパン 2ヶ所			
							天端高 厚さ	± 20	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラベット頂部は1スパン2ヶ所以上			
							(天端幅10mを超える)					
							延長	+ 規定しない - 0	法線上			
							天端幅	+ 50 - 30	1 スパン 3ヶ所			
							法線に対する出入	± 50	1 スパン 2ヶ所			
							天端高 厚さ	+ 50 - 20	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラベット頂部は1スパン2ヶ所以上			
16	上部工		2		岸壁		延長	+ 規定しない - 0	法線上			測定表を作成し提出
							法線に対する出入	± 30	1 スパン 2ヶ所			天端高又は厚さの管理項目の選定は(特)による。
							天端高 厚さ	± 20	1 スパン 3ヶ所			
							防舷材ベッド		スパン/毎			
							岸壁に同じ	岸壁に同じ	岸壁に同じ			
							天端高	± 20	据付完了時、中心部、全数			
							岸壁前面に対する出入		据付完了時、全数			
							中心間隔		据付完了時、各スパン毎中心部、各基			
							基礎コンクリート幅 (直柱)		完了時、全数、天端前縁			
							基礎コンクリート長さ (直柱)		完了時、全数、前後面			
基礎コンクリート高さ (直柱)		完了時、全数、中心点										
17	付属工		2		係船柱 (直柱、曲柱)		天端高	± 20	据付完了時、中心部、全数			
							岸壁前面に対する出入		据付完了時、全数			
							中心間隔		据付完了時、各スパン毎中心部、各基			
							基礎コンクリート幅 (直柱)		完了時、全数、天端前縁			
							基礎コンクリート長さ (直柱)		完了時、全数、前後面			
							基礎コンクリート高さ (直柱)		完了時、全数、中心点			



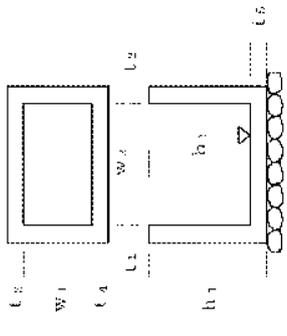
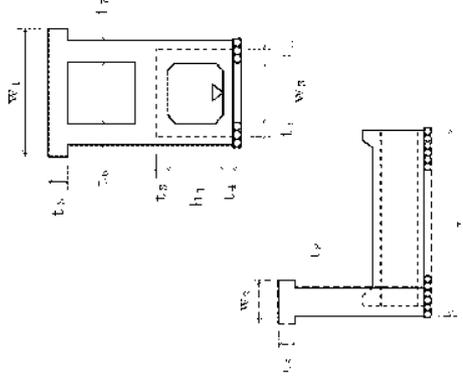
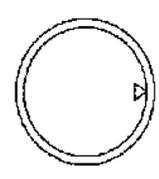
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	17	3		防眩材	取付高さ		取付完了時、中心部、全数 取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出
						中心間隔				
18	3	18	3	1	異形ブロック製作	天端高		取付完了時、中心部、全数 取付完了後中心部を1点 上部工1スパンに2ヶ所 完了時適宜		管理表を作成し提出
						岸壁前面に対する出入	± 30			
						取付間隔				
						塗装				
						警戒色 (シマ模様)				
18	3	18	3	2	異形ブロック据付	形状寸法	+ 20 - 10	異形ブロック及び根固ブロック準用する 出来形・シユミット管理	この基準によりがたい場合は特記仕様書に よる。	形状寸法、 ブロック諸元による。
						延長	規定しない + 100 - 100			
						天端高 (層積) 天端高 (乱積)	規定しない + プラッグ高の1/3			
19	3	19	2	裏込め均し	天端高	± 200	設計図書に測定する。 設計図書の測定毎に測定する。	この基準によりがたい場合は特記仕様書に よる。		2層以下の災害復旧、 維持工事等は適用除外。 出来形図を作成し提出。 マットを使用する場合を含む。 出来形図を作成し提出。 出来形図を作成し提出。
					天端幅	+ 規定しない - 100				
					法面 (斜面に直角に測定)	± 200				
					延長	+ 規定しない - 100				

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
4	3	19	4		埋立 裏埋		区域		設計図書の測点毎に測定する。	この基準によりがたい場合、特記仕様書による。	
							地盤高	- 0			

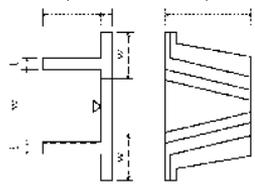
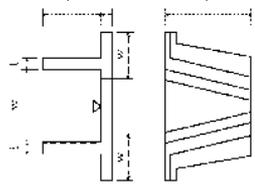
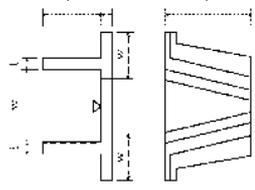
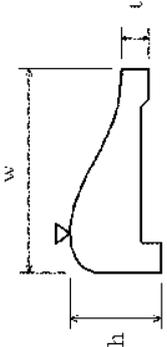
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	1	7	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		
						高さ h	-30			
6	1	10	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	1組毎		
						幅 w	±300			
						方向	±7°			
						延長 L	-200			
6	1	13	3		配管工	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延長 L	-200			

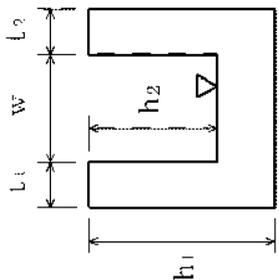
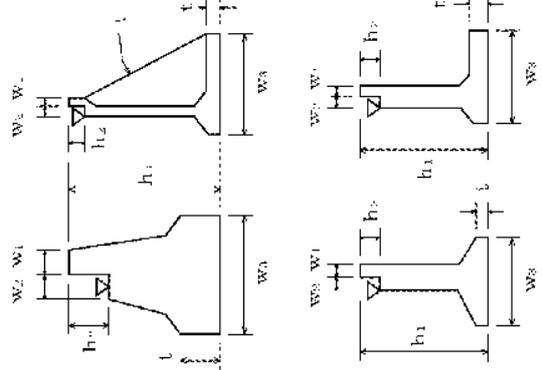
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
6	河川編	13	4		ハンドホール工	基準高 $\nabla$	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合											
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20												
						※幅 $w_1, w_2$	-30												
						※高さ $h_1, h_2$	-30												
6	河川編	3	5	1	函渠工 (本体工)	基準高 $\nabla$	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。											
						厚さ $t_1 \sim t_5$	-20												
						幅 $w_1, w_2$	-30												
						内空幅 $w_3$	-30												
						内空高 $h_1$	±30												
						延長 L	-200												
						6	河川編				5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鑄鉄管)	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		
															延長 L	-200			

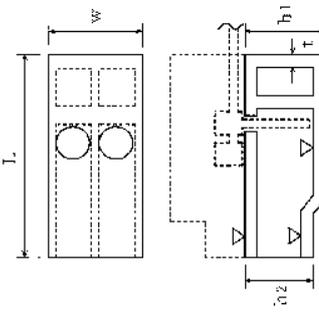
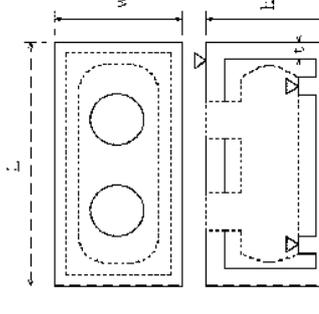
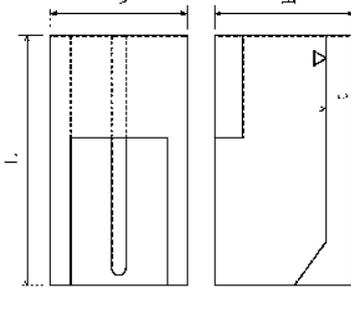
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	3	5	樋門・樋管	樋門・樋管 本体工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	4	6	水門	水門 本体工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	5	6	堰	可動堰 本体工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	7	5	堰	固定堰 本体工	基準高▽	±30	図面の寸法表示箇所 で測定。 基準高、幅、高さ、厚さは両端、 施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	L < 20m L ≥ 20m			

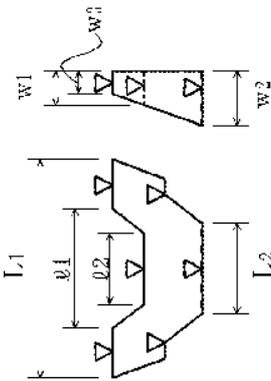
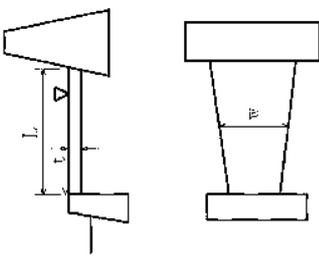
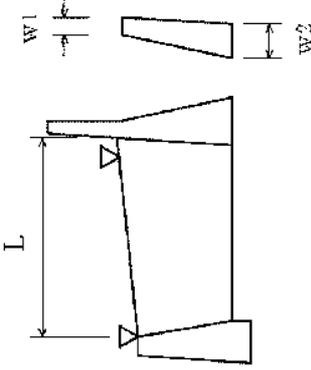
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6	河川編	5	堰		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書による)			
						厚さ $t_1, t_2$	-20				
						幅 $w$	-30				
						高さ $h_1, h_2$	-30				
						延長 $L$	-200				
6	河川編	5	堰		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ $t$	-20				
						天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10				
						天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10				
						敷幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50				
						高さ $h_1$	-50				
						胸壁の高さ $h_2$	-30				
						天端長 $l_1$	-50				
						敷長 $l_2$	-50				
						胸壁間距離 $\phi$	±30				
						支点長及び中心線の変化	±50				

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	6 排水機場	4 機場本體工	6	本體工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	6 排水機場	4 機場本體工	7	燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
6	河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7	コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	7	床止め・床固め	4	床止め工 (床固め本體工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天端幅 $w_1, w_3$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
						水通し幅 $\phi_1, \phi_2$	±50			
6	河川編	7	床止め・床固め	4	水叩工	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所にて測定。 基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点にて測定。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
6	河川編	7	床止め・床固め	5	側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 $w_1$	-30			
						堤幅 $w_2$	-30			
						長さ L	-100			

単位: mm

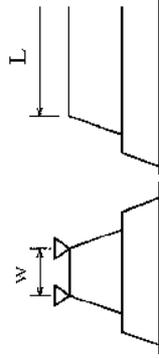
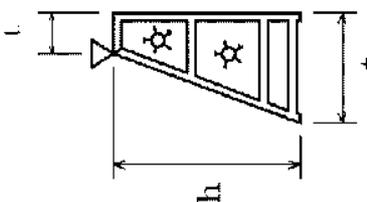
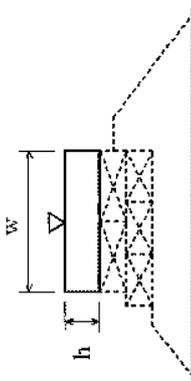
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5	5	場所打コンクリート工	基準高 $\nabla$	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6	5	海岸コンクリートブロック工	基準高 $\nabla$	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割合で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 $w_1$	-20				
						ブロック横幅 $w_2$	-20				
						延長 L	-200				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定する測定の管理方法を用いることができる。			
						法長 $\phi$	$\phi < 5m$				-100
							$\phi \geq 5m$				$\phi \times (-2\%)$
							厚さ t				-50
							延長 L				-200

単位: mm

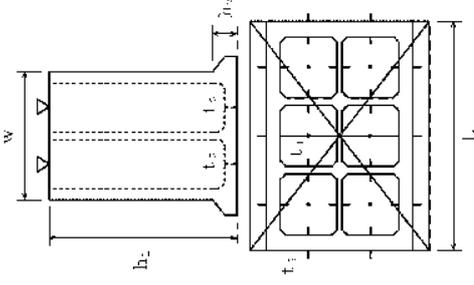
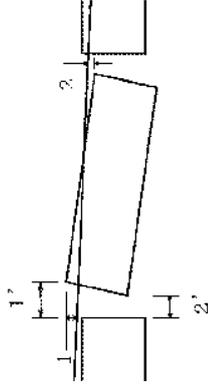
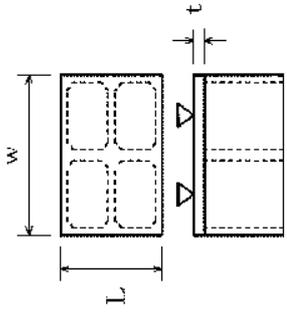
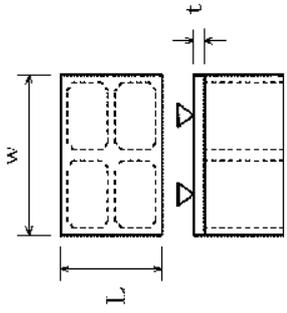
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	5		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定する測定の管理方法を用いることができる。		
						法長 $\phi$	-50			
						$\phi < 3m$	-100			
						$\phi \geq 3m$	-20			
						$t < 100$	-30			
						$t \geq 100$	-50			
						裏込材厚 $t'$	-200			
						延長 L				
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	2		コンクリート被覆工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-50			
						厚さ t	-10			
						基礎厚 $t'$	-45			
						延長 L	-200			
7	河川海岸編	1 堤防・護岸	3		波返工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						高さ $h < 3m$ $h_1, b_2, b_3$	-50			
						高さ $h \geq 3m$ $h_1, b_2, b_3$	-100			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
7	河川海岸編	突堤・人工岬	4	4	捨石工	本均し 表面均し 異形ブロック据付面 (乱積)の高さ 荒均し 異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ 被覆均し 異形ブロック据付面 (乱積)の高さ 異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ 標準高▽	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。												
							±100													
							±500													
							±300													
							±500													
							±300													
							-100													
							-100													
							-200													
							7				河川海岸編	突堤・人工岬	5	5	吸出し防止工	幅 w 延長 L 標準高▽	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
-500																				
±500																				
±300																				
-100																				
-100																				
-200																				
7	河川海岸編	突堤・人工岬	5	5	捨石工	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ 異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ 法長 $\phi$ 天端幅 $w_1$ 天端延長 $L_1$ 標準高▽		±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。											
								±300												
								-100												
							-100													
							-200													

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	5	海岸コンクリートブロック工	標準高▽	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		
						(層積)ブロック規格 26t未満	±500			
						(層積)ブロック規格 26t以上	±ブロックの高さの1/2			
						(乱積)	±ブロックの高さの1/2			
						天端幅 w	-ブロックの高さの1/2			
						天端延長 L	-ブロックの高さの1/2			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	9	石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h	-50			
						厚さ t	-50			
						高さ h	-100			
						延長 L	-200			
7	河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本體工	10	場所打コンクリート工	基準高▽	±30	工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

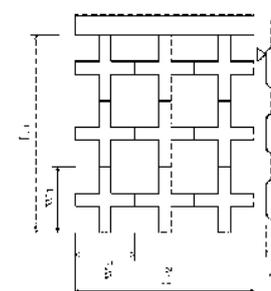
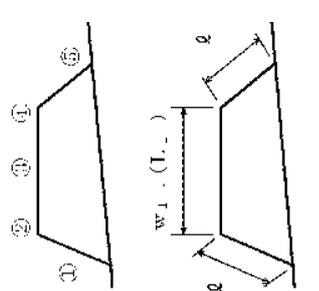
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ス 高 の	±100	各室中央部1箇所				
						基 準	±50					
						壁厚 $t_1$	±10					
						幅 $w$	+30, -10					
						高さ $h_1$	+30, -10					
						長さ $L$	+30, -10					
						底版厚さ $t_2$	+30, -10					
						フーチング高さ $h_2$	+30, -10					
						法線に対する出入 $1, 2$	ケーソン重量 2000t未満 ±100				据付完了後、両端2ヶ所	
							ケーソン重量 2000t以上 ±150					
						据付目地間隔 $1', 2'$	ケーソン重量 2000t未満 100以下				据付完了後、天端2ヶ所	
ケーソン重量 2000t以上 200以上												
7	河川海岸編	2	突堤・人工岬	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	規 準	±30	1室につき1ヶ所(中心)				
						高	±50					
						厚さ $t$	±30					
						幅 $w$	±30					
						長さ $L$	±30					

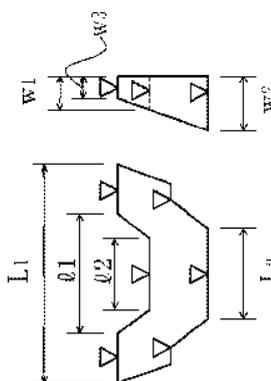
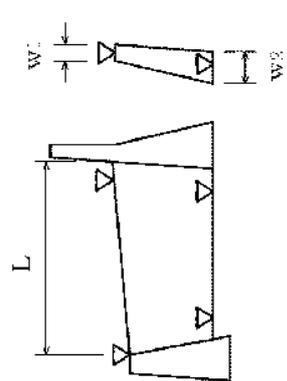
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	河川海岸編	2	2	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数		
						幅 w	+20, -10			
						高さ h	+20, -10			
						長さ L	+20, -10			
7	河川海岸編	2	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1, 2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)			
					隣接ブロックとの間隔 1', 2'	50以下				
					規 準 高▽					
					陸上	±30				
7	河川海岸編	2	2	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	水中	±50	1室につき1ヶ所(中心)			
					厚さ t	±30				
					幅 w	±30				
					長さ L	±30				
7	河川海岸編	2	2	捨石工	規 準 高▽	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法厚。			
					異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±300				
					異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ					
					法長 l	-100				
7	河川海岸編	2	2	根固め工	天端幅 w	-100				
					天端延長 L	-200				

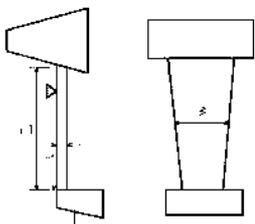
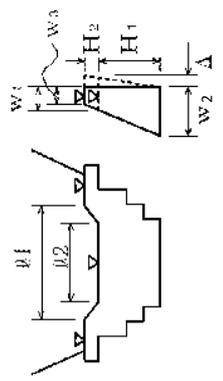
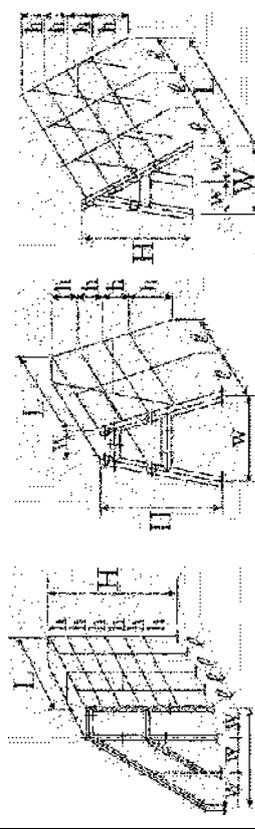
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川海岸編	2	3		根固めブロック工	規 準 高 ▽	層積	±300			
						乱積	±t/2				
						厚さ t	-20				
						幅 W <sub>1</sub> W <sub>2</sub>	層積	-20			
							乱積	-t/2			
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層積	-200			
							乱積	-t/2			
						規 準 高 ▽	層積	±300			施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。  1施工箇所毎  施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。
						乱積	±t/2				
						厚さ t	-20				
幅 W <sub>1</sub> , W <sub>2</sub>	-20										
延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200										
7	河川海岸編	3	3	捨石工	消波ブロック工	規 準 高 ▽	本均し	±50			
						荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
						被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
							異形ブロック据付面(乱積)の高さ	±500			
							異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	-100				
						天端幅 w <sub>1</sub>	-100				
						天端延長 L <sub>1</sub>	-200				
						規 準 高 ▽	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。  施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。				
						7	河川海岸編	3			3

単位:mm

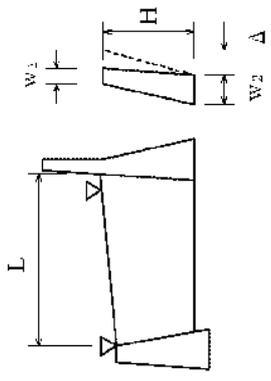
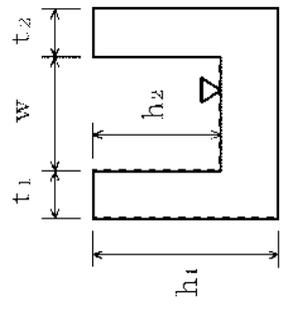
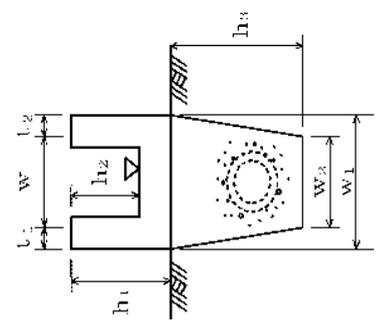
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	砂防堰堤	工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	±3... $\theta$ ≤ 10 ±4... $\theta$ > 10	図面の寸法表示箇所で測定		
						部材長 $\theta$ (m)				
8	砂防堰堤	コンクリート堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所で測定。		
						天端部 堤幅 $w_1, w_3$ $w_2$	-30			
						水通しの幅 $\phi_1, \phi_2$	+100 -0			
						堤長 $L_1, L_2$	-100			
8	砂防堰堤	コンクリート側壁工	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さLは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						幅 $w_1, w_2$	-30			
						長さL	-100			

単位: mm

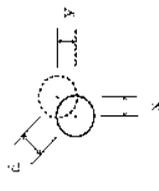
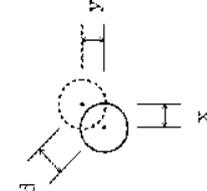
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
8	砂防堰堤	8	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。										
						幅 w	-100											
						厚さ t	-30											
						延長 L	-100											
8	砂防堰堤	9	9	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	堤高▽	±50	1. 図面の表示箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。										
						長さ $l_1, l_2$	±100											
						幅 $w_1, w_2$	±50											
						下流側倒れ△	±0.02H <sub>1</sub>											
						袖高▽	±50											
						幅 w <sub>2</sub>	±50											
						下流側倒れ△	±0.02H <sub>2</sub>											
						延長 L	±50											
						堤長 $l$	±10											
						堤幅 W	±30											
堤幅 w	±10																	
高さ H	±10																	
高さ h	±10																	
8	砂防堰堤	9	9	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	延長 L	±50	図面の寸法表示箇所で測定。										
						堤長 $l$	±10											
						堤幅 W	±30											
						堤幅 w	±10											
						高さ H	±10											
						高さ h	±10											
						(次項に続く)												

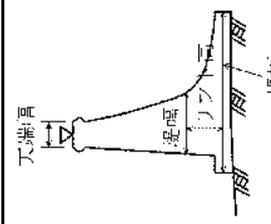
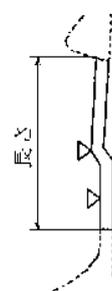
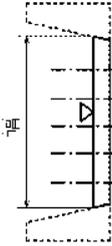
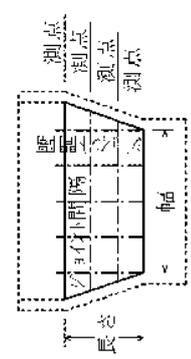
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	砂防堰堤	9	鋼製堰堤工	鋼製堰堤本体工 (透過型)	延長 L	±50			
						堤長 $\phi$	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	砂防堰堤	9	6		鋼製側壁工	堤高▽	±50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は上の規格値は適用しない。		
						延さ L	±100			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	±50			
						下流側倒れ△	±0.02H			
						高さ h	-50			
						h < 3m				
						h ≥ 3m	-100			
						標準高▽	±30			
8	砂防編	5	8		魚道工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。)		
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						延長 L	-200			
						標準高▽	±30			
8	砂防編	6	4		山腹明暗渠工	厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。)		
						幅 w	-30			
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-50			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						深さ h <sub>3</sub>	-30			
						延長 L	-200			

単位:mm

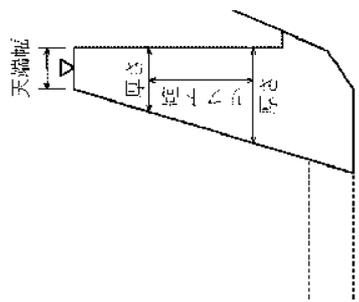
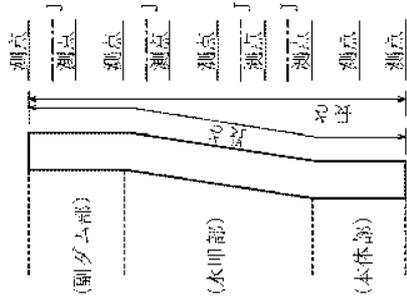
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	3	7	4		集排水ボーリング工	削孔深さ $\phi$	設計値以上	全数			
						配置誤差d	100				$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						せん孔方向 $\theta$	±2.5度				
8	3	7	5		集水井工	基準高 $\nabla$	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。			
						偏心量d	150				$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						長さL	-100				
						巻立て幅 w	-50				
						巻立て厚さ t	-30				
8	3	9	6		合成杭工	基準高 $\nabla$	±50	全数測定。			
						偏心量d	D/4以内 かつ100以内				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	1	4	4		コンクリートダム工 (本体)	天端高▽	±20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 図面の寸法表示箇所を測定。</li> <li>2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。</li> <li>②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。</li> </ol> </li> <li>(注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む)</li> <li>③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごとと上流端、下流端を対象に測定。</li> <li>④堤長は、天端中心線延長を測定。</li> </ol>		
						天端幅	±20		<ol style="list-style-type: none"> <li>3.                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。</li> <li>②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。</li> </ol> </li> </ol>	
9	1	4	4		コンクリートダム工 (水叩)	天端高▽	±20	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 図面の寸法表示箇所を測定。</li> <li>2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。                             <ol style="list-style-type: none"> <li>①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測定の交点部を測定。</li> <li>②長さは、各ジョイントごとに測定。</li> <li>③幅は、各測点ごとに測定。</li> </ol> </li> <li>3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。</li> </ol>		
						ジョイント間隔	±30			
9	1	4	4		コンクリートダム工 (水叩)	幅	±40			
						長さ	-100, +60			

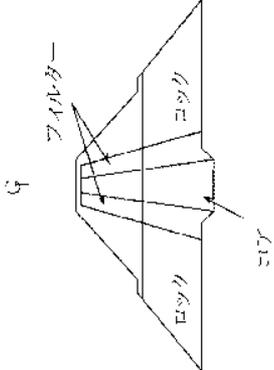
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	ダム	ダム	コンクリートダム工 (副ダム)	コンクリートダム工 (副ダム)	天端高▽	±20	<p>1. 図面の寸法表示箇所にて測定。                  2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。                  ①天端高は、各ジョイントごとに測定。                  ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。                  (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む)                  ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。                  ④堤長は、各測点ごとに測定。</p>		
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			
4	ダム	コンクリート工								
1	コンクリートダム									
9	ダム	編								

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	ダム	編	4		コンクリートダム工 (導流壁)	天端高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さ、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			
								 <p>丁：ジョイント</p>		

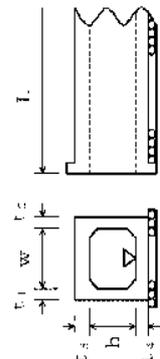
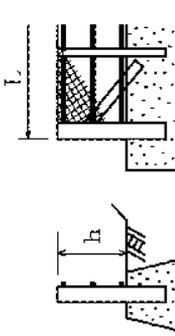
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	ダム編	4	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合		
						外側境界線	-0, +500			
9	ダム編	4	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0, +1,000			
						盛立幅	-0, +1,000			
9	ダム編	4	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	-0, +2,000			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	ダム	編			フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
9	ダム	編			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテ ングラウトに適用する。		
						配置誤差	100			
3										
3										
3										

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材	±3... $\theta$ ≤ 10 ±4... $\theta$ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。		
						部材長 $\theta$ (m)				
10	1	9	6		場所打函渠工	基準高 $\nabla$	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
						幅(内法) w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
							-100			
10	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎		
						延長 L	-200			
10	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						延長 L	-200			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路編	1	11	落石雪害防止工	防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						延長 L	-200			
					基礎	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎1基毎		
						高さ h	-30			
10	道路編	1	11	落石雪害防止工	雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						延長 L	-200			
					基礎	幅 $w_1, w_2$	-30	基礎1基毎		
						高さ h	-30			
					アンカー $\phi$   長	打込み $\phi$	-10%	全数		
						埋込み $\phi$	-5%			
10	道路編	1	12	遮音壁工	遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						高さ h	-30			
					支柱	延長 L	-200	施工延長5スパンにつき1ヶ所		
						間隔 $w_1, w_2$	±15			
					基礎	ずれ a	10	1施工箇所毎		
						ねじれ b-c	5			
					支柱	倒れ d	$h \times 0.5\%$	1施工箇所毎		
						高さ h	+30, -20			
						延長 L	-200			

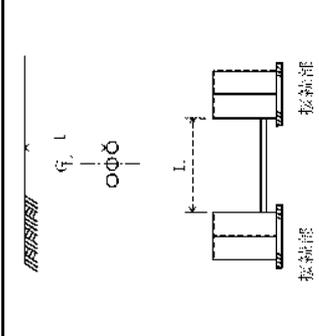
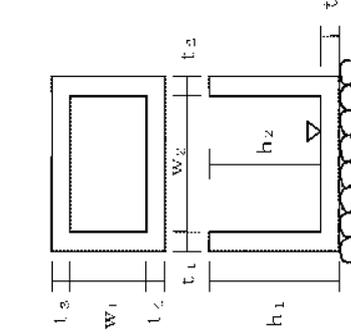
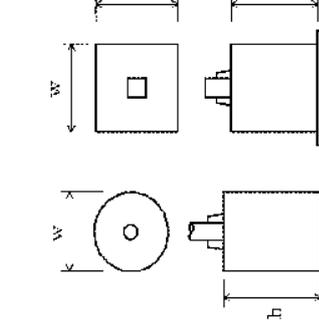
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X <sub>10</sub> )			
10	2	4	舗装工		歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽ 厚さ t < 15cm t ≥ 15cm 幅	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 <b>40m</b> 毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 <b>40m</b> 毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が <b>1,000㎡</b> 以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が <b>1,000㎡未満</b> とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X <sub>10</sub> )について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							中規模以上	中規模以上			
							小規模以下	小規模以下			
							以上	以上			
10	2	4	舗装工		歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ 幅	-9	-3	幅は、片側延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1箇所コア一を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							中規模以上	中規模以上			
							小規模以下	小規模以下			
							以上	以上			

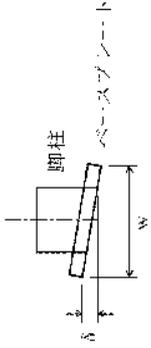
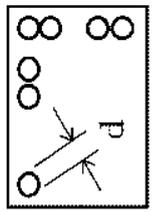
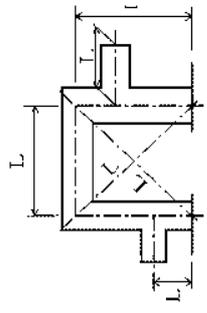
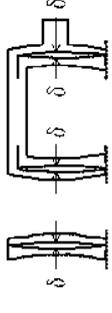
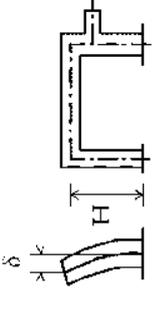
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	-			
						中心のずれ	±20	全数		
10	2	9	4		大型標識工 (標識基礎工)	アンカー長	±20	全数		
						幅 $W_1, W_2$	-30	基礎1基毎		
						高さ h	-30			
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	2	12	5	1	ケーブル配管工		埋設深 t	0 ~ +50	接続部間毎に1ヶ所 接続部間毎で全数		
							延長 L	-200			
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (バンドホール)		基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
							※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20			
							※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
							※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
10	2	12	6		照明工 (照明柱基礎工)		幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所		
							高さ h	-30			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレート の鉛直度 $\delta$ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							部 材				±2
						ベースプレート	0~5	全数を測定。			
						仮組立時	柱の中心間隔、 対角長L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10) \dots 20m < L$	両端部及びび片持ばり部を測定。		
						はりのキャンバー 及びび柱の曲がり $\delta$ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。			
						柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及びび片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)			
									側面図 正面図		
									側面図 正面図		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	道 路 編	3	橋 梁 下 部	6	橋 台 工	橋 台 軀 体 工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	<p>橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
							厚さ $t$	-20			
							天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
							天端幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
							敷幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
							高さ $h_1$	-50			
							壁壁の高さ $h_2$	-30			
							天端長 $l_1$	-50			
							敷長 $l_2$	-50			
							胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
							支間長及び中心線の変位	$\pm 50$			

(次頁に続く)

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	橋 梁 下 部	6	8	橋 台 軀 体 工	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	+ 10 ~ - 20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 各 箇 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。		
						計 画 高				
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50 以 下			
						平 面 位 置	± 20			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	道路編	3	橋梁下部	7	R C 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アーカーポルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
									基準高 $\nabla$	$\pm 20$	
									厚さ $t$	-20	
									天端幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20	
									敷幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50	
									高さ $h$	-50	
									天端長 $\ell_1$	-50	
									敷長 $\ell_2$	-50	
									橋脚中心間距離 $\phi$	$\pm 30$	
									支間長及び中心線の変位	$\pm 50$	
											<p>中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向)</p>

(次頁に続く)

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部		支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		
						ア ン カ ー				
						ボ ル ト の				
						箱 抜 き 規 格 値	+10~-20			
						平 面 位 置	±20			
						ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下			

単位: mm

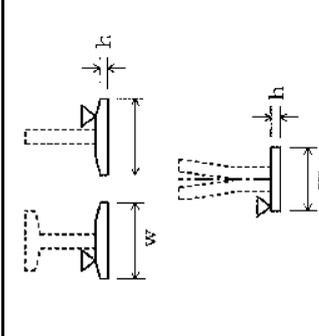
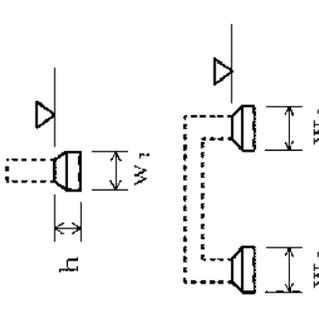
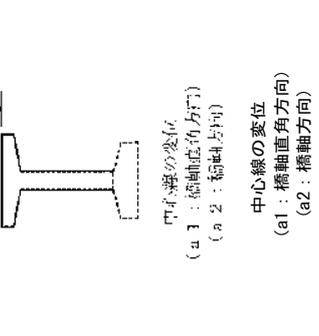
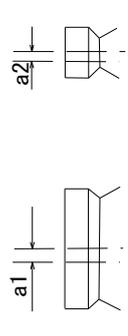
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	<p>橋脚方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アーカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>		
		厚さ $t$	-20							
		天端幅 $w_1$	-20							
		敷幅 $w_2$	-20							
		高さ $h$	-50							
		長さ $l$	-20							
		橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$							
		支間長及び中心線の変位	$\pm 50$							

(次頁に続く)

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部		アンカーボルトの箱抜き規格値		
				計画高		+10~-20				
				平面位置		±20				
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下	アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		

単位:mm

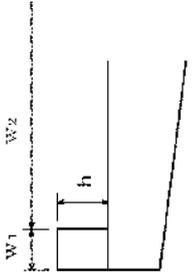
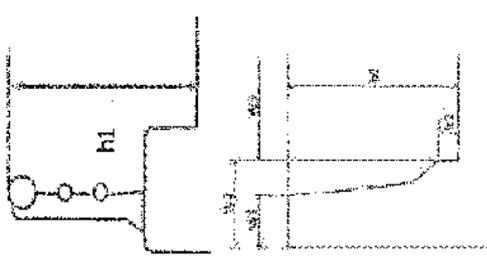
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽ 幅 w (橋軸方向) 高さ h 長さ l	±20 -50 -50 -50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 	
						9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高▽ 幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub> 高さ h	±20 -50 -50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 	
						10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高▽ 橋脚中心間距離 l 支間長及び中心線の変位	±20 ±30 ±50	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 	中心線の変位 (a1: 橋軸直角方向) (a2: 橋軸方向) 
						10	3	橋梁下部				

単位:mm

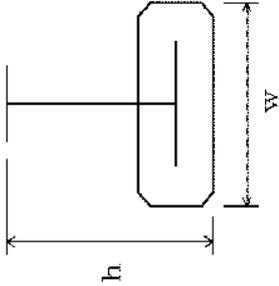
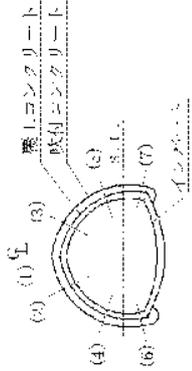
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	橋脚中心間距離 $\ell$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。				
							±30					
							±50					
10	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	現場継手部のすき間 $\delta_1, \delta_2$ (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合				
							部 材				部材長 $\ell$ (m)	±3…… $\ell \leq 10$ ±4…… $\ell > 10$
10	道路編	4	橋梁上部	3	鋼製橋脚工	部材長 $\ell$ (m)	±3…… $\ell \leq 10$ ±4…… $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m)		
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上			
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						±5	±(4+0.5×(B-2))			
					橋軸方向	1/100				
					橋軸直角方向					
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
					可動支承の 機能確認 注3)					
					据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m)	上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
					可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
					±5	±(4+0.5×(B-2))				
					橋軸方向	1/300				
					橋軸直角方向					
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
					可動支承の 機能確認 注3)					
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m)		
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上			
					支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋	支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						±5	±(4+0.5×(B-2))			
					橋軸方向	1/300				
					橋軸直角方向					
					可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
					可動支承の 機能確認 注3)					
					可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上				
					可動支承の 機能確認 注3)					

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定 D:アンカーボルト径 (mm)				
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ-1D以内					
10	4	8	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。				
						地覆の高さ $h$	-10~+20					
						有効幅員 $w_2$	0~+30					
10	4	8	6		橋梁用防護柵工	天端幅 $w_1$	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。				
						7	橋梁用高欄工				地覆の幅 $w_2$	-10~+20
						高さ $h_1$	-20~+30					
						高さ $h_2$	-10~+20					
						有効幅員 $w_3$	0~+30					
10	4	8	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。				
						高さ	±4					

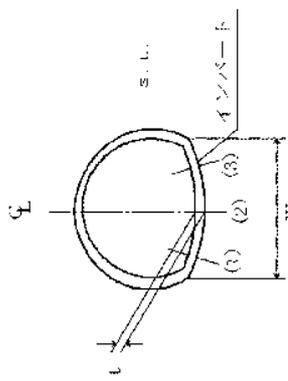
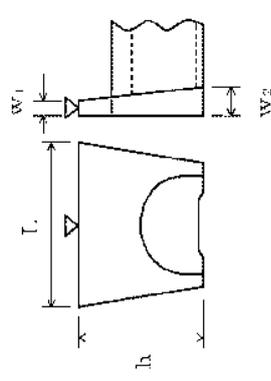
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路編	コンクリート橋上部	6	プレビーム桁橋工	プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 $\phi$ : スパン長		
						高さ h	10 -5			
						桁長 $\phi$ スパン長	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots \pm (\phi - 5)$ かつ $\pm 30\text{mm}$ 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $\phi$			
10	道路編	6	4	支保工	吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で 施工端部、突出部等の 特殊な箇所は設計吹 付け厚の1/3以上を確 保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はBに 該当する地盤とする。		
						位置間隔	-			
						角度	-			
						削孔深さ	-			
10	道路編	6	4	支保工	ロックボルト工	孔径	-	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道 路 編	6	ト ン ネ ル ( N A T M )	5	覆 工	基礎高 ▽(拱頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。            (2) 厚さ            (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。            (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。            (ハ) 横測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mにつき1ヶ所、(2)~(3)は100mにつき1箇所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の横測孔による測定を行う。            ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。</li> <li>・なお、変形が収束しているものに限る。</li> <li>・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。</li> <li>・鋼一丈支保工、ロックボルトの突出。</li> </ul> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		
							-50			
							-50			
10	道 路 編	6	ト ン ネ ル ( N A T M )	5	床版コンクリート工	中心線の偏心量	直線部±100 曲線部±150	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		
							-50			
							-30			

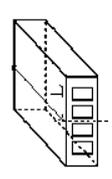
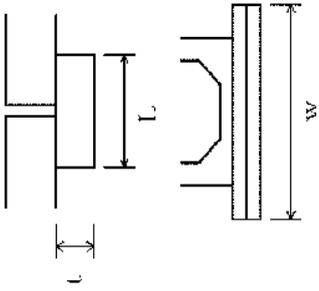
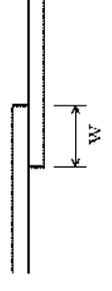
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	6	インバート工	インバート本体工	幅 w(全幅)	-50	<p>(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。            (2) 厚さ            (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。            (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。</p>		
							厚さ t	設計値以上			
							延長 L	-			
10	道路編	6	トンネル (N A T M)	8	杭門工	杭門本体工	基準高 ▽	±50	<p>図面の主要寸法表示箇所で測定。</p>		
							幅 $w_1, w_2$	-30			
								高さ h			
		延長 L	-100	-200							

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
10	道路編	6	トンネル ( NATM )	8	杭門工		5	明り巻工						
													基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	
													基準高▽ (拱頂)	±50
													幅 w (全幅)	-50
													高さ h (内法)	-50
厚さ t	-20													
延長 L	-													

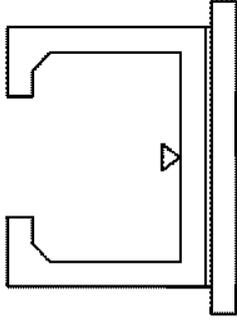
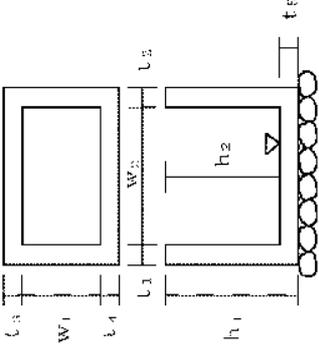
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10	道路編	11	6	現場打構築工	現場打構築工		基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 で測定。		
							厚さ t	-20			
							内空幅 W	-30			
							内空高 h	±30			
							ブロック長 L	-50			
10	道路編	11	6	現場打構築工	カラー継手工		厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		
							幅 w	-20			
							長さ L	-20			
10	道路編	11	6	現場打構築工	防水工		幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測 定。		
10	道路編	11	6	現場打構築工	防水工		厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

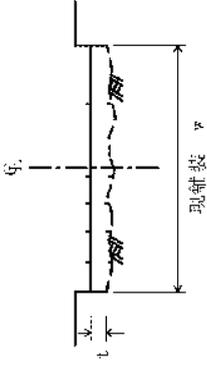
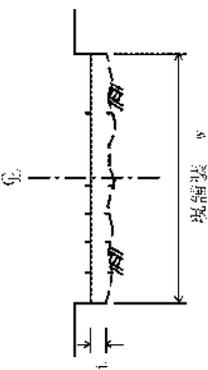
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	道路編	11	共同溝	6	現場打構築工	10	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。 施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のもものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長:1施工箇所毎		
						11	幅 w	±50			
						12	厚さ t	-20			
10	道路編	11	共同溝	7	プレキャスト構築工	20	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のもものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長:1施工箇所毎		
						21	延長 L	-200			
						22	埋設深 t	0～+50			
10	道路編	12	電線共同溝	5	管路工(管路部)	30	延長 L	-200	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 (管路センターで測定)		
						31	埋設深 t	0～+50			
						32	延長 L	-200			

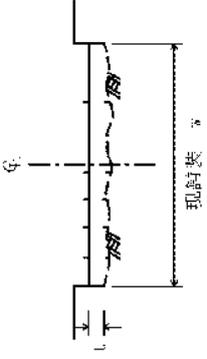
単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路編	12	電線共同溝	5	電線共同溝工	基準高▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		
10	道路編	12	電線共同溝	6	付帯設備工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>5</sub>	-20			
						※幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			
						※高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			

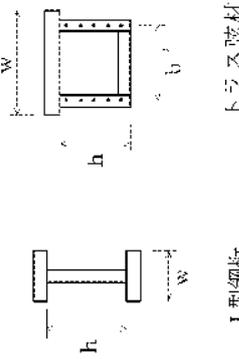
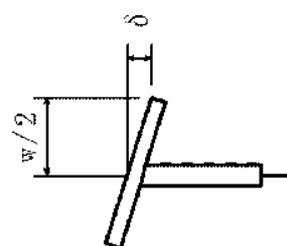
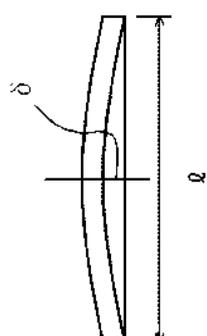
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の計測値(x)	計測値の平均値( $\bar{x}$ )			
10	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、延長 <b>40m</b> 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3mプロファイルメーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下			
10	14	4	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設けられた厚さまたは標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さまたは標高較差(切削)は、原舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長 <b>40m</b> 毎に1ヶ所の割とし、延長 <b>40m</b> 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3mプロファイルメーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の計測値(x)	計測値の平均(̄x)			
10	14	道路維持	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長40m毎に1ヶ所の計測。厚さは、各車線40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起して測定。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

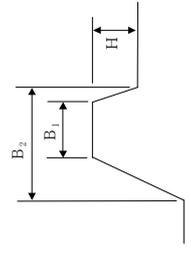
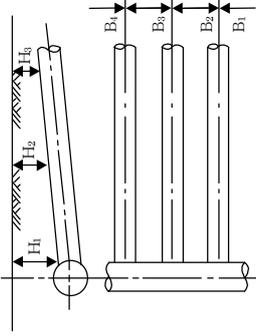
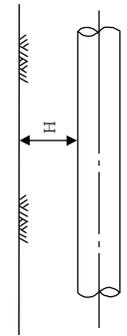
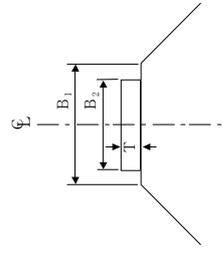
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
									測	定		
10	16	道路維持	4		桁補強材製作工		フランジ幅 w(m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	鋼桁等	トラス・アーチ等	 <p>I型鋼桁 トラス弦材</p>	
							腹板高 h(m)		構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。			
							腹板間隔 b'(m)		床組など			
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							圧縮材の曲がり $\delta$ (mm)	$\phi/1,000$	-	主要部材全数を測定。 $\phi$ : 部材長 (mm)		

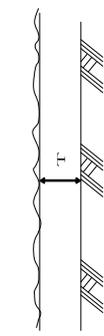
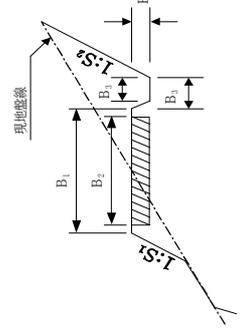
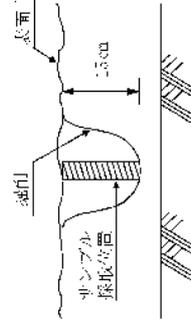
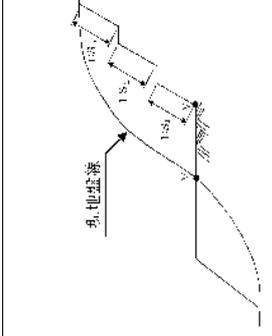
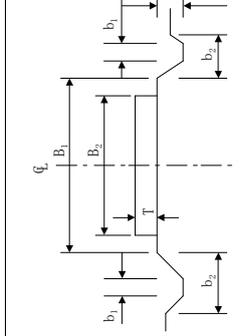
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	2	3	1		表土扱い	厚 さ (T)	- 20%	10a 当たり 3 点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)		
						基 準 高 (V)	± 150	10a 当たり 3 点以上。 (標高測定する)		1 基準高は 基準面の高 さとする。 2 均平度は 表土埋戻後 に測定する
						均 平 度 (◇)	± 50	「情報化施工技術の活用ガイドライ ン」に基づき出来形管理を実施する場 合は、同要領に規定する計測精度・計 測密度を満たす計測方法により出来形 管理を実施することができる。		
11	2	3	1		基盤造成 表土整地 (面管理の場合)	標高較差 (平均値)	± 50	1. 「情報化施工技術の活用ガイドラ イン」に基づき出来形管理を面管理で 実施する場合は、同要領に規定する計 測精度・計測密度を満たす計測方法に よって出来形管理を実施することができ る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3. 計測はほ場面の全面とし、全ての 点で設計面との標高較差または水平較 差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. ほ場周縁から水平方向に±50mm以 内に存在する計測点は、標高格差の評 価から除く。 5. 「個々の計測値」は、全ての測定 値が規格値を満足しなければならな い。規格値を満足するとは、出来形評 価用データのうち、99.7%が「個々の 計測値」の規格値を満たすものをい う。		
						標高較差 (個々の計測値)	± 150			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
		3	1		畦畔復旧	幅 (B)	- 50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1耕耘区につき1箇所の割合で測定する。		
						高さ (H)	- 50			
	3	整地工	4	暗渠排水工	吸水渠	布設深 (H)	- 75	上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設長がおおむね100m以上の上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。		
						間隔 (B)	± 750			
						延長 L	- 1000			
							- 0.2%			
	3	整地工	4	暗渠排水工	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深 (H)	- 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。		
						延長 L	- 1000			
11	2	7	11		道路工 (砂利道)	幅 (B)	- 150	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。		舗装を行うときは、土木工事共通編3-2-6-一般舗装工を適用する
						厚さ (T)	- 45			
						延長 L	- 400			
							- 0.2%			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	農業用地造成工事	5	1	畑面	耕起深耕	耕起深 (T)	- 75	おおむね1ha当たり10箇所測定するほか、つぼ掘り2箇所/ha。		
						果樹	- 15			
						野菜	- 15			
		1	テラス (階段畑)	幅 (B1)	- 150	テラス延長おおむね100m当たり1箇所測定する。				
				耕起幅 (B2)	- 150					
				側溝幅 (B3)	- 75					
				側溝高さ (H)	- 75					
		1	土壌改良	pH測定	± 0.5	おおむね50a当たり1箇所(深さ15cm)改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法…46農地C第311号参照)		地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。		
		1	改良山成	基準高さ (V)	± 300	基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定する。法勾配については40mメッシュ線と切土法原との交点で測定する。(測定間隔はおおむね40m)		切土部のみ対象とする		
		6	道路工 (耕作道)	幅 (B)	- 150	施工延長おおむね100m当たり1箇所測定する。				
厚さ (T)	- 45									
側溝幅 (b)	- 75									
側溝高さ (H)	- 75									

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	5	5	1		支保工	幅 (b)	- 0	幅、間隔は全基数について測定する。支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。		破砕帯等の特殊な掘山における支保工管理については別途定めるものとする。吹付ロック法の吹付ロックボルトの付及ビロックボルトは、道路トンネル(NATM)を参考とする。
						間隔 (ℓ)	- 40			
							± 75			
			2		コンクリート覆工	基準高 (V)	± 50	<p>1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>2. 巻厚</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。</p> <p>(ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。</p> <p>ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。</p> <p>3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p>		
		幅 (B)	- 40							
		巻厚 (T)	- 0							
		高さ (H)	- 40							
		直線部	± 100							
		曲線部	± 150							
		延長 L	- 150							
		150m未満	- 150							
		150m以上	- 0.1%							

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
11	農業農村整備編	水路工事	2		現場打開水路	基準高 (V)	± 30	<p>基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未满是2箇所測定する。</p>		スパン長の標準を9mとした場合								
						幅 (B)	- 25											
						厚 さ (T)	- 20											
						高 さ (H)	- 25											
						中心線のズレ (e)	± 50											
						スパン長 (L)	± 100											
						直線部	± 20											
						曲線部	± 30											
						延長 L	- 150											
						150m以上	- 0.1%											
						7	暗渠工事				2		現場打サイホン	基準高 (V)	± 50	<p>上記と同一</p>		スパン長の標準を9mとした場合
														幅 (B)	- 20			
														厚 さ (T)	- 20			
														高 さ (H)	- 20			
中心線のズレ (e)	± 50																	
スパン長 (L)	± 100																	
直線部	± 20																	
曲線部	± 30																	
延長 L	- 150																	
150m以上	- 0.1%																	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要									
11	農業農村整備編	水路工事	2		現場打暗渠	基準高 (V)	± 30	<p>基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。満は2箇所測定する。</p>		<p>スパン長の標準を9mとした場合</p>									
						幅 (B)	- 20												
						厚さ (T)	- 20												
						高さ (H)	- 20												
						直線部	± 50												
						曲線部	± 100												
						直線部	± 20												
						曲線部	± 30												
						延長 L	- 150												
						150m以上	- 0.1%												
6	開渠工事	6	3		<p>鉄筋コンクリート大型 フリーユーム</p> <p>鉄筋コンクリートL形 水路</p>	基準高 (V)	± 30	<p>基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定する。</p> <p>幅、厚さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定する。</p>		<p>幅、厚さはL形水路のみ測定する。</p>									
						幅 (B)	- 25												
						厚さ (T)	- 20												
						直線部	± 50												
						曲線部	± 100												
						延長 L	- 150												
						150m以上	- 0.1%												
						7	暗渠工事				7	3		ボックスカルバート水路	基準高 (V)	± 30	<p>基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。</p> <p>上記未満は2箇所測定する。</p>		
															直線部	± 50			
															曲線部	± 100			
延長 L	- 150																		
150m以上	- 0.1%																		

単位：mm

編	章	節	条	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	8	農業農村整備編	5	管体基礎工	管体基礎工 (砂基礎等)		幅 (B)	- 100	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		基礎材が異なる場合は、種類毎に測定する。高さ(H)の管理は、V2V1で算出するものとする。
							高さ (H)	± 30			
6	管体工	管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) RC管	被圧地下水のない場合	基準高 (V)	± 30	被圧地下水のない場合	延長 L	± 200	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		Vの測定は管底(V1)を原則とし、埋戻し時期は埋戻し完了とする。ただし、φ1,350mm以下又は管底作業が困難な場合は埋戻し後の管頂(V2)でもよい。 eの測定は埋戻し時の管頂を原則とする。なお、「埋戻し完了」とは、特に指し示がない場合は舗装、上下層路盤、層路盤を除去した埋戻し完了時点とする。
3	管水路 (ダクタイル鋳鉄管) K形、T形、U形	被圧地下水のない場合	基準高 (V)	± 30	被圧地下水のない場合	延長 L	± 200	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		
2	(強化プラスチック複合管) B形、T形、C形	被圧地下水のない場合	基準高 (V)	± 30	被圧地下水のない場合	延長 L	± 200	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		

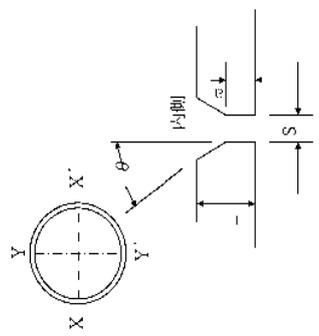
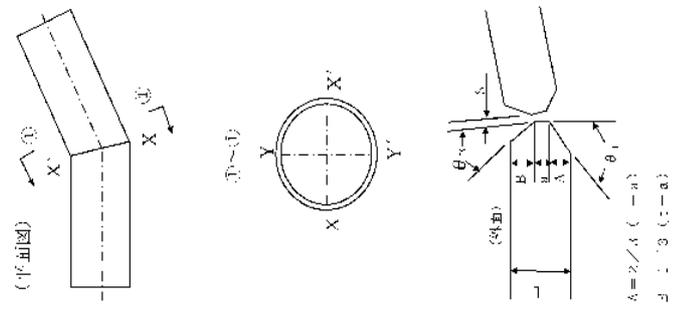
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
11	農業農村整備編	8	管水路工事	6	管体工	1		管水路 (硬質塩化ビニル管)		<p>設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する</p>				
													基準高 (V)	± 50
													埋設深 (H)	- 50
													中心線のズレ(e)	± 120
		延長 L	- 200											
						200m未満	- 0.1%							
						200m以上								

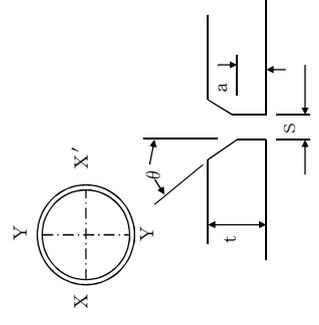
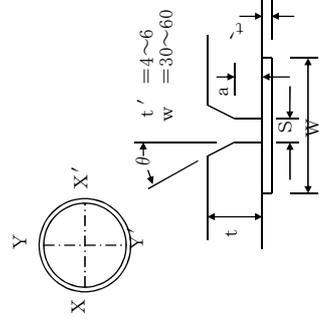
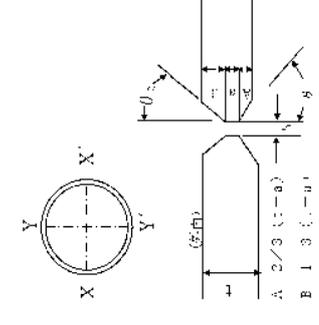
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	農業農村整備編	8	管水路工事	6	管体工	4	管水路(鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101-2009(農業用プラスチック被覆鋼管)	<p>管種等の適用範囲は原則として下記による。 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101-2009(農業用プラスチック被覆鋼管)</p> <p>寸法 80A~3500A</p> <p>塗覆装方法 管外面 長寿命形プラスチック被覆とする 管内面 エポキシ樹脂塗装とする 管内外面 なお、塗覆装方法の詳細は別表オのとおりとする。</p> <p>接合方法 突き合わせ溶接継手とする。</p> <p>工管路の範囲 通常の開削による布設工法とする。 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。</p>	<p>通常の開削による布設工法とは、矢張り留・建込簡易土留を含むものととする。</p>
								管布設		

単位：mm

編	章	節	条	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	農 業 農 村 整 備 編	8 管 水 路 工 事	6 管 体 工	4	V型開先 (両面溶接)	ルートをギヤップ(s)	0 ~ 3		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						べベル角度(theta)	30 ~ 35°		
					ルートをフェイス(a)	≦ 2.4			
				V型開先テーパー付き直管 (両面溶接)	ルートをギヤップ(s)	0 ~ 3	テーパー付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
	べ	Y、Y' :	30 ~ 35°						
	ル	X' :	35 ~ 15°						
	角	X :	30 ~ 50°						
				フェイス(a)	≦ 2.4				

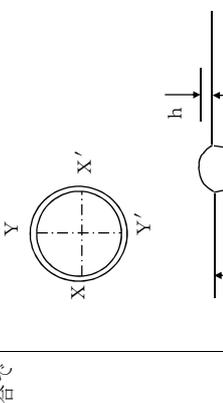
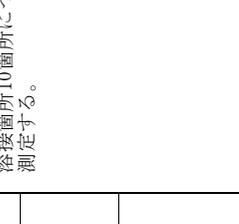
単位：mm

編	章	節	条	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
11	農業農村整備編	管水路工事	4	V型開先 (片面溶接)	ルートギヤップ(s)	1 ~ 4	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		上記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
					べベル角度(theta)	30 ~ 35°				
					ルートフェイス(a)	≦ 2.4				
					V型開先 (片面裏当溶接)	ルートギヤップ(s)	4 以上	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		上記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						べベル角度(theta)	22.5 ~ 27.5°			
						ルートフェイス(a)	≦ 2.4			
					X型開先 (両面溶接)	ルートギヤップ(s)	0 ~ 3	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。 現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。		上記によらない場合は特記仕様書によるものとする。
						べベル角度	30 ~ 35°			
						ルートフェイス(a)	40 ~ 45°			

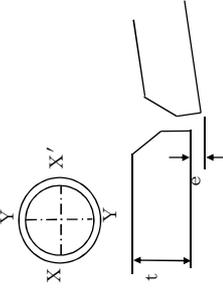
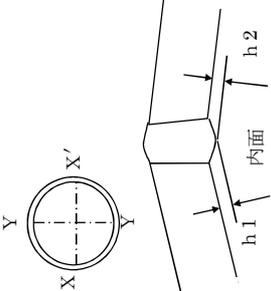
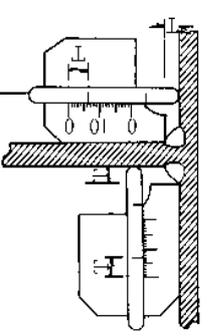
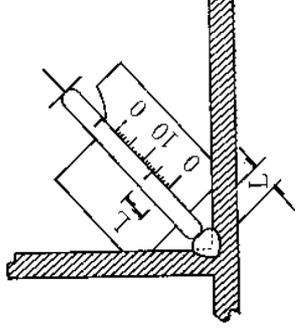
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																				
11	農業農村整備編	8	管水路工事	4	X型開先テーパー付き直管 (両面溶接)	ルートギヤップ(s)	0 ~ 3	テーパー付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。																				
						ベベル角度	30 ~ 35°																							
						X' : :	35 ~ 15°																							
						X : :	30 ~ 50°																							
						ベベル角度	40 ~ 45°																							
						X' : :	40 ~ 60°																							
						X : :	45 ~ 25°																							
						ルーフフェイス(a)	2 以下																							
						周継手溶接							<table border="1"> <tr> <td>両面溶接 <math>t \leq 6</math></td> <td><math>e \leq 1.5</math></td> </tr> <tr> <td>両面溶接 <math>6 &lt; t \leq 20</math></td> <td><math>e \leq 0.25t</math></td> </tr> <tr> <td>両面溶接 <math>20 &lt; t \leq 38</math></td> <td><math>e \leq 5.0</math></td> </tr> <tr> <td>片面溶接 <math>t \leq 6</math></td> <td><math>e \leq 1.5</math></td> </tr> <tr> <td>片面溶接 <math>6 &lt; t \leq 16</math></td> <td><math>e \leq 0.25t</math></td> </tr> <tr> <td>片面溶接 <math>16 &lt; t \leq 38</math></td> <td><math>e \leq 4.0</math></td> </tr> </table>	両面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$	両面溶接 $6 < t \leq 20$	$e \leq 0.25t$	両面溶接 $20 < t \leq 38$	$e \leq 5.0$	片面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$	片面溶接 $6 < t \leq 16$	$e \leq 0.25t$	片面溶接 $16 < t \leq 38$	$e \leq 4.0$		t : 板厚 (S63)			
						両面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$																							
						両面溶接 $6 < t \leq 20$	$e \leq 0.25t$																							
						両面溶接 $20 < t \leq 38$	$e \leq 5.0$																							
片面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$																													
片面溶接 $6 < t \leq 16$	$e \leq 0.25t$																													
片面溶接 $16 < t \leq 38$	$e \leq 4.0$																													
目違																														
(e)																														

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	8	管水路工事	6	4	周継手溶接	余盛高(h)	$t \leq 12.7$	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		t：板厚
							$t > 12.7$			
						アンドカット(h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1個の長さ30mm（内側）にあっては50mm）を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。	1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。		
						ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	1箇所毎に全円周を目視により点検する。		
						その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークのストライクの跡、有害と認められる程度のオーパーラット、ビッド、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。			

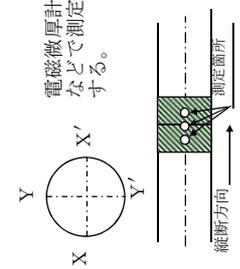
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	8	管 水 路 工 事	6	4	周継手溶接テーパー付き直管	両面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$	テーパー付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		t : 板厚
						両面溶接 $6 < t \leq 20$	$e \leq 0.25t$			
						両面溶接 $20 < t \leq 38$	$e \leq 5.0$			
					すみ肉溶接	余盛高(h)	$h \leq 3.2$	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。		t : 板厚 ただし $h = (h1 + h2) / 2$
			$t > 12.7$	$h \leq 4.8$						
					脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。ただし、溶接線の長さの5%以下で-1.0mmまでは認められる。				
					のど厚(L)	指定のど厚を下回ってはならない。1溶接線の長さの5%以下で-0.5mmまでは認められる。				

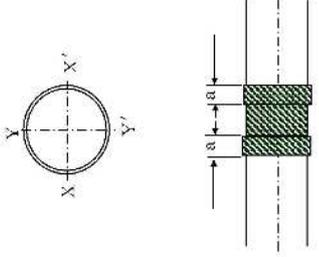
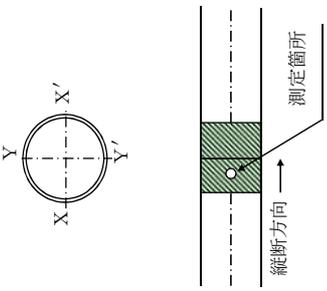
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	農業農村整備編	8	管水路工事	6	管体工	すみ肉溶接	アンダカット(h)	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。		
							ピット	溶接線全長にわたって目視により点検する。		
						その他	<p>0.5&lt;h&lt;1.0の時アンダカットの長さが板厚よりも大きいものはない。h≧1.0のアンダカットはあってはならない。</p> <p>ピットの直径が1mm以下では溶接長さ1mにつき3個までを許容する。しかし直径が1mmを超えるものはならない。</p> <p>ビード表面に極端な不揃い部分があってはならない。</p> <p>溶接部及びその付近には、割れ、アークスラストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ジグ跡などの欠陥があってはならない。</p>			全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。
						放射線透過試験	別表エ参照	周継手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。すみ肉溶接の場合は特記仕様書による。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要						
11	農業農村整備編	8	6	4	素地調整	外観	水分、錆、油等があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。								
						外観	塗装表面に異物の混入、塗りむれなどがあつてはならない。	現場塗装全面を点検する。		JIS G 3443-4						
						膜厚	最低膜厚は別表オ又は特記仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。(天地左右、縦断方向に各3点)								
						ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。	<p>ホリゾーターを用いてピンホール検査を行う。</p> <table border="1" data-bbox="925 380 1053 739"> <tr> <td colspan="2">標準試験方法</td> </tr> <tr> <td>塗膜の厚さ(mm)</td> <td>試験電圧(DC V)</td> </tr> <tr> <td>0.5以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </table>	標準試験方法		塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)	0.5以上	2,000~2,500	
標準試験方法																
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)															
0.5以上	2,000~2,500															
						付着性	付着不良の欠陥があつてはならない。		柄のついた鋼製両刃のへら(全長約200mm程度)を用いてはつきり、付着の良否を点検する。							

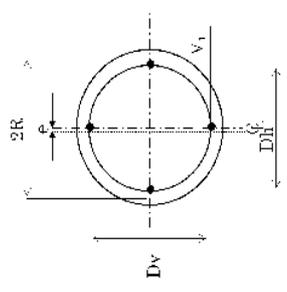
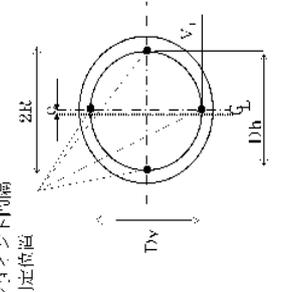
単位：mm

編	章	節	条	枝番	種	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	農業農村整備編	8	管水路工事	6	管体工	ジョイントコート	ジョイントコート	焼損	あつてはならない。	ジョイントコート全数を点検する		
								両端のめくれ	有害な欠陥となる大ききめくれがあつてはならない。			
								ふくれ	ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあつてはならない。			
								工場被覆部との重ね代(a)	片側50mm以上			
								ピンホール	火花の発生するようにならな があつてはな らない。			
膜厚	別表オのおお り1.5mm以上。 ただし、加熱 収縮後の厚さ とする。	ジョイントコート施工箇所10箇所につ き1箇所測定するものとし、1箇所に つき4点測定する。		<p>ホリデーターディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は10,000～12,000Vを標準とする。</p>								

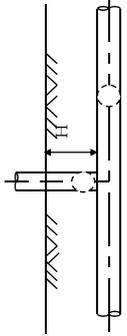
単位：mm

編	章	節	条	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																				
11	農業農村整備編	8	管水路工事	管水路 (埋設とう性管) ダクタイル鑄鉄管 鋼管 強化プラスチック管	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管種 J I S G 5526 (ダクタイル鑄鉄管) J D P A G 1027 (農業用水用ダクタイル鑄鉄管) J I S G 3443-1 (水輸送用塗覆鋼管-第1部：直管) W S P A -101 (農業用プラスチック複合鋼管) J I S A 5350 (強化プラスチック複合管) F R P M K 1111-2016 (強化プラスチック複合管内圧管 フライントワイング成形法)	<table border="1"> <tr> <td>なし</td> <td>±</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">締固め程度</td> <td>I</td> <td>±</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">I 礫質土</td> <td>±</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>±</td> <td>5%</td> </tr> </table>	なし	±	5%	締固め程度	I	±	5%	I 礫質土	±	5%	II	±	5%	<p>施工延長おおむね50mにつき1箇所を割合で測定する。 上記未滿は2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は鋪装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>	<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。 ① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にベイトでマーキングする。 ② その位置に水準器を下図のように水平におく。 ③ でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点のマーキングする(管天測点となる)。 ④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。</p>	<p>管径900mm以上に適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。 締固め程度は次のとおりとする。  <table border="1"> <tr> <td>測定箇所</td> <td>測定方法</td> </tr> <tr> <td>管底</td> <td>水準器</td> </tr> <tr> <td>管側</td> <td>水準器</td> </tr> <tr> <td>管頂</td> <td>水準器</td> </tr> </table> </p> <p>たわみ率の計算  <math>\Delta X / \Delta R \times 100(\%)</math>  <math>\Delta X</math> : <math>(2R - (Dh + L))</math> 又は <math>(2R - (Dv + L))</math>  <math>2R</math> : 管の内径  <math>L</math> : 管の長さ</p>	測定箇所	測定方法	管底	水準器	管側	水準器	管頂	水準器
							なし	±	5%																					
締固め程度	I	±	5%																											
	I 礫質土	±	5%																											
		II	±	5%																										
	測定箇所	測定方法																												
管底	水準器																													
管側	水準器																													
管頂	水準器																													
たわみ率																														

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	8	6			シールド工事 (二次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	基準高(V)	± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。	 <p>基準高 (V) は、V<sub>1</sub> を測定し管頂とする。 たわみ率の計算 <math>\Delta X / 2R \times 100(\%)</math> <math>\Delta X</math> [2R-(Dh+t)] 又は [2R-(Dv+t)] 2R: 管厚中心直径 t: 管厚</p>	Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は完了時とする。
						中心線のズレ(e)	± 100			
11	8	6			シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基準高(V) (既製管挿入工)	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	 <p>基準高 (V) は、V<sub>1</sub> を測定し管頂とする。 たわみ率の計算 <math>\Delta X / 2R \times 100(\%)</math> <math>\Delta X</math> [2R-(Dh+t)] 又は [2R-(Dv+t)] 2R: 管厚中心直径 t: 管厚</p>	Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は完了時とする。
						中心線のズレ(e) ジョイント間隔(z)	± 50 ± 100			
11	8	6			シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	200m未満	- 200	施工延長おおむね50mにつき1箇所を測定する。 上記未满是2箇所測定する。 測定時期は、管据付時、注入完了時とする。		
						200m以上	- 0.1%			
11	8	6			シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	たわみ率	± 5%			

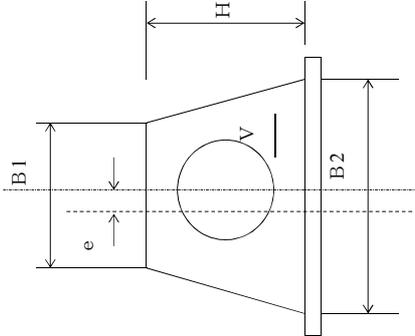
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	9	2			スプリングラフー	埋設深(H)	- 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	18	た め 池 改 修 工 事	3	堤 体 工	堤体工	基準高 (V)	± 100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。		<p>1 鋼士の幅は盛土高1m毎に管理する。</p> <p>2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。</p> <p>3 出来形測定と写真所で行う。</p> <p>4 出来形図は横断面を利用して作成する。</p>
						堤 幅 (W)	- 100			
						法 長 (L)	- 100			
						延 長	- 200			
11	18	た め 池 改 修 工 事	5	洪水吐工	洪水吐工	基準高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所割合で測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		<p>スパン長の標準を9mとした場合。</p>
						幅 (B)	± 30			
						厚 さ (T)	± 20			
						高 さ (H)	± 30			
						中心線のズレ (e)	± 50			
						曲 線 部	± 100			
						直 線 部	± 20			
						スパン長 (L)	± 30			
						曲 線 部	± 30			
						延 長	- 150			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11	18	6			樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	基準高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		<p>1 基準高(V)は管底を原則とする。</p> <p>2 コントリ製品使用の場合である。</p> <p>3 底樋がトンネルの場合は、農業農村整備編11-5水路トンネルに準ずる。</p> <p>4 斜樋等付帯構造物は土木工事共通編3-2-3-29共通の工程に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。</p>
						幅 (B)	- 20			
						厚さ (T)	- 20			
						高さ (H)	- 20			
						中心線のズレ (e)	± 50			
						曲線部	± 100			
延長	- 150									

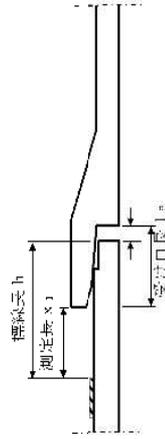
別表ア 管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) のジョイント間隔

呼び径 (mm)	JIS A 5372 RC管(B形管)		JIS A 5372 RC管(NB形管)	
	規格値		規格値	
	8管水路工事 良質地盤	8管水路工事 軟弱地盤		
150	+20	+11	0	+23
200	+20	+11	0	+23
250	+20	+11	0	+23
300	+18	+10	0	+23
350	+18	+10	0	+23
400	+21	+11	0	+29
450	+21	+11	0	+29
500	+21	+11	0	+29
600	+23	+13	0	+29
700	+21	+12	0	+29
800	+24	+13	0	+29
900	+26	+15	0	+29
1,000	+32	+18	0	
1,100	+33	+19	0	
1,200	+35	+21	0	
1,350	+37	+22	0	

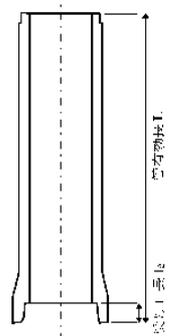
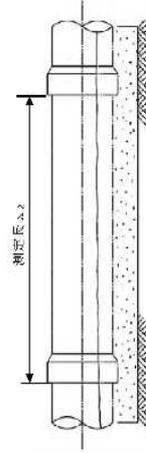
呼び径 (mm)	JIS A 5372 RC管(NC形管)	
	標準値	規格値
1,500	5	+33
1,650	5	+33
1,800	5	+33
2,000	5	+33
2,200	5	+33
2,400	5	+38
2,600	5	+38
2,800	5	+38
3,000	5	+38

(2) 外周から計測する場合

- 1) 標準値による計測  
ジョイント間隔 突起口長  $L_1$  (標準値  $L_1$  - 側線長  $x_1$ )



- 2) 標準値によらない計測 (参考)  
ジョイント間隔 = 突起口長  $L_2$  - (管有効長  $L_1$  - 測定長  $x_2$ )



注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

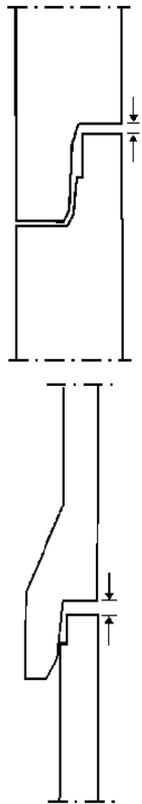
2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。  
また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。

3. 標準値は、目地処理のため施工上必要な本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値は下図に示す位置を測定するものとする。

4. 管の外周から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示す  $a'$ ,  $b'$ ,  $c'$ ,  $d'$  とする。

(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内周から計測する場合  
B形及びNB形

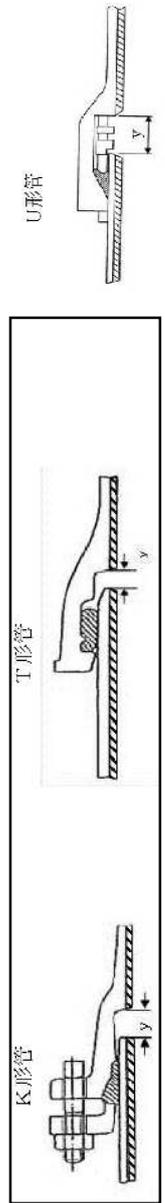


別表イ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔

規格 呼び径 (mm)	JIS G 5526・5527及び JDP A G 1027 K形		JIS G 5526・5527及び JDP A G 1027・1029 8管水路工事 T形(直管)		JIS G 5526・5527及び JDP A G 1027・1029 8管水路工事 T形(異形管)		JIS G 5526・5527及び JDP A G 1029 8管水路工事 U形	
	規格値		規格値		規格値		規格値	
75	+19	0	+16	0	+16	0	—	—
100	+19	0	+16	0	+17	0	—	—
150	+19	0	+16	0	+18	0	—	—
200	+19	0	+14	0	+16	0	—	—
250	+19	0	+14	0	+14	0	—	—
300	+19	0	+24	0	—	—	—	—
350	+31	0	+24	0	—	—	—	—
400	+31	0	+24	0	—	—	—	—
450	+31	0	+24	0	—	—	—	—
500	+31	0	+30	0	—	—	—	—
600	+31	0	+30	0	—	—	—	—
700	+31	0	+30	0	—	—	105	+32 - 5
800	+31	0	+30	0	—	—	105	+32 - 5
900	+31	0	+40	0	—	—	105	+32 - 5
1,000	+36	0	+40	0	—	—	105	+33 - 5
1,100	+36	0	+40	0	—	—	105	+33 - 5
1,200	+36	0	+50	0	—	—	105	+33 - 5
1,350	+36	0	+50	0	—	—	105	+35 - 5
1,500	+36	0	+60	0	—	—	105	+35 - 5
1,600	+40	0	+70	0	—	—	115	+33 - 5
1,650	+45	0	+70	0	—	—	115	+33 - 5
1,800	+45	0	+80	0	—	—	115	+33 - 5
2,000	+50	0	+90	0	—	—	115	+36 - 5
2,100	+55	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,200	+55	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,400	+60	0	—	—	—	—	130	+36 - 5
2,600	+70	0	—	—	—	—	130	+36 - 5

(単位：mm)

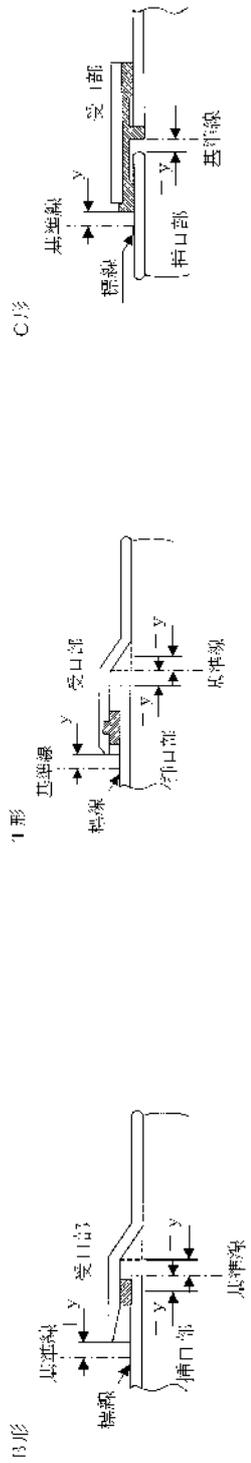
- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。  
 3. 管の外側から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa, b, c, dとする。  
 4. ダクタイル鋳鉄管のうちK形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は右図のy寸法である。  
 yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。  
 5. JDP A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。  
 ・T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600  
 JDP A G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。  
 ・T形：250～700、U形：800～2,600  
 JDP A G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形に準じる。  
 6. JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）のK形、U形に準じる。  
 7. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値は標準値に対する値を示している。



別表ウ 管水路 (強化プラスチック複合管) ジョイント間隔

規格 呼び径 (mm)	JIS A 5350 B形、C形及びT形			
	標準値	規格値		
		良質地盤	軟弱地盤	軟弱地盤
200	0	+33	0	+22
250	0	+33	0	+22
300	0	+38	0	+25
350	0	+38	0	+25
400	0	+43	0	+28
450	0	+43	0	+28
500	0	+53	0	+35
600	0	+53	0	+35
700	0	+53	0	+35
800	0	+53	0	+35
900	0	+53	0	+35
1,000	0	+53	0	+35
1,100	0	+53	0	+35
1,200	0	+53	0	+35
1,350	0	+53	0	+35
1,500	0	+53	0	+35
1,650	0	+80	0	+53
1,800	0	+80	0	+53
2,000	0	+95	0	+63
2,200	0	+95	0	+63
2,400	0	+113	0	+75
2,600	0	+113	0	+75
2,800	0	+128	0	+85
3,000	0	+128	0	+85

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。  
 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合には、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。  
 3. 管の外側から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。  
 4. 継手部の標準断面は下図のとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜き出し側を(+)とする。  
 5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。



別表エ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

項目	判定基準
1. ルーートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2. 目違いによる溶込み不良	ルーートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には14の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていなければそれぞれ独立したきずとみなす。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、JIS Z 3104付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9. プロローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	プロローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、JIS Z 3104付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。

(JIS Z 3050 A 基準 準拠)

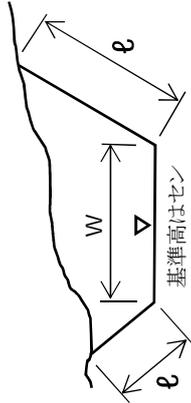
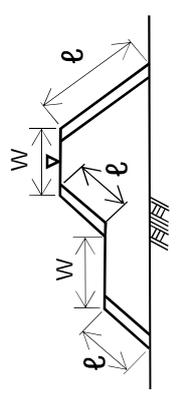
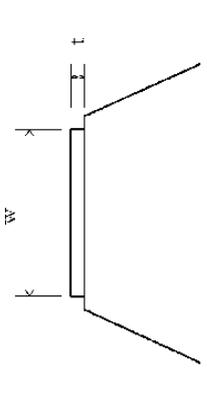
項目	判定基準
10. 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、JIS Z 3104付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きずの集積	1から11までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし11に掲げるきずを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
15. きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさが合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

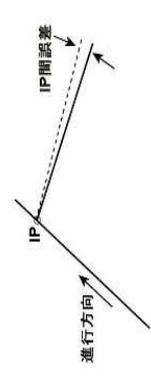
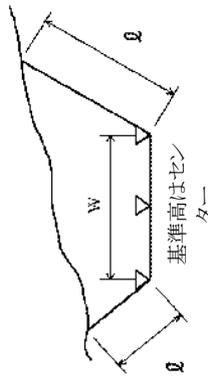
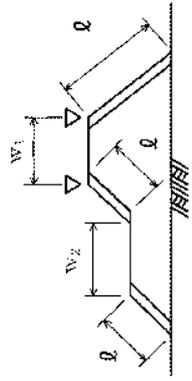
別表オ 塗覆装の方式及びその厚さ

種別	塗覆装方式	最小厚さ (mm)
直管 テーパー付き 直管 異形管	<p>【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装</p> <p>【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」</p>	<p>0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)</p> <p>2.0mm以上</p>
現場溶接部	<p>【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管—第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装</p> <p>【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」</p>	<p>0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)</p> <p>プラスチック系の場合 基材：1.5mm以上 粘着材：1.0mm以上</p>
備考1.	<p>制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。 なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。 ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。</p>	
2.	<p>継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。</p>	

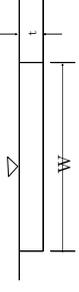
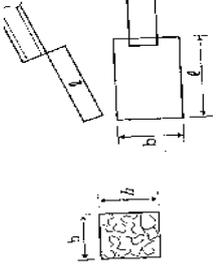
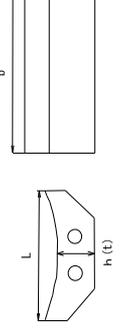
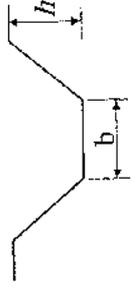


単位: mm

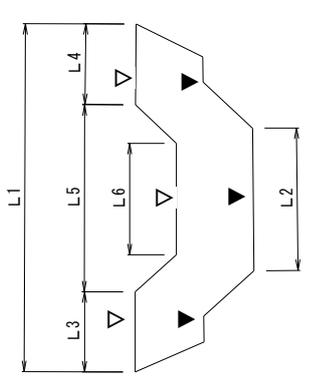
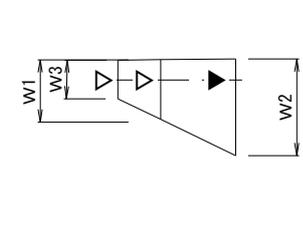
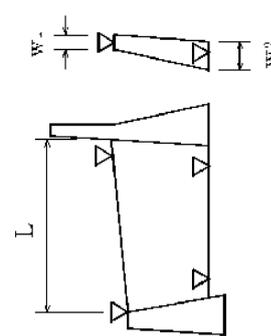
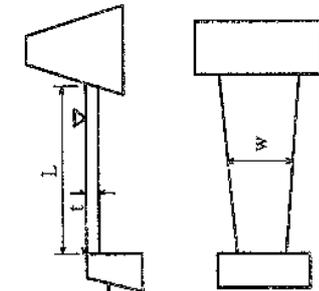
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
12	森 林 土 木 編	2	10	仮 設 工	仮設道路工 (開設、補修工)	基 準 高 $\nabla$	±100	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。 <b>基準高及び延長については中心線。</b> (任意仮設は除く)									
						幅 $w_1, w_2$	-100										
						延長(測点間) $l$	-400										
						法 長 $l$	(切土)	-400	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。 (任意仮設は除く)								
							(盛土)	-200									
						路 面 工	幅 $W$	-100	各種構造物の測定基準による。								
							厚 $t$	-10									
						その他構造物等							各規格値による				
											2	仮設道路工 掘削工 (面管理の場合)	1 共通編 - 2土工 - 4道路土工 - 2 - 2掘削工(面管理の場合) による				
											3	仮設道路工 盛土工 (面管理の場合)	1 共通編 - 2土工 - 4道路土工 - 3 - 2盛土工(面管理の場合) による				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	森 林 土 木 編	2	林 道 工 事	3	道 路 土 工	中心線	IP角誤差	交角 ±0° 30'以内		林野
							IP間距離	$\leq 40\text{m}$ $> 40\text{m}$		
12	森 林 土 木 編	2	林 道 工 事	3	道 路 土 工	横断形	基準高▽	± 50		林野
							幅w ( w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub> )	-100		
12	森 林 土 木 編	2	林 道 工 事	3	道 路 土 工	延長(測点間)L	-200	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。		林野
							法長SL			
							1 共通編 - 2土工 - 4道路土工 - 2 - 2掘削工(面管理の場合) による			
							1 共通編 - 2土工 - 4道路土工 - 3 - 2盛土工(面管理の場合) による			
12	森 林 土 木 編	2	林 道 工 事	3	道 路 工	厚さ t	-10%	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。 延長40m以下のものは2箇所測定する。	林野	
						幅 w	-50			

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
12	2	森林土木編	2	林道工事	3	道路土工	コンクリート路面工	厚さ t	-10	<p>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。厚さについては、端部の測定等により実施することができる。</p>		
						幅 w	-25					
12	2	森林土木編	4	排水施設	4	流末工		長さ l	-100	全箇所		林野
						幅 b	-50					
						高さ h	-10					
12	2	森林土木編	4	排水施設	4	洗越工		長さ L	-200	<p>全箇所 断面、形状等の変化点について測定する。 出来形図等を作成する。</p>		林野
						幅 b	-30					
						高さ(厚さ) h,t	-50					
12	2	森林土木編	4	排水施設	4	側溝工		高さ h	-50	<p>施工延長40mにつき1箇所とするが、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		林野
						(素掘)						
						幅 b	-50					
						延長 L	最小-0.1% 最大-200					

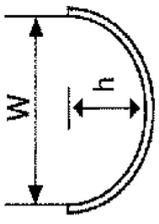
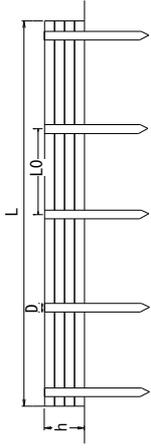
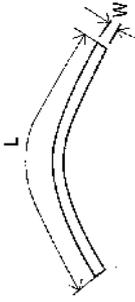
単位: mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12	3				コンクリートダム本体工 (堰堤工・谷止工・床固工) コンクリート副ダム工	基準高 ▽ 床堀高 ▼	±30 +30			8-1-8-4
						幅	-30			
						水通し幅 L5 L6	+100 -0			
						堤長 L1~L4	-100			
					側壁工	基準高 ▽	±30	<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。</p>		8-1-8-6
						幅 w1, w2	-30			
						長さ L	-100			
					水叩工・底張り工 (底板及び基礎工)	基準高 ▽	±30	<p>基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは、上下流の両端部及び中間点で測定。</p>		8-1-8-8
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	3	森林土木編			鋼製堰堤本体工 (谷止工)(不透過型)			8砂防編-1砂防堰堤-9鋼製堰堤工 による。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	4	7	水路工		水路工 (張芝等水路工) (土のう水路工)	幅 w	-100	施工延長40mにつき1箇所、 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		林野
						深さ h	-50			
						延長 L	-200	全延長		
						延長	L < 10m	-200	全箇所数	
					L ≥ 10m		-2%			
						柵高 h	-30	40mにつき1箇所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。		林野
					杭の使用本数	設計本数以上				
						杭間隔 L0	+200			
						杭の末口径 D	-10%			
						延長 L	L/50 但し、 最小-100 最大-400	全箇所		林野
					幅(厚さ) w	-50	延長40m毎に1箇所の割合で測定する。 40m以下の場合は2箇所とする。			
					筋工 (その他緑化二次製品を用いた筋工)					
		9	筋工							

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	4	14	山腹工事		鋼製落石防止壁工	基準高▽	±50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工延長40mにつき1箇所。</li> <li>・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。</li> </ul>		
						長さ L	L/300 -50~-100			
					落石防止網工	高さ h	-30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工延長40mにつき1箇所。</li> <li>・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。</li> </ul>		3-2-14-1 法枠工参考
						区間長 L	-100 -1% 最大-200			
					落石防護柵工	ロープ間隔 D	-100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工延長40mにつき1箇所。</li> <li>・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。</li> </ul>		
						法長 SL	-2%			
					落石防護柵工	基準高▽	±50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工延長40mにつき1箇所。</li> <li>・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。</li> </ul>		10-1-11-5 参考
						延長 $\phi$	-50 -0.5% 最大-100			
					落石防護柵工	高さ h	-50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工延長40mにつき1箇所。</li> <li>・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。</li> </ul>		
						厚さ t	-200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
12	森 林 土 木 編	5			森 林 整 備 工 事	地 替 え 工	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり	
							施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出			
							植栽本数	設計値以上	施工区域内の全標準地の植付け本数の合計本数。ただし、樹種毎、規格毎とする。			
							標準地(管理)内 植栽本数	-10%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設け植栽木を確認する。なお、標準地の総計は設計値以上とする			
							植え穴	設計値以上	植え穴の規格毎に標準地内3箇所以上			
							植付け(小・中・大苗木)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	
								植栽本数	設計値以上	植栽樹種、規格毎の全植付け本数。	配植図とナンバリングテープ等により管理	
								深さ及び径	設計値以上	植え穴の規格毎に全本数の2%以上	径については地表部の平均径、深さは中心の最深部を測定	
							植 栽 支 柱	設置幅及び高さ	±10%	植栽支柱の規格毎に全設置数の2%以上の個体数を測定。	幅については二脚鳥居支柱の上部の横木等の横木材料による固定箇所、高さについては地上部高さを測定。延長については生垣支柱等の延長。いずれも組立後の形状を管理。	
						延長		-200				
							植付け (山行苗の部分補植)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において支柱等にナンバリングテープを貼り全植栽本数を測定する。 ※ただし、ある程度まとまった面積に一律に植付けける場合は、標準地による管理を適用できる。標準地の設定箇所数は別紙のとおり	
						植栽本数		設計値以上	補植の全植付け本数。			
標準地(管理)内 植栽本数	-10%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設け植栽木を確認する。なお、標準地の総計は設計値以上とする										
						植え穴	設計値以上	植え穴の規格毎に全本数の2%以上				

単位:mm

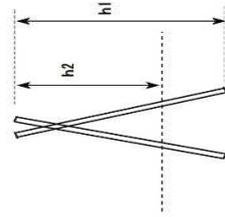
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	森林土木編	5	森林整備工事	3	風倒木整理工	1	風倒木整理工	風倒木整理工	施工地の周囲	<p>施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前(伐採本数については伐採後でも可)に測定する。また、胸高直径及び樹高において標準地によらない場合は、被害木の推定伐採本数をあらかじめ算出し、その2%の測定可能個体について作業中に随時測定する。</p> <p>※標準地の設定箇所数は別紙のとおり</p>
						1	伐採木幹材積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	
4	保 育	4	1	下刈工 つる切り工 追肥工	伐採木幹材積	1	伐採木幹材積	伐採木幹材積	施工地の周囲	<p>施工区域の全標準地の伐採木の胸高直径及び樹高、伐採本数から推定伐採幹材積を算出する。</p> <p>ただし、著しい被害により伐採前の標準地が設定不可能な場合は、胸高直径及び樹高は伐採木の全推定本数の2%程度の個体管理の平均値によることができる。</p>
						1	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	
						1	伐採率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採本数から割り出した伐採率。	
3	除伐	3	1	除伐	1	施工面積	施工面積	施工地の周囲	<p>施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前(選木後)に測定する。</p> <p>※標準地の設定箇所数は別紙のとおり</p>	
					1	伐採率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採本数から割り出した伐採率。		

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
12	森林土木編	5	森林整備工事	4	保育	3	2	本数調整伐	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	<p>プロット的位置は竹杭等により位置を明示すること</p> <p>伐採木はナンバリングテープの番号を表示すること</p> <p>● 残存木○本 × 伐採木○本</p> <p><math>N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}</math></p>
								胸高直径(平均)	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採木の平均胸高直径とする。ただし、除伐は管理の必要がない。	<p>施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内に枝落し後に測定する。</p> <p>※標準地の設定箇所数は別紙のとおり</p>	
12	森林土木編	5	森林整備工事	4	1	4	1	枝落し(2m)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	<p>プロット的位置は竹杭等により位置を明示すること</p> <p>伐採木はナンバリングテープの番号を表示すること</p> <p>● 残存木○本 × 伐採木○本</p> <p><math>N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}</math></p>
								枝落し高(平均)	設計値以上	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設けて標準地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。なお、標準地の総計は、設計値以上とする。 ※ 標準地の面積については、監督員と協議を行い決定すること。	<p>施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内に枝落し後に測定する。</p> <p>※標準地の設定箇所数は別紙のとおり</p>	
12	森林土木編	5	森林整備工事	4	2	4	2	枝落し(3m以上)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	<p>プロット的位置は竹杭等により位置を明示すること</p> <p>伐採木はナンバリングテープの番号を表示すること</p> <p>● 残存木○本 × 伐採木○本</p> <p><math>N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}</math></p>
								枝落し高(平均)	設計値以上	施工区域内の全標準地の伐採木の平均胸高直径とする。ただし、除伐は管理の必要がない。	<p>施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内に枝落し後に測定する。</p> <p>※標準地の設定箇所数は別紙のとおり</p>	
12	森林土木編	5	森林整備工事	4	3	4	3	標準地(管理)内伐採本数	標準地(管理)内伐採本数	N'の±20%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設けて標準地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。なお、標準地の総計は、設計値以上とする。 ※ 標準地の面積については、監督員と協議を行い決定すること。	<p>プロット的位置は竹杭等により位置を明示すること</p> <p>伐採木はナンバリングテープの番号を表示すること</p> <p>● 残存木○本 × 伐採木○本</p> <p><math>N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}</math></p>
								標準地(管理)内伐採本数	N'の±20%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設けて標準地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。なお、標準地の総計は、設計値以上とする。 ※ 標準地の面積については、監督員と協議を行い決定すること。	<p>施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内に枝落し後に測定する。</p> <p>※標準地の設定箇所数は別紙のとおり</p>	

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
12	森林土木編	5	森林整備工事	4	保育	6	雪起し工(倒木起し)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり
						樹高(平均)	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の倒木の平均胸高直径とする。				
						倒木起し率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の倒木本数から割り出した倒木率。				
			8		病虫獣害防除	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲		地替え工に準ずる	
						散布量	設計値以上	伝票等で確認する。				
			1		作業歩道新設工	延長 L	設計値以上	全延長	林野			
						幅 w	設計値以上	50m毎に確認				
			4		防風工 シカ等動物被害防止柵	杭径	-10%	延長、杭本数は1施工箇所毎。その他のものについては、40mに1箇所とし、40m以下の場合には2箇所とする。				
						杭本数	設計値以上					
						高さ h <sub>1</sub> h <sub>2</sub>	-50					
						延長 L	-200					



1, 森林整備工事において、標準地による設計・管理・検査を行う場合の設定数量は、以下のとおりとする。

①設計書作成時の標準地設定

工種	施行面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
下刈り	—	1箇所以上	10㎡	10㎡以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
その他	1.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。

備考1: 下刈りを除く工種について

- ① 施行面積の2%以上の標準地を調査することとする。
- ② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が2%以上となるように箇所数を増加させること。

②出来形管理の標準地設定

工種	施行面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
下刈り	—	1箇所以上	10㎡	10㎡以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
その他	1.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。

備考1: 下刈りを除く工種について

- ① 施行面積の2%以上の標準地を管理することとする。
- ② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が2%以上となるように箇所数を増加させること。
- ③ 上記のほか、設計書作成時の標準地についても管理すること。

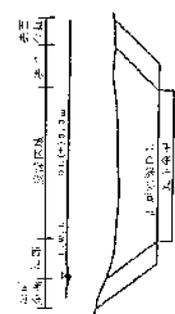
③完成検査の標準地設定

工種	施行面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	4.0ha以上	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。
下刈り	—	—	—	—	
その他	4.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
	4.0ha以上	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。

備考1: 下刈りを除く工種について

- ① 施行面積の1%以上の標準地を検査することとする。
- ② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たせない場合でも、標準地の総面積が1%以上となるように箇所数を増加させること。

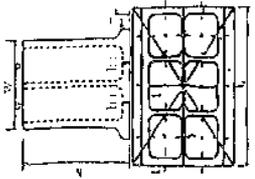
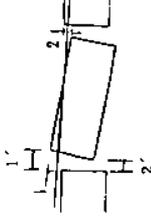
※注 ①、②、③の各項目の標準地は、重複しないこと。

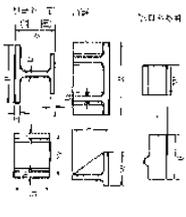
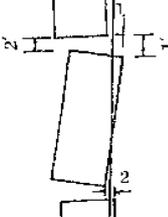
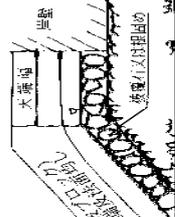
編	章	節	条	枝番	工種	項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
1.3 (漁)第1編共通編	5 一般施工	3 共通的施工	2 共通事項	1	浸漬	測深	計画水深の場合 水深及び法面 + 0 - 規定しない  暫定水深の場合 水面及び法面 + それぞれの 余積厚の数値 - 規定しない	設計図書の測点ごとに測定する		(1) 海底が岩塊(礫石)、灰岩(礫石を含む)砂利の場合は岩盤と同一とする。 (2) 音響測深機、レッド又はレベル等により測定。 +：設計値より浅い (高い)ことを言う。 -：設計値より深い (低い)ことを言う。	
				6-1	サンドトレー ベンボードレーン	天端高	+ 規定しない - 0	全数			+：設計値より浅い (高い)ことを言う。 -：設計値より深い (低い)ことを言う。 ( )は陸上。
				6-5	サンドコンバクシオン	先端深度	+ 規定しない - 0				
				7-2		天端幅	+ 規定しない - 0				
				7	敷砂	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後			
	2 共通事項				1.3 土砂 盛土	天端高	(陸上部) ± 300	測線間隔20m以下 測点間隔10m以下			管理図に天端高、法厚、法尻、天端幅および法面勾配を記入し、提出。
						天端幅	+ 規定しない - 0				
						延長	+ 規定しない - 0				
						天端高	(陸上部) ± 500				
	8 固化工				1 深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距離により測定する場合は(特)による。	改良杭全数			管理図に測定結果を記入し提出。 自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されなければ管理不要。
						鉛直度接合					
						天端高	+ 規定しない - 0				
						先端深度	+ 規定しない - 0				
					固化工材吐量		改良杭全数			改良杭先端部の軌跡図を作成し提出。 陸上施工は除く。  打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入し、管理表を提出。 +：設計値より浅い (高い)ことを言う。 -：設計値より深い (低い)ことを言う。 ( )は陸上。	
					盛上り量						

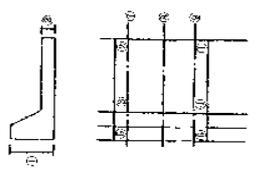
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.3	5	3	9		敷設位置				始、終端及び変化する箇所毎、並びに20mに1箇所以上		測定表及び敷設図を作成し提出
					重ね幅	アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 500以上 合成樹脂系マット 300以上	1枚に2点				
					延長			±：規定しない －：100	マットの中心を区間毎及び全長		
			10		中詰工		天端高 (砂、石材)	± 50 (陸上) ± 100 (水中)	1室につき1箇所 (中心)		管理表を作成し提出。
			11		蓋コンクリート		天端高 (コンクリート、プレバッキングコンクリート)	± 30 (陸上) ± 50 (水中)			管理表を作成し提出。
			13		鋼矢板		矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。
							矢板法線に対する出入	± 100	打込み完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点		
							矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込み完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点		
							矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時 (両端部)		
							矢板天端高	± 100	打込み完了時20枚に1枚 全数		観察結果を報告
							矢板継手部の離脱				管理表を作成し提出。
							矢板壁延長	+ 規定しない - 0	施工中適宜。打込み完了時		
							矢板法線に対する出入	± 100	打込み完了時10本に1本及び計画法線の変化点		
							矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込み完了時、全数確認後、10本に1本及び変化点		
							矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時 (両端部)		
							矢板天端高	± 100	打込み完了時10本に1本 全数		観察結果を報告
							矢板継手部の離脱				管理表を作成し提出
			14		腹起		取付高さ		取付完了時 両端 (継手毎) 全数		
							継手位置		取付完了時、全数		
							ボルトの取付		取付完了時、全数		
							矢板と腹起しとの密着度		タイロッド毎、全数		観察結果を報告

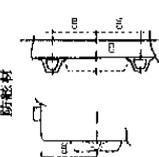
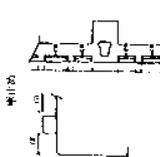
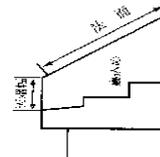
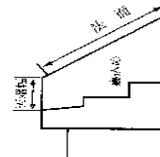
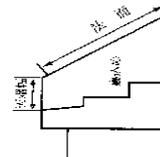
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1-3 (漁)第1編共通編	5 一般施工	3 共通の工種	14 控工	5	タイ材 (タイロッド取付け)		取付高さ及び水平度		締付後両端、全数		管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要
					矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔			締付後両端、全数	管理表を作成し提出		
					定着ナットの締付		ねじ山が3つ山以上突 き出していること。	全数			観察結果を報告
					ターバンパッキルのねじ 込み長さ		定着ナットの高さ以上	全数			管理表を作成し提出
					リングジョイントのコンク リートへの埋込み			全数			管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要。
					支保材の天端高さ			適宜			管理表を作成し提出
			5		取付高さ	(クワイヤー取付け)			締付後両端、全数		管理表を作成し提出
					矢板法線に対する取付 角度および取付間隔				締付後両端、全数		管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要。
					定着ナットの締付		ねじ山が3つ山以上突 き出していること	全数			観察結果を報告
					定着具端部径の取付 取付			全数			
					トランベットシースの 取付			全数			
					打込記録			全数			打込工法記録を提出
			1615		鋼 コンクリート杭工	(鉄橋ドムライインの脚柱) (鋼杭形鋼) (コンクリート杭)	杭天端高	± 50	支持杭は全数 その他は20本に1本		管理表を作成し提出
							杭頭中心位置	100 以下	打込完了時、全数		
							杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下			
			17		(防食) 電気防食		取付位置		取付完了後、全数		確認結果を報告
							電位測定	飽和かんこう電極 基準-770mV 海水塩化銀電極 基準-780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準-850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎		測定表を作成し提出
					(被覆防食) FRPモルタル		取付高さ (被覆範囲)		鋼管杭：全数 矢板：1打設 3箇所以上 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)		測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コン クリートモルタルの配合1回当たりの打設 を示す。
					(被覆防食) ベトロタタム				鋼管杭：全数 矢板：監督職員の指示による。 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)		測定表を作成し提出。
					(被覆防食) コンクリート		高さ (被覆範囲)		鋼管杭：全数 矢板：1打設3箇所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)		測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コン クリートモルタルの配合1回当たりの打設 を示す。
					防食塗装				鋼管杭：全数 矢板：50m2に1箇所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)		測定表を作成し提出。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.3	5	一般施工	5	1	海土地盤改良工	測深	法部(外測) 2,000 法部(内測) 300 底面 ± 300	設計図書の測点ごとに測定する。		<p>平面図に実測を記入し提出。 断面図は監督員が指示したとき作成し提出。</p> <p>『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』</p>
						延長	+規定しない - 0			
1.3	5	海土地盤改良工	6	5	置換工	延長	+規定しない - 0	設計図書の測点ごとに測定する。		<p>管理図に延長を記入し提出。</p> <p>管理図に天端高、法厚、法尻、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出。</p>
						天端高	±500			
1.3	6	基礎工	4	基礎捨石工	基礎(基礎捨石工)	天端幅	+規定しない - 0	設計図書の測点ごとに測定する。		<p>出来形図を作成し提出。</p> <p>注1) 係留施設、護岸、土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 出来形図を作成し提出。</p>
						法面	±500			
1.3	6	基礎工	4	基礎捨石工	基礎(基礎捨石工)	法面	±500	設計図書の測点ごとに測定する。	<p>『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』</p>	<p>出来形図を作成し提出。</p>
						天端幅	+規定しない - 100			
1.3	6	基礎工	4	基礎捨石工	基礎(基礎捨石工)	延長	+規定しない - 100	設計図書の測点ごとに測定する。		<p>出来形図を作成し提出。</p>
						天端高	±50			
1.3	6	基礎工	4	基礎捨石工	基礎(基礎捨石工)	天端高	±500	設計図書の測点ごとに測定する。	<p>※詳細は監督員との協議による。</p>	<p>出来形図を作成し提出。</p>
						法面	±500			
1.3	6	基礎工	4	基礎捨石工	基礎(基礎捨石工)	異形ブロック据付面の高さ	異形ブロック据付面の高さ (層積) ±300 据付面の高さ (乱積) ±500	設計図書の測点ごとに測定する。	<p>出来形図を作成し提出。</p>	<p>出来形図を作成し提出。</p>
						天端幅	+規定しない - 100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1.3 (漁)第1編共通編	5 一般施工	7 本体工(ケ1ソン式)	2 ケ1ソン製作工	1 ケ1ソン製作工	壁厚	± 10	各層完成時 各壁1箇所		管理表を作成し提出。				
						高さ				+ 30 - 10			
						幅				+ 30 - 10			
						長さ				+ 30 - 10			
						底板厚さ				+ 30 - 10			
						フーチング高さ				+ 30 - 10			
						対角線				± 50			
						バラスト				砕石・砂 ± 100 コンクリート ± 50			
						目地間隔				100 以下	据付完了後、天端2箇所		管理表を作成し提出。 投入量管理
						法線の出入				200 以下	据付完了後、天端2箇所		
						天端高				± 100	据付完了後、両端2箇所		
						延長				± 150	据付完了後、両端2箇所		
						目地間隔				200 以下	据付完了後、中詰完了後、四隅		
						法線の出入				± 200	据付完了後、法線上		
天端高	200 以下	据付完了後、天端2箇所											
延長	300 以下	据付完了後、天端2箇所											
目地間隔	± 300	据付完了後、両端2箇所											
法線の出入	± 300	据付完了後、両端2箇所											
天端高		据付完了後、中詰完了後、四隅											
延長		据付完了後、法線上											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.3 (漁)第1編共通編	5 一般施工	8 本體工(ブロック式)	2 本體ブロック製作工	1	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	幅	+20 -10	幅、長さ、四隅、壁厚は各壁2箇所 高さ、セルラーは全数、 L型、セルラーは全数、 直立消波、方塊は10個に1個以上 (但し、最低3個、3個未満は全数)		管理表を作成し提出
				2		高さ	+20 -10			
				3		長さ	+20 -10			
				4		壁厚	±10			
	12 本體工(コンクリート矢板式)	2 本體工(コンクリート矢板式)	2 コンクリート矢板工	3 本體ブロック据付工	ブロック据付 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	法線に対する出入り	±50	据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)		管理表を作成し提出。
						隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50以下 直消、方塊 30以下			
						天端高				
						延長				
	15 被覆・根固工	2 被覆石工	2 被覆石工	4 被覆ブロック工	被覆及び根固め (被覆石工)	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜、打込完了時		観察結果を報告
						矢板法線に対する出入	±100			
						矢板法線に対する傾斜	2/100以下			
						矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下			
15 被覆・根固工	2 被覆石工	2 被覆石工	4 被覆ブロック工	被覆及び根固め (被覆石工)	矢板天端高	±50	打込完了時、20枚に1枚			
					矢板継手部の確脱					
					延長	+ 規定しない - 200				
					天端均し	±500 異形ブロック 据付面(整積) ±300 岸壁前面 + 0 - 200				
15 被覆・根固工	2 被覆石工	2 被覆石工	4 被覆ブロック工	被覆及び根固め (被覆石工)	天端幅	+ 規定しない - 200	設計図書に測定する。			
					法部均し	(斜面に直角) ±500				
					異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ±300				
					異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	±500				
15 被覆・根固工	2 被覆石工	2 被覆石工	4 被覆ブロック工	被覆及び根固め (被覆石工)	天端幅	+ 規定しない - 200	設計図書に測定する。			
					法部均し	(斜面に直角) ±500				
					異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ±300				
					異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	±500				
15 被覆・根固工	2 被覆石工	2 被覆石工	4 被覆ブロック工	被覆及び根固め (被覆石工)	天端幅	+ 規定しない - 200	設計図書に測定する。			
					法部均し	(斜面に直角) ±500				
					異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ±300				
					異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	±500				
15 被覆・根固工	2 被覆石工	2 被覆石工	4 被覆ブロック工	被覆及び根固め (被覆石工)	天端幅	+ 規定しない - 200	設計図書に測定する。			
					法部均し	(斜面に直角) ±500				
					異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ±300				
					異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	±500				

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要								
1.3 (漁)第1編共通編	5 一般施工	16 上部工	2 上部コンクリート工		防波堤上部工		(天端幅10m以下)		法線上		測定表を作成し提出								
							延長	+規定しない - 0											
							天端幅	± 30											
							法線に対する出入	± 50											
							天端高 厚さ	± 20											
							(天端幅10mを超える)												
							延長	+規定しない - 0	法線上										
							天端幅	+ 50 - 30	1 スパン 3 箇所										
							法線に対する出入	± 50	1 スパン 2 箇所										
							天端高 厚さ	+ 50 - 20	天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以上										
							物揚場	2 上部コンクリート工	17 付属工				係船柱 (直柱、曲柱)			延長	+規定しない - 0	法線上	測定表を作成し提出 天端高又は厚さの管理項目の選定は(特)による。
							法線に対する出入									± 30	1 スパン 2 箇所		
							天端高 厚さ 天端幅									± 20	1 スパン 3 箇所		
防眩材ベッド		スパン毎																	
岸壁に同じ		岸壁に同じ																	
天端高	± 20	据付完了時、中心部、全数																	
岸壁前面に対する出入		据付完了時、全数																	
中心間隔		据付完了時、各スパン毎中心部、各基																	
基礎コンクリート幅 (直柱)		完了時、全数、天端両端																	
基礎コンクリート長さ (直柱)		完了時、全数、前面																	
基礎コンクリート高さ (直柱)		完了時、全数、中心点																	
																梁(高さ、幅)床版厚は型枠検査による 管理表を作成し提出			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.3	5	17	3		防眩材	取付高さ		取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出
						中心間隔		取付完了時、中心部、全数		
4			4		車止め	天端高		取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出
						車止・縁金物工	± 30	取付完了後中心部を1点 上部工1スパンに2箇所		
18			3	1	消波ブロック製作	形状寸法	+ 20 - 10	異形ブロック及び根固ブロック専用する 出来形・シュミット管理	<p>形状寸法、 ブロック諸元による。</p>	
						延長	+ 規定しない - 100	設計図書に規定する。		<p>2層以下の災害復旧、 維持工事等は適用除外。</p>
19			2		裏込め均し	天端高(層積)	+ 規定しない - 300	設計図書の測点毎に測定する。		
						天端高(乱積)	+ 規定しない - ブロック高の1/3			
19			2		裏込め均し	天端高	± 200	設計図書の測点毎に測定する。		出来形図を作成し提出。
						天端幅	+ 規定しない - 100			
19			2		裏込め均し	法面 (斜面に直角に測定)	± 200	設計図書の測点毎に測定する。		出来形図を作成し提出。
						延長	+ 規定しない - 100			

(特)：図面及び特記仕様書

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1.3 (漁)第1編共通編	5 一般施工	19 裏込・裏理工	4		埋立		区域		設計図書の特記事項に測定する。	この基準によりがたい場合、特記仕様書による。	
					裏理						
					地盤高		- 0				



(特): 図面及び特記仕様書

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定方法		基準		摘要
								測定	方法	測定	密度	
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	3 組立魚礁組立工	1 2	鋼製部材組立	幅	+30~-10	スチールテープ等により測定	全基測定			漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照
						高さ	+30~-10					
						長さ	+30~-10					
						のど厚、脚長、溶接長	(特)による。					
						有害な欠陥の有	(特)による。					
						溶接破壊試験	(特)による。					
						幅・高さ・長さ	(特)による。					
						接続帯の取付け	(特)による。					
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
						ひずみ						
						有害な欠陥の有						
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	3 組立魚礁組立工	1 2	現場鋼材溶接	幅	+30~-10	スチールテープ等により測定	全基測定			漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照
						高さ	+30~-10					
						長さ	+30~-10					
						のど厚、脚長、溶接長	(特)による。					
						有害な欠陥の有	(特)による。					
						溶接破壊試験	(特)による。					
						幅・高さ・長さ	(特)による。					
						接続帯の取付け	(特)による。					
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
						ひずみ						
						有害な欠陥の有						
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	3 組立魚礁組立工	1 2	鋼製部材組立	幅	+30~-10	スチールテープ等により測定	全基測定			漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照
						高さ	+30~-10					
						長さ	+30~-10					
						のど厚、脚長、溶接長	(特)による。					
						有害な欠陥の有	(特)による。					
						溶接破壊試験	(特)による。					
						幅・高さ・長さ	(特)による。					
						接続帯の取付け	(特)による。					
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
						ひずみ						
						有害な欠陥の有						
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	3 組立魚礁組立工	1 2	現場鋼材溶接	幅	+30~-10	スチールテープ等により測定	全基測定			漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形27-1参照
						高さ	+30~-10					
						長さ	+30~-10					
						のど厚、脚長、溶接長	(特)による。					
						有害な欠陥の有	(特)による。					
						溶接破壊試験	(特)による。					
						幅・高さ・長さ	(特)による。					
						接続帯の取付け	(特)による。					
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
						ひずみ						
						有害な欠陥の有						
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	3 組立魚礁組立工	1 2	鋼製部材組立	幅	+30~-10	スチールテープ等により測定	全基測定			漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照
						高さ	+30~-10					
						長さ	+30~-10					
						のど厚、脚長、溶接長	(特)による。					
						有害な欠陥の有	(特)による。					
						溶接破壊試験	(特)による。					
						幅・高さ・長さ	(特)による。					
						接続帯の取付け	(特)による。					
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
						ひずみ						
						有害な欠陥の有						
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	3 組立魚礁組立工	1 2	現場鋼材溶接	幅	+30~-10	スチールテープ等により測定	全基測定			漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形27-1参照
						高さ	+30~-10					
						長さ	+30~-10					
						のど厚、脚長、溶接長	(特)による。					
						有害な欠陥の有	(特)による。					
						溶接破壊試験	(特)による。					
						幅・高さ・長さ	(特)による。					
						接続帯の取付け	(特)による。					
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					
						ひずみ						
						有害な欠陥の有						
						形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	(特)による。					

(特)：図面及び特記仕様書

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定方法		基準	摘要
								測定	方法		
13	(漁)	第1編	共通編			形状寸法	(特)による。	スチールテープ等により測定	全数	魚礁タイプは、13-5-25魚礁工事を適用する。	
						外形	観	目視又は潜水士による観察	全数		
						型枠形状寸法 (異形ブロック)		観察	型枠搬入後適宜		
						ブロック外形 (異形ブロック)		観察	全数		
						魚礁タイプは、13-5-25-3組立魚礁組立工を適用する。					
13	(漁)	第1編	共通編			位置 (相対位置)	±5,000	GPS及びVD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	着定基質設置時に4隅及び変化点。	漁港漁場関係工事共通仕様様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編纂)の様式・出来形23-3(計画配置)参照	
						長さ・幅	+2% -0	音響測深器等により測定	(特)による。		
						投入位置	±5,000	GPS及びVD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	4隅及び変化点。 但し、外面に固礁がある場合は除く。		
						長さ・幅	+2% -0	音響測深器等により測定	各3測線以上		
						捨石マウンドタイプは、13-5-6-4基礎を適用する。 漁港漁場関係工事共通仕様様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編纂)の様式・出来形24-4参照					

## 「多自然川づくり施工管理基準（案）」の要点及び運用について

多自然川づくりの特徴として“目的物の形状より機能”が優先することがあり、また“現場での創意・工夫など柔軟な対応”が必要になることが多い。したがって、多自然川型づくりの趣旨に沿った施工を行うためには、このような特徴を生かせるような施工管理を行う必要がある。

そこで、九州地方整備局管内の多自然川づくりの思想を踏まえて施工管理上の課題を抽出し、現行の施工管理基準のうち、とくに“出来形管理”について見直すべき事項を検討したうえで、その結果を別紙に取りまとめた。

当面、これにより運用を行い、現場からの意見を踏まえたうえで、さらに見直しを加えていきたい。

今回の「多自然川づくり施工管理基準（案）」の特徴は、主に次のような点である。

□施工管理の方法は、従来の出来形管理に加えて「機能管理」を導入し、目的物（工法・材料）に応じて両者を使い分けることとした。すなわち出来形管理が必要な部分（治水上守るべき部分など）と、機能管理を行う部分（出来形を問わない部分）を区別して管理を行うものとした。

□出来形管理については従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため、「目標値」として取り扱うものとした。なお、目標値は現行の上下限（±）の範囲をやや広くして新たに定めた。

□機能管理はチェックシート方式で行うものとした。チェック項目は工法により異なるため、工法ごとに具体的なチェック項目を抽出し、基準のなかに「雛形（参考例）」を掲載した。これを参考に、必要に応じて工事ごとにアレンジして用いるものとした。

□九州地方整備局で平成20年度より運用する「川づくりに関する設計図書の作成要領第2次案」との整合を図った。すなわち、川づくりの目標を記載した「完成予想図」及び目的物の機能、使用材料、施工方法、注意点などを記載した「施工要領図」などの設計図面に対する施工管理が可能な基準とした。

□多自然川づくりでは、施工管理方法が従来の土木工事と異なるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となるので、川づくりの計画から設計、施工に至るまでの標準的な進め方をフローチャートで示した。

1 多自然川づくりの施工管理方法の区分

多自然川づくりでは、各種工法の目的とする機能により施工管理の方法が異なると思われる。

現在よく実施されている工法について、工法の目的・機能を考慮して、管理すべき内容と方法を次のとおり整理した。運用にあたっては**出来形目標値による管理と機能管理を必要に応じて使い分けるものとする。**

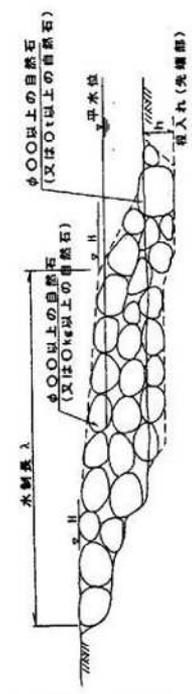
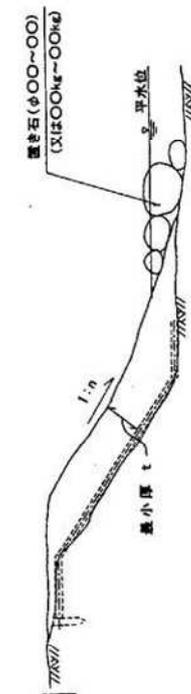
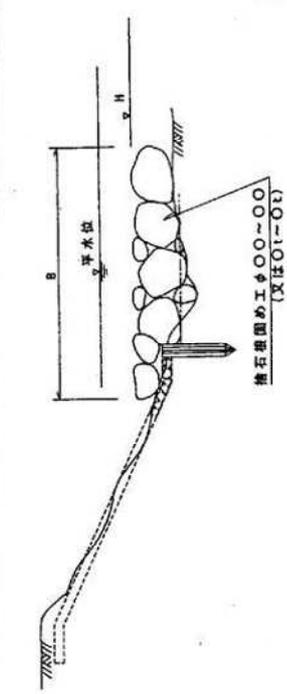
表－1 工法別の施工管理方法の区分（案）

工法名	管理方法の区分		備考
	出来形目標値管理	機能管理	
水制工	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	石の積み方、空隙の有無、根入れなど	
覆土	必要に応じた最小厚・勾配など	材料及び仕上がり状況など	
捨石 (根固め含む)	天端高などフィックスポイントとなる高さ、敷設幅の最小幅	石の置き方、空隙の有無など	
カゴ工 (カゴマット含む)	カゴの厚さ、敷設幅など	石の詰め方、平面形の工夫など	
柵工	木杭の径、長さ、中詰め石の大きさなど	材料の連結、根入れなど	
柳枝工	—	ヤナギのさし方間隔の適否、挿し木の時期など	
巨石工 空石張工	石の大きさなど	石の向き、すわり、間隔など	
河道掘削 (陸上部)	高水敷の高さ、堤防法尻からのはなれなど	掘削後の地形のアンジュレーションの工夫など	
河道掘削 (水中部)	目標とする流下能力を確保する横断形状の基準高など	水際の凹凸、水深の変化など	
分散型落差工	石の大きさ、高さなど	石の置き方、積み方、水際部のアーチ構造、水の流れなど	
その他の工法	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	

注：出来形目標値及び機能管理の内容については、別紙表－2及び第2節に具体的に記述

表一2(1) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

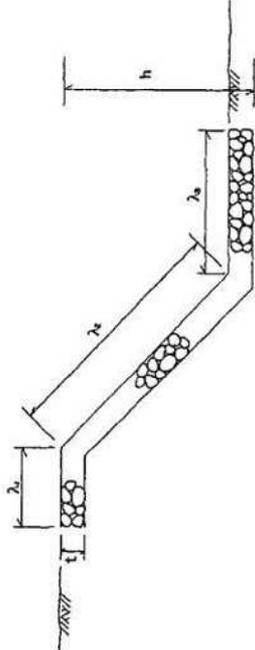
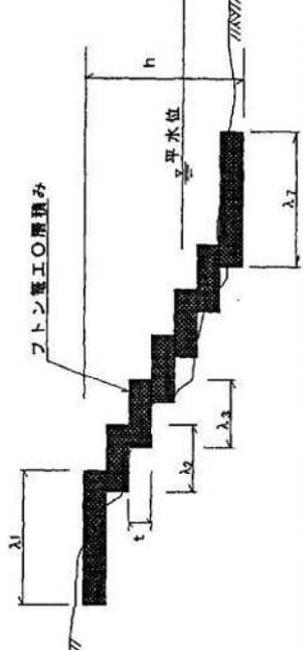
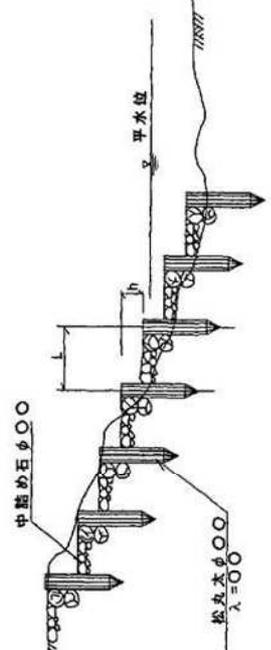
(単位の記載が無いものは: mm)

工種	測定項目	目標値(※注1)	測定基準	測定箇所
水制工	設置基数 n	±0基	1基ごと	
	フィックスポイントの高さH (先端部・脚部)	±200		
	根入れ深さ h	-200		
	水制の長さ ℓ	±0.05ℓ		
	水制の中心間隔 L	±1,000		
	材料(石) の大きさ (※注2)	φ00~φ00(又は00kg~00kg)表示 φ00程度(又は00kg程度)表示 φ00以上(又は00kg以上)表示		
覆土	覆土の最小厚 t (但し必要な場合のみ)	-200	<p>施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。</p> 	
	平均勾配 1 : n (同上)	-20%		
捨石 (根固め含む)	フィックスポイントの高さH (天端高など)	±200	<p>施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。</p> 	
	設置幅B	±300		
	石の大きさφ	(※注2) 水制と同じ		

※注1: 出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。  
 ※注2: 石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も程度、～以上、○～○など、様々な様々が見られる。(実績も様々なケースが見られる)

表一2(2) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

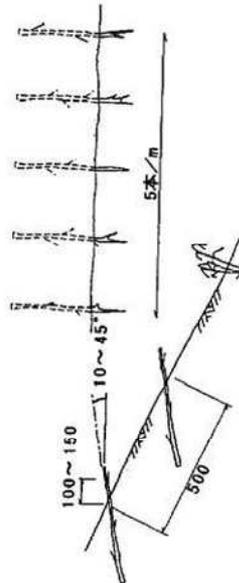
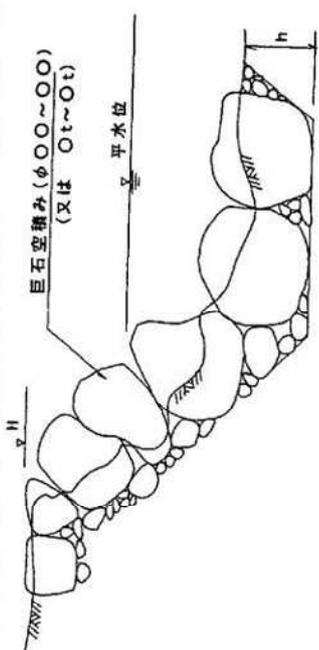
(単位の記載が無いものはmm)

工種	測定項目	目標値(※注1)	測定基準	測定箇所
カゴマット	中詰め石の厚さ $t'$	-0.2 t (t:カゴの設置厚)	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 箇所につき	
	法長 $l (= l_1 + l_2 + l_3)$	-200		
	法長 L	-200		
	高さ h	-100		
布団カゴ	中詰め石の厚さ $t'$	-0.2 t (t:カゴの設置厚)	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 箇所につき	
	法長 $l (= l_1 + l_2 + l_3 + \dots = \sum l)$	-200		
	法長 L	-200		
	高さ h	-100		
柵工	木杭の径 $\phi$	-20		
	木杭の長さ $l$ 、間隔 L	-100		
	木杭の設置高さ h	$\pm 0.2 h$	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 箇所につき	

※注1：出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。  
 ※注2：石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も～程度、～以上、○～○など、様々である。(実績も様々なケースが見られる)

表一2(3) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位の記載が無いものはmm)

工種	測定項目	目標値(※注1)	測定基準	測定箇所
柳枝工	(必要なし～機能検査のみ)			
巨石工 空石張工	石の大きさφ	(※注2) 水制に同じ	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又は 50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	フィックスポイントの高さH、根入れh (ただし護岸として用いる場合のみ)	±200		
その他の工法	治水または環境機能上、必要と認められる箇所のみ出来形を管理する。			

※注1：出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然型川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2：石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があり、範囲も～程度、～以上、○～○など、様々な様々が見られる。

表一2(4) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

編	章	節	枝番	工種	測定項目	目標値	測定基準	測定箇所
1	2	3	2	①河道掘削 (陸上部)	変化高	±100	施工延長40m(測定間隔25mの場合)は50m)につき1箇所	
				②河道掘削 (水中部)	変化高	±200	延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2箇所	

※掘削量については、適切な方法で管理すること。

**【適用に当たったての留意事項】**

- ・上記値は目標値であり規格値ではないので注意すること。
- ・施工に当たっては事前に監督員と協議を行い、流下能力等の確認を行うこと。
- ・中小河川・死水域のない河川には適用しないこと。

## 2 機能管理の内容

自然素材を用いた工法など、出来形管理になじまないような工法については、工法の機能を満足しているかによって管理を行う方が適切である。対象となる工種としては、**水制工、木杭を用いた柵工、柳技工、植物護岸、覆土、河道掘削（陸上部・水中部）**などが考えられる。

機能管理については、チェックシート方式で行うものとし、対象となる工法ごとに事前に具体的なチェック項目を抽出しておくものとする。

ただし、同じ工法でも、川づくりの目的、あるいは用いる場所により、必要な機能が異なる場合が考えられるので、チェックシートの作成にあたっては、次のような点に配慮するものとする。

---

機能管理用チェックシート作成の留意点
① 当初設計時点で、対象工種に求められる機能を整理しておくものとする。
② チェック項目は、施工方法や施工上の配慮に関することが多くなる。これらは設計図書のうち「完成予想図」「施工要領図」等に記載されているので、これらもとづいてチェックシートを作成する。
③ 治水上守るべき高さ、寸法などについては、従来どおりの出来形管理を行う。

---

以上の考え方にもとづいて、機能管理用のチェックシートの「作成例」を示すと、表-3のとおりである。

なお、表-3はあくまでも一例であり、**同じ工種でも現場条件などによりチェックポイントは異なる**ので、川づくりの目標と現場の条件を踏まえた上で、**不要な項目は除き、また、これ以上に必要な項目があれば適宜加える**ものとする。

機能管理を取り入れた場合の、多自然川づくりの工事の流れは図-1のようなものになると思われる。

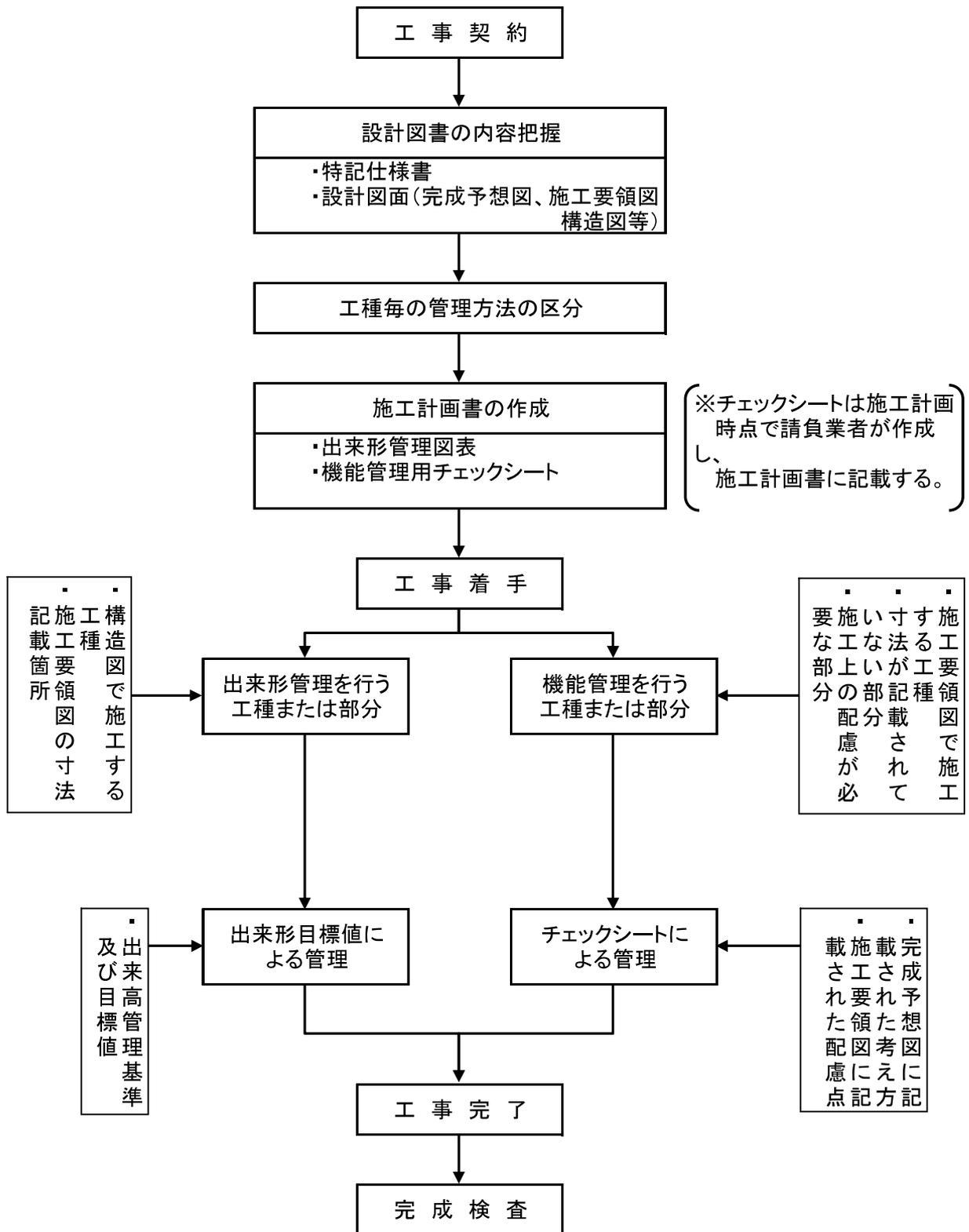


図-1 多自然川づくり工事の流れ

表-3 (1) 機能管理用のチェックシート (例)

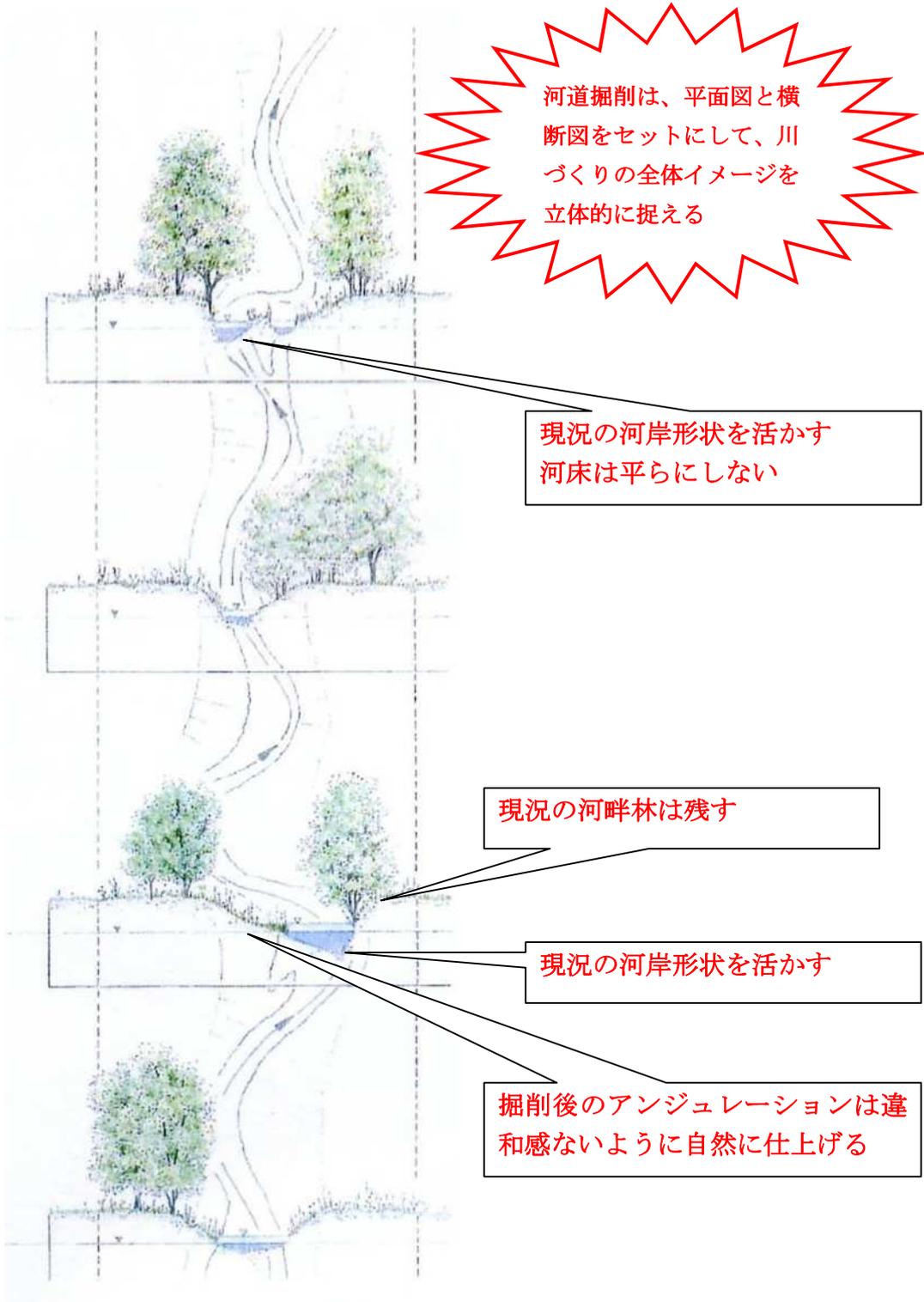
工種	チェック項目	備考
石組み水制工	<input type="checkbox"/> 水制の方向は流れに対して適切か <input type="checkbox"/> 石の積み方は安定する積み方となっているか (平積みでなく、落とし積みとなっているか) <input type="checkbox"/> 投石の地盤への根入れが確保されているか <input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか (不安定な石はないか) <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 空隙が適切に確保されているか <input type="checkbox"/> 天端の石が「顎だし」状になっていないか <input type="checkbox"/> 根石の向きは流れに対して適切か (流心または上流に向かって面が下がるような向き) <input type="checkbox"/> 角の部分を形とらず丸みを付けて自然に仕上げているか <input type="checkbox"/> 全体的な景観が人工的になりすぎているか	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔石積み・基本編〕」
覆土	<input type="checkbox"/> 現地発生土を用いているか <input type="checkbox"/> 自然な起状を持たせているか <input type="checkbox"/> 法面を整形しすぎているか <input type="checkbox"/> 法面を締固めていないか <input type="checkbox"/> 水制先端部の根入れは深くなっているか	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔一般次項編〕」 <input type="checkbox"/> 表土敷厚 20~40 cm 程度 <input type="checkbox"/> 時期は冬から春先
捨石	<input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか (不安定な石はないか) <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 空隙が適切に確保されているか <input type="checkbox"/> 全体的な景観が人工的になりすぎているか	
カゴ工 (カゴマット・布団カゴ等)	<input type="checkbox"/> カゴ材を傷つけていないか、また大きな変形はないか <input type="checkbox"/> 中詰め石は大きな空隙がないように施工しているか <input type="checkbox"/> 親水上の危険性はないか <input type="checkbox"/> カゴ間の連結は十分であるか <input type="checkbox"/> 中詰め石の大きさはカゴの厚さに対して適切か <input type="checkbox"/> 水際が、直線になっていないか <input type="checkbox"/> 水際に接する石は角張っていないか <input type="checkbox"/> 表面に現地の表土を利用した覆土を行っているか	

表-3 (2) 機能管理用のチェックシート (例)

工種	チェック項目	備考
柵工	<input type="checkbox"/> 耐久性のある木材を使用しているか <input type="checkbox"/> 水面上に出ている部分が多すぎないか (腐食) <input type="checkbox"/> 杭は十分な根入れを取っているか (洗掘に対して) <input type="checkbox"/> 横木の連結は十分であるか <input type="checkbox"/> 流れ方向に対して元口 (丸太) の位置が適切か	「多自然施工ハンドブック [一般次項編]」を参照
柳枝工	<input type="checkbox"/> ヤナギの種類は郷土種を用いているか <input type="checkbox"/> 低木性の種類であるか <input type="checkbox"/> 挿し木の根入れ部分は十分あるか <input type="checkbox"/> 施工時期は適切か (晩秋から冬期の間)	
巨石工	<input type="checkbox"/> 水の流れを目的どおりコントロールしているか	
分散型落差工	<input type="checkbox"/> 構想の水際線形をアーチ状に描いているか <input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか (不安定な石はないか) <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 石の向きは流れに対して適切か (流心または上流に向かって面が下がるような向き) <input type="checkbox"/> 石の配置 (景観) が人工的になりすぎているか <input type="checkbox"/> 配置間隔は適切か (規則的すぎないか)	
河道掘削 (陸上部)	<input type="checkbox"/> 標準断面で画一的に整備していないか <input type="checkbox"/> 掘削後の地形のアンジュレーションに違和感がないか <input type="checkbox"/> 河川敷地の広い所では、川の多様性が回復するような工夫を行っているか <input type="checkbox"/> 上下流を見て違和感がないか	
河道掘削 (水中部)	<input type="checkbox"/> 川底を平らにしていないか <input type="checkbox"/> 瀬や淵等を形成している川の中の石を保全しているか <input type="checkbox"/> 水際の凹凸を考慮しているか <input type="checkbox"/> 水深に変化がついているか <input type="checkbox"/> 現況の河岸形状を活かしているか <input type="checkbox"/> 上下流を見て違和感がないか	

# 河道掘削施工要領参考図

別図-1



### 3 多自然川づくりの進め方

多自然川づくりでは、前述のように工事の管理方法が従来の土木工事とことなるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となる。

特に、工事着手前の施工計画打合せや、施工中における監督職員と施工業者との随時協議の重要性が従来以上に大きくなるので、下記のようなことに留意して図-2のフローに示すような進め方を行うものとする。

---

#### 多自然の川づくりの進め方に関する留意点

- ① 施工要領図で示した部分（又は工種）については、現場条件を踏まえたうえで、施工方法、使用材料、細部形状等について、施工計画打合せ時に施工業者側から提案を行うことを義務づける。
  - ② 必要に応じて、工事のための補足図を作成する。
  - ③ 施工要領図で示した部分、および機能検査の対象となる部分については、工事監理連絡会を活用して施工中に随時、設計コンサルタント、設計積算担当課、監督職員と施工業者との協議を義務化する。
-

